

第 5 0 3 回
三戸町議会定例会会議録

令和 4 年 6 月 6 日 開会

令和 4 年 6 月 9 日 閉会

三戸町議会

目 次

会 期 日 程 表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日 令和4年6月6日（月）	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○応招議員	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	5
○職務のために出席した事務局職員等	6
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 諸般の報告	8
<町長の報告>	
報告第1号 令和2年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
報告第2号 令和2年度三戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	8
<議長の報告>	8
日程第4 町長提案理由の説明	8
第3日 令和4年6月8日（水）	
○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	13
○職務のために出席した事務局職員	14
午前10時00分 開議	
日程第1 一般質問	
久慈 聡議員	15
1. 人口減少・少子高齢化が加速している三戸町の近未来に対処した町長の施策は	
栗谷川柳子議員	32
1. サンノワの株主としての対応について	
2. 公共施設の熱中症予防環境について	
藤原 文雄議員	48
1. 農業経営基盤の整備について	
山田 将之議員	59
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大時における対応について	

第6日 令和4年6月9日(木)

○議事日程、追加議事日程	70
○本日の会議に付した事件	71
○出席議員	71
○欠席議員	71
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	71
○職務のために出席した事務局職員	72

午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

佐々木和志議員 73

1. 町道改良工事について

番屋 博光議員 77

1. 杉沢小学校の今後について

2. 三戸町の畜産(牛)について

日程第2 報告第3号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(三戸町町税条例等の一部を改正する条例) 86

日程第3 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) 88

日程第4 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(令和4年度三戸町一般会計補正予算(第1号)) 89

日程第5 議案第28号 三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案 91

日程第6 議案第29号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案 92

日程第7 議案第30号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案 93

日程第8 議案第31号 三戸町工場等誘致条例の一部を改正する条例案 94

日程第9 議案第32号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 102

日程第10 議案第33号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 102

日程第11 議案第34号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 102

日程第12 議案第35号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 102

日程第13 議案第36号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 102

日程第14 議案第37号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 102

日程第15 議案第38号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 102

日程第16 議案第39号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 102

日程第17 議案第40号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 102

日程第18	議案第41号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	102
日程第19	議案第42号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	102
日程第20	議案第43号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	102
日程第21	議案第44号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	102
日程第22	議案第45号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	102
日程第23	議案第46号	令和4年度三戸町一般会計補正予算(第2号)	105
日程第24	議案第47号	令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	111
日程第25	常任委員会の所管事務調査の結果について		112
日程第26	常任委員会の閉会中における所管事務調査について		113
日程第27	議員派遣の件		113
日程第28	諸般の報告		114
	・議長の報告		
追加日程第1	町長提案理由の説明		114
追加日程第2	議案第48号	令和4年度三戸町一般会計補正予算(第3号)	115
閉会			123
署名			123

会 期 日 程 表

会 期 令和4年6月6日～令和4年6月9日（4日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時刻	内 容
第1日	6月6日(月)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	6月7日(火)	休 会		議案熟考のため
第3日	6月8日(水)	本 会 議	午前10時	一般質問
第4日	6月9日(木)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 各常任委員長報告 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和2年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		町長報告 R4.6.6
報告第2号	令和2年度三戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について		町長報告 R4.6.6
報告第3号	専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町町税条例等の一部を改正する条例）	R4.6.9	原案承認
報告第4号	専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	R4.6.9	原案承認
報告第5号	専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（令和4年度三戸町一般会計補正予算（第1号））	R4.6.9	原案承認
議案第28号	三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案	R4.6.9	原案可決
議案第29号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案	R4.6.9	原案可決
議案第30号	三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案	R4.6.9	原案可決
議案第31号	三戸町工場等誘致条例の一部を改正する条例案	R4.6.9	原案可決
議案第32号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4.6.9	原案同意
議案第33号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4.6.9	原案同意
議案第34号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4.6.9	町長同意

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第35号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4. 6. 9	原案同意
議案第36号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4. 6. 9	原案同意
議案第37号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4. 6. 9	原案同意
議案第38号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4. 6. 9	原案同意
議案第39号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4. 6. 9	原案同意
議案第40号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4. 6. 9	原案同意
議案第41号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4. 6. 9	原案同意
議案第42号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4. 6. 9	原案同意
議案第43号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4. 6. 9	原案同意
議案第44号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4. 6. 9	原案同意
議案第45号	三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	R4. 6. 9	原案同意
議案第46号	令和4年度三戸町一般会計補正予算（第2号）	R4. 6. 9	原案可決
議案第47号	令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	R4. 6. 9	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第48号	令和4年度三戸町一般会計補正予算(第3号)	R4.6.9	原案否決

第1日目 令和4年6月6日(月)

○議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

1. 町長の報告 報告第1号 令和3年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第2号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

2. 議長の報告

第4 町長提案理由の説明

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員(14人)

○出席議員(14人)

- | | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 柳 | 雫 | 圭 | 太 | 君 |
| 2番 | 小笠原 | 君 | 男 | 君 | |
| 3番 | 和 | 田 | 誠 | 君 | |
| 4番 | 越 | 後 | 貞 | 男 | 君 |
| 5番 | 乗 | 上 | 健 | 夫 | 君 |
| 6番 | 山 | 田 | 将 | 之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳 | 子 | 君 | |
| 8番 | 藤 | 原 | 文 | 雄 | 君 |
| 9番 | 番 | 屋 | 博 | 光 | 君 |
| 10番 | 千 | 葉 | 有 | 子 | 君 |
| 11番 | 久 | 慈 | 聡 | 君 | |
| 12番 | 澤 | 田 | 道 | 憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和 | 志 | 君 | |
| 14番 | 竹 | 原 | 義 | 人 | 君 |
-

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|--------|
| 説明員 | 三戸町長 | 松尾和彦君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 馬場浩治君 |
| | 参事(税務課長事務取扱) | 遠山潤造君 |
| | 参事(住民福祉課長事務取扱) | 馬場均君 |
| | 参事(総務課長事務取扱) | 武士沢忠正君 |
| | 参事(三戸中央病院事務長事務取扱) | 沼澤修二君 |

健康推進課長	太田明雄君
会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
農林課長	極檀浩君
建設課長	齋藤優君
まちづくり推進課長	中村正君
総務課財政指導監	下村太平君
三戸中央病院経営改善推進監	松崎達雄君
総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田晃君
委任説明員 事務局 長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員 教育 長	慶長隆光君
委任説明員 事務局 長	櫻井学君
史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主 幹	櫻井優子君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第503回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第503回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、5月27日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

6月6日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を6月6日から6月9日までの4日間と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

6月7日は議案熟考のため休会。

6月8日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

6月9日、午前10時開議。一般質問を続行し、次に報告第3号から報告第5号及び議案第28号から議案第47号までの審議、採決を行います。次に、各常任委員長からの所管事務調査の報告及び閉会中における所管事務調査の申出、議員派遣の決定並びに諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和4年6月6日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番、栗谷川柳子君、8番、藤原文雄君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月9日までの4日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 町長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告第1号及び報告第2号について報告があります。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、私からの報告でございますが、報告第1号 令和3年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

本件は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費としたタブレット購入費ほか8件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を報告するものであります。

次に、報告第2号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。本件は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費とした管路施設点検業務委託料について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を報告するものであります。

以上でございます。

2. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、議長の報告を行います。

監査委員から、令和4年3月から令和4年5月に実施した例月出納検査の結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、町長から株式会社SANNOWAの経営状況の報告書の提出がありました。議員の皆様のお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、第3次三戸町行政改革実施計画に係る令和3年度取組状況報告書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、教育委員会から令和3年度三戸町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検評価に関する報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、報告第3号から報告第5号及び議案第28号から議案第47号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、改めましておはようございます。本日ここに、第503回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様にはご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、4月29日から5月5日までの期間で開催されました今年の「さんのへ春まつり」におきましては、新型コロナウイルスの影響により、2年間中止しておりましたイベントが開催されたこともあり、期間中の来場者数が2万3,000人と、昨年度と比較し3,000人増加し、大いに盛況を見せたところであります。

特に4月30日に開催されました「三戸城跡国史跡指定記念イベント」におきましては、当町のふるさと応援大使であります中島美華さんを総合司会に迎え、太鼓や三味線の演奏などのステージイベントや、流鏝馬や甲冑試着体験など歴史体験のイベントを開催し、歴史ファンをはじめとする町内外から600人を超える来場者がありました。

また、この春まつり期間に合わせて、南部家の家紋である「丸に向鶴」をあしらった「国史跡 三戸城跡」ののぼり旗も作成し、国道から城山公園までのルートに設置をすることで、町内に国史跡指定の機運を高めるとともに、「歴史の町三戸」を内外に強力に発信をいたしました。

城山公園の桜は、今年は例年よりも1週間ほど早く開花したこともあり、花の見頃も早まりましたが、好天にも恵まれ、まるで三戸城跡の国史跡指定を祝うかのよう、見事な満開の桜が春まつりを彩ってくれました。

今後とも、町の宝である城山公園の「桜の名所」としての魅力を守り続けるとともに、併せて歴史ロマンを体感することができる国史跡として、その魅力と全国的な認知度をさらに高めることができるよう、各課連携・協力の下、今後も各種事業に取り組んでまいります。

また、5月10日には、2018年産から途絶えておりました当町のホップ栽培につきまして、地域おこし協力隊による「三戸町産ホップ復活プロジェクト」がスタートし、町内の園地にホップの苗を植える作業が行われております。

当事業は、大手香料メーカーとの事業連携により実施されており、今年の8月のホップ収穫後は、ホップ香料としての加工試作品が生産される予定となっております。

将来的には、同メーカーによる食品や化粧品などの関連商品への開発や、町のクラフトビールの生産、大手ビールメーカーへの出荷など、その用途を広げ、販路を積極的に拡大することで、町の新たな産業としての発展を目指してまいります。

同時に、ホップ生産農家の確保と作付面積の拡大を図ることで、町の特産品としての復活と、町の基幹産業である農業の基盤の強化と地域づくりに貢献できるものと、大いに期待をしております。

このコロナ禍の中におきましても、未来を見据え、町の魅力の向上と産業の発展のための種をまき、着実に水を与え、芽を守り、花を咲かせることができるよう、各種施策、各種事業に取り組んでまいりますので、引き続き町民の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、次より、今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、報告第3号 三戸町町税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、三戸町町税条例等の一部を改正したものです。

改正の主な内容であります。個人町民税関係では、所得税における住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期間の延長に伴う改正など、所要の整備を行っております。

固定資産税関係では、商業地における地価上昇による増税の緩和措置のほか、民法及び不動産登記法の改正に対応し、固定資産課税台帳、資産証明書発行におけるDV被害者保護に関する規定を追加するなどの改正を行っております。

本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

次に、報告第4号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、三戸町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容であります。国民健康保険税における基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げたものであります。

本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

次に、報告第5号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本件は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額66億2,279万1,000円に歳入歳出それぞれ905万円を追加し、予算総額を66億3,184万1,000円にしたものであります。

補正の内容といたしましては、三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の改正に伴い、消防団員の年報酬を追加補正したものであります。

本補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月1日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第28号 三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。租税特別措置法の改正により、同法において条項が設置されたことに伴い、項ずれが生じたこと等により、所要の整備を行うものであります。

次に、議案第29号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、令和2年度及び令和3年度に実施しております新型コロナウイルス感染症により、収入が減少した国保世帯に対する国民健康保険税の減免措置について、これを継続し、令和4年度課税分についても同様の措置を講じるため、必要な事項を定め

るものであります。

次に、議案第30号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る介護保険料の減免措置を令和4年度においても継続するための関係規定を整備するため、三戸町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第31号 三戸町工場等誘致条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、工場等の誘致を促進するとともに、町民の雇用機会の拡大を図るため、三戸町工場等誘致条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。対象となる工場等の要件を緩和し、さらに誘致企業が工場等を建て替える場合を奨励金の交付対象に追加するとともに、奨励金における対象経費の拡大、交付額の引上げなど支援内容の充実を図るため、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第32号から第45号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを一括してご説明申し上げます。

本案は、令和4年9月4日に任期満了となる三戸町農業委員14名の選任につきまして、一般公募により募集を行ったところ、定員と同数である14名の応募があったことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会の委員の任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

議案第32号から議案第45号まで、それぞれ、一ノ渡重義氏、井畑育子氏、梅田晃氏、上野敏昭氏、老久保まゆみ氏、神谷陽一氏、工藤洋一氏、佐々木俊一氏、千澤正知氏、照井秀美氏、中澤隆浩氏、沼邊義雄氏、武士沢隆悦氏、松本誠子氏の14名に係る同意議案であります。

いずれも農業委員会の委員として適任者であると判断し、任命するものでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第46号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額66億3,184万1,000円に歳入歳出それぞれ1億3,373万5,000円を追加し、予算総額を67億6,557万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、国庫支出金1億2,788万4,000円、県支出金458万9,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費等、民生費2,420万7,000円、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業費等、衛生費3,664万3,000円、さんのへ応援商品券事業費等、商工費6,161万3,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第47号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額7,011万円に歳入歳出それぞれ109万1,000円を追加し、予算総額を7,120万1,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰入金109万1,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、予備費97万5,000円を増額補正しようとする

ものであります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時24分 散会

第3日目 令和4年6月8日(水)

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|---|
| 久慈 聡議員 | 1. 人口減少・少子高齢化が加速している三戸町の近未来に対処した町長の施策は |
| 栗谷川柳子議員 | 1. サンノワの株主としての対応について
2. 公共施設の熱中症予防環境について |
| 藤原 文雄議員 | 1. 農業経営基盤の整備について |
| 山田 将之議員 | 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大時における対応について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14人)

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 雫 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
-

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|-----------|
| 説明員 | 三 戸 町 長 | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 馬 場 浩 治 君 |
| | 参事(税務課長事務取扱) | 遠 山 潤 造 君 |
| | 参事(住民福祉課長事務取扱) | 馬 場 均 君 |
| | 参事(総務課長事務取扱) | 武士沢 忠 正 君 |
| | 参事(三戸中央病院事務長事務取扱) | 沼 澤 修 二 君 |
| | 健康推進課長 | 太 田 明 雄 君 |
| | 会計管理者(会計課長) | 井 畑 淳 一 君 |
| | 農 林 課 長 | 極 檀 浩 君 |

建設課長	齋藤優君
まちづくり推進課長	中村正君
総務課財政指導監	下村 太平君
三戸中央病院経営改善推進監	松崎達雄君
総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田晃君
委任説明員 事務局長	極 檀 浩君

○教育委員会事務局

説明員 教育長	慶長隆光君
委任説明員 事務局長	櫻井学君
史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主 幹	櫻井優子君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<11番 久慈 聡議員>

1. 人口減少・少子高齢化が加速している三戸町の近未来に対処した町長の施策は

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

今年春以降、ロシアのウクライナ侵攻によって各国のメディアやネットに情報があふれています。そして、情報操作されるなど、私たちは正確な情報や事の真意に惑わされることなく選択していく必要があると感じています。また、侵攻により被害に遭われた方、亡くなられた方に対して深く哀悼の意を表するものでもあります。

さて、私の今回の一般質問でありますけれども、私はふだんから町の情報を得て町民への説明など、議員としての活動をしております。この町からの情報発信の面から、今後の町の方向性、変化、それに対応する町長の考えをお伺いすべく、1点4項目について質問いたしますので、よろしくお願いたします。

人口減少、少子高齢化が加速している三戸町の近未来に対処した町長の施策はと題しまして質問いたします。令和4年4月30日現在の三戸町の人口は9,341人となりました。昨年の同月の9,581名から、1年間で240人の人が減少しています。町内各地域の高齢化の進行などが地域の力の維持にも影響を与えるものと考えられています。このような中、令和4年3月には杉沢小中学校が閉校となり、また町内企業数社が廃業するとの情報もささやかれているところでもあります。

3月議会定例会の私の一般質問において、今後の松尾町政はの問いに対し、これまでどおり町民の生活を守り、新たな視点から町が発展していくことができるよう、全力で取り組んでまいりたいとの答弁を町長のほうからいただきました。しかし、ここ最近の町の情勢を鑑みて、町長のこれまでとこれからの取組についてどのようにお考えがあるか、伺いたいと思います。

1、人口減少に伴う町の具体的施策について。

2、少子高齢化に伴う安全性を重視した効率性かつ継続可能な福祉サービスに関して。

3、三戸町のヤングケアラー調査と対策に関して。

4、第502回議会定例会一般質問の町長答弁において、SANNOWA株主である読売広告社の撤退は確定している。今後3年後の黒字化に向けて、町として責任と危機感を持って運営していくという形で答弁をいただいていた。しかしながら、10年後の計画を立てるからということを経由し、補正予算を計上しない理由はなぜな

のか。また、株主として住民の血税を出資している町は、物言う株主として説明責任があるはずだが、町長はどのように考えているか、お伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、久慈聡議員の質問にお答えを申し上げます。

まず1点目、人口減少、少子高齢化が加速している三戸町の近未来に対処した町長の施策はということですが、近未来という部分の表現につきましては現下の状況としてお答えするのが適当と考えますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。その上でご答弁申し上げます。

初めに、1点目の人口減少に伴う町の具体的施策についてであります。当町における人口の推移につきましては、令和元年に人口1万人を割り込んでからも年間200人以上が減少する傾向で推移しており、令和4年4月1日現在の人口は9,353人となっております。

町の人口の現状と将来を展望するまち・ひと・しごと創生三戸町長期人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所の推計による当町の将来推計人口は、令和27年に4,563人となっており、長期にわたる出生数の減少、転出超過等の影響で人口減少が進むものと位置づけており、地域経済や生活に与える影響が極めて大きいと予想されることから、その克服に向けた継続的な取組と効果の早期波及が課題であると認識しております。

一方、令和2年10月1日時点の人口推計予測9,069人に対して、住民登録者数は9,744人で、予測を下回る減少幅にとどまっており、国が主導する東京一極集中の是正に対する取組や田舎暮らしへの興味の高まり、ふるさと回帰への意識の醸成が少しずつ波及し始めているものと考えております。

町がこれまでに取り組んだ人口減少対策に関連した施策といたしましては、子育てサポート祝金の支給や18歳までの子ども医療費の無料化、病後児保育、3歳から5歳児に対する副食費助成などの出産、子育て、教育環境の整備充実に資する事業、移住定住者に対する補助金や奨学金定住促進奨励金の交付など、若者の定着、還流に資する事業のほか、農業経営基盤の強化に資する事業に取り組んでまいりました。また、三戸中央病院の医師確保や介護予防事業、健康ポイント付与事業など、多くの健康づくり関連事業に取り組んできた結果がその成果につながったものと考えております。

今後も既存事業のさらなる推進を図るとともに、結婚新生活支援事業や町営住宅整備事業等の新規事業への着手、本定例会に条例改正案を上程しております工場等誘致による雇用機会の確保や産業振興の促進により、安心して生活できる職住近接が可能な環境整備の充実を図ってまいります。人口減少対策は、短期間で成果が得られる地域課題ではございませんが、総合的かつ多角的に施策を推進することにより、引き続き住み続けたい町、住んでみたい町さんのへの実現を目指してまいります。

次に、2点目の少子高齢化に伴う安全性を重視した効率性かつ持続可能な福祉サービスに関してありますが、高齢者等の日頃の様子を把握し、支援が必要な方を必要な医療、介護、福祉サービスにつなげることにより、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、高齢者を支える総合相談窓口としての地域包括支援センターと住民や関係団体等が連携して見守ることが重要であります。

町では、これまで民生委員、児童委員や町内会の皆様から、日頃からの見守りにご協力いただいているとともに、三戸郵便局や生活協同組合コープあおもり、株式会社サンデーとの高齢者の見守りに関する協定を締結するなど、様々な人が関与した見守り体制を構築しております。

また、町の事業といたしましては、ほのぼの見守りネットワーク事業、見守り配食サービス事業、一人暮らしホットライン事業のほか、地域住民が運営する通いの場への支援、三戸町社会福祉協議会が行う高齢者独り暮らし世帯を対象とする緊急通報装置設置事業への補助金交付など、多様な高齢者支援を行っているところであります。

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域における高齢者等の支援体制の維持継続は重要な課題であると認識しているところであります。このことから、将来的にはITを活用した高齢者等の見守り体制の構築を目指してまいりたいと考えております。また、今後におきましても関係機関や地域の方々との連携を強化し、地域全体で高齢者等を見守り、支え合い、安心して暮らし続けることができる地域づくりのため、各種事業に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、ヤングケアラー調査と対策についてであります。障害や病気のある親、兄弟、祖父母等の家族の世話など、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーの問題は、近年社会問題として浮上しております。

4月に厚生労働省が公表した実態調査では、小学6年生の6.5%が世話をする家族がいると回答し、このうち平日1日のケア時間が7時間を超える児童もいるという結果が出されておりました。国では、本年度からの3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間としております。当町におきましても、ヤングケアラーの早期把握や適切な支援が行える環境をつくっていくため、ヤングケアラーの認知度向上と正しい理解が進むよう、ヤングケアラーに関する普及啓発の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の読売広告社の株式取得費を補正予算に計上しない理由についてありますが、これまでいただいた皆様からのSANNOWA運営に関する様々なご意見を踏まえ、多様な角度からの検討、試算を行った上で予算計上すべきと判断し、その方向性をご説明できるまでの状況に至らなかったことから、一旦は今定例会への予算計上を見送ることとしたものであります。

今回さきに行われた取締役会の協議結果を踏まえ、追加提案にて補正予算の計上をお願いするものでございます。

また、株主である町としての説明責任につきましては、当初町が計画していた地域商社としての役割や成果などを整理するとともに、今後地域商社としての運営について、株主である町の意見を伝えるなど慎重に協議を進めてまいります。

また、議員ご質問の中で物言う株主としてのくだりがありましたが、その言葉の意味合いは主に自己利益を追求する投資家やファンドを指している表現でありますので、町の立場としては物言う株主に当たらないと考えておりますので、申し添えておきます。

以上であります。

○11番（久慈 聡君）

大体考え方というのは分かりました。

まず、では1点目の質問をさせていただきたいと思っております。人口減少に伴う町の具体的施策という形で、総合的に、多角的に住み続けたい町にするために頑張っていくたいということで、多くのことをやっているということをおっしゃっていただきました。

その中で、それは事業としては分かるのですが、私たちが考えているのは、このコロナ禍の中、国の政策として巨額の財政出動を行ってきているというところがありますよね。そのツケというのは、将来国民に返ってくるというふうに考えています。近未来という形で話をさせていただいたのは、この人口減少の中、予算が少なく

なりますよ、インフラとかの更新の費用、これは増大していきますよ、最終的には市町村合併などが予想されるというふうに私は考えており、またこの三戸町が、また私たちができる現在の最善策というのはどういうことなのかといったときに、組織の精鋭力を高めること、そして節約した事業計画をすること、それから効率的な組織運営をしていかなければならないというふうに私は考えているのですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

久慈議員におかれましては、今回のコロナ禍における国の財政出動であったりとか、それを受けての町の補助、支援策であるとか、そういった全般もろもろについて、このままで本当に大丈夫なのかという、そういった危機感を持たれているものだというふうに理解したいと思えます。

まず、私どももこれだけの財政出動をしているので、では実際、将来的にどうなのかということをやはり心配はいたします。そういう観点で、様々に情報収集をしておりますが、現下のところ国のほうでは地方交付税を算定する際に、前年度の事業の事業税、法人事業税であるとか、所得税であるとか、そういったところのベースを見て交付税の配分であったりとか、そういうことを決めてきております。また、もちろん交付税を我々が国に求めていく際には、実際の財政需要額というものを積み上げて国に対して申請していく、そのやり取りの中で最終的に決まってくるものなのですが、現在のところ国のほうから将来的に交付税が減っていくかもしれないとか、そういう話は一切聞いておりません。

そしてまた、いろんな経済学であるとか、そういった方々の講演を聞く機会もあるのですが、仮にやるとしても細く長くというような形で、できるだけ、今、日本はデフレの脱却を目指してございまして、そこの中で金融の施策も行い、今物価高等々、日銀のほうも苦勞していると思えますが、そういった中でも財政的に緊急にこれをしばめてしまうと、それは直接経済に影響が出てまいりますので、恐らくそんな急激なことはやってこないのではないかというのが今の大体の我々の考え方、伝わってくる情報からすると、そういう判断ということになります。

しかし、そういうことではあります、当然税金を使っていくということでありますので、国と歩調を合わせてしっかり対策を講じていく、そして地域の様々なものについて情報収集をし、判断をしていくという姿勢は今後も変わらないものというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

コロナの関係に関してだったりとか、それから今現状のほうで触れた結果だったりとか、そういった部分に関しては世の中の経済の情報等を鑑みれば分かるのかな、と思えます。

その中で、若干違うなと思っているのは、国の施策としてはいろんな形で緩やかな下降をしていこうと、要は急激な下げ幅をするということはないような形でやっていこうというのとは分かるのですけれども、その中で私たちは、同じような形で推移するのもそうかもしれないけれども、やはり効率的な形で考えていかなければならないかなというふうに私は思っています。そのために、先ほどもお話ししましたが、お金はかかっているという中で、基本的に今現在の形の事業計画に対しても、

やっぱりそれに対してもっと節約した形、効率的なものをもっと考えていくということ、を国の考え以上の形で考えていかなければ、実際にお金下がってからは、収入が下がってからは取組ができないというふうに考えています。

まず、今後に向けての構想というのは大体分かりました。また、6年間で今やってきた実績ということも今報告をされていきましたので、理解はしました。

町長に対しては、町民との対話を重視した政策だったりとか、その他の政策も基本的にはコロナのせいでちょっとできなかったよというような答弁を何回かされているかと思います。今後2年の間に町をどのように変化させて、改革させていかなければならないという、そういうお考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

まず、今後2年間という、限定したといいますか、任期中どういうふうに頑張るのだという、そういうことだと思っております。まずは、青森県内もコロナの感染者が大分少なくなってきたとはいえ、昨日でもまだ180人台の感染者があり、増減している状況であります。国からの支援もあり、県の努力もあり、また民間の各病院や福祉施設、学校、様々なところで、現状はとにかくコロナ対策を重点的にやりながら、経済も何とか、日常の生活をできるだけ取り戻すということをまず前提にやっている状況でございます。

ある意味このコロナというのは、非常に規模の大きな災害だというふうに私は認識しておりますので、災害であるコロナ禍の状況で、町民の方々が極力不便を被らないように私どもとしては考えていかなければならない。2年間というのは、まだそういう期間の中に入っているのかもしれないという、そういう前提はございます。ただ、そういう前提はあるにしても、先般国史跡指定になった三戸城跡城山公園の保存計画であるとか、あとそれを踏まえての観光の取組であるとか、あるいは先ほども答弁の中にありましたが、町営住宅の建設であるとか、若者の定住や観光や、そしてまた教育といった部分、こういったものをしっかりと進めていかなければならないと、そのように考えてございます。

そして、併せて今回、先ほども申し上げて、繰り返しになるので恐縮なのですが、条例改正におきまして工場等誘致条例の条例改正をお願いしております。これによりまして、誘致に係るハードルというものが今までよりは非常に下がります。その下がったところに、どんどんいろんな企業に進出をしていただきたい。東京圏一極集中というものから、やはり地方に足を伸ばしてもらいたいと、そういうものにしていきたいというふうに考えております。今の状況でありますと、今回の誘致条例だけではまだ十分ではないのかなというところもありますので、まずはこの部分の条例を整備し、そして今後もう少しこういったところを考えたほうが良いなというようなものもつくっていただければいいのかなと思っておりますので、その際にはぜひ三戸町議会の皆様にもいろいろとご議論いただいて、ご指導いただければなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○11番（久慈 聡君）

この2年間と、今後の2年間という話で限定させてもらったということもあるのは、町民との対話ということを重視された、ソフト面でという形で、今回いろんな施策もあったり、政策もされていたかと思っておりますので、今回の住宅の件もそうなのですけれども、非課税の方のほうに支給という形だったりとか、いろいろ考えがあるところも

あると思うのですけれども、本来の困っているところ、住民の人たちが苦しんでいるところというところをやはりもっと聞いて、そしてそういうところに手を差し伸べられるような形の支援をしていただければなというふうに考えます。

では、町営住宅のこと、さっき話がありましたけれども、若者のための町営住宅というふうな形で今答弁をいただいたというふうに認識しているのですけれども、町営住宅の必要性というのは分かるのですけれども、今の現状、スリム化だったりとかというところに対して、答弁にちょっと合致するかどうかというふうに考えると、どうなのですかねと思うのですけれども。例えばどのような方が入っていく計画なのか。そして、インフラの整備というのは分かるのだけれども、ほかに重要視されるものがあるのではないかな、町営住宅以外にというふうに思うのですけれども、その辺はどのように考えられていますか。

○町長（松尾 和彦君）

今の町営住宅の妥当性ということなのだというふうに思います。人口減少、あるいは私たちが望む子育てのしやすい環境というのを町として維持していこうと思えば、やはりある一定数以上の保護者であったり、お子さんが三戸町に居住をしているということが非常に大事になると思います。これがなくなると、実際に学校も閉校になったり、いろんな地域に対しての影響が出てきます。ですので、その数をできるだけ維持していく、そのためにはやはり若い方々というのは所得のところもそんなにたくさん持っているわけではありません。もちろん親戚や親から援助していただきながら、持家を持つというのも一つの方法だと思います。ただ、実際に家を持つというのは、固定資産税から何から様々な部分でやはり負担がありますので、自分の身の丈に合った形で住む、そして生活ができる環境がこの三戸町の中に、便がいいところにたくさんあるというのが町としての魅力の一つになろうかと思えます。

三戸町も町営住宅の建設を適宜行ってきていた時代もございます。しかし、ここ20年ほど町営住宅の新しい建設はされておりません。しかし、以前も町営住宅を今の三中跡地のところに集合させて計画しようという、そういった町の考えもございましたが、では実際にその計画を検討しようとして一昨年しましたけれども、そうするととてつもない、実際町営住宅にするには非常に過大な金額の見立てが出てまいりましたので、これであればやはりちょっと実際に現実的ではないと。であれば、町内の空いている場所に町なかの町営住宅という形で整備を今後も定期的にしていくということが、そして若い人、当然所得の制限とかいろいろありますけれども、そういった方々に利用してもらうということが町の生活環境、教育の環境、そしてまたそれが商店街であったり、経済であったり、病院であったり、いろんなものに影響してきますので、住宅政策というのは、これはもうまちづくりの基本だというふうに、私はそう思っております。

○11番（久慈 聡君）

考えとしては、仕事をしたりとか、子供の子育て教育だったり等、そのためのインフラの整備という形で、移住、定住から見れば非常に重要なファクターだと考えるのですけれども、若者をという形のベースで考えているということがまずは分かりましたけれども、今現在住んでいらっしゃる方だったりとか、今後どうやっていくのかということの運用もきちんと考えられていたほうがいいのではないかなと思います。新しい住宅ができました、古いところに住んでいる方はどうするのですか。新しい人を募集しても入ってこないという形だったら、造ってもなかなかうまく運用できないと。

要は考えと現実に乖離があると、ちょっと困るなというふうに感じています。

三戸町の人口減少が予測より下がっていないという形で答弁いただきました。すばらしいことだなというふうに思います。これは、下がっていないという、結果としては評価されるものであるというふうに思います。その要因だったりとか、これというのは町が取り組んできた施策の成果として何か分析されたりしていますでしょうか。どうですか。

○町長（松尾 和彦君）

先ほどご紹介を申し上げました住民基本台帳上の登録された人数でございますが、その数字と町の政策がどういうふうに関連してということなのだと思いますが、従前からお話をしておりますとおり、この施策をしているからこれに影響がどうというふうには直接結びつくというのは、なかなか判断できるものというのは現状はないということでありまして。

ただ、高齢者の健康寿命を延ばす取組であるとか、先ほども言いましたが、子育てに関わる負担感の軽減であるとか、そういうことはこれからも続けていかなければならないと思っています。それは、人口減少という課題だけではなく、実際に日本の人口の高齢化、これは今年生まれた子供の場合は、お子さんが半分の人数になるまで大体何歳まで生きるかとなると、107歳まで生きると言われているのだそうです。五、六年ぐらい前に聞いた話だと、その辺で100歳までは大体子供たちが生きるというふうな伝えられ方もしております。それぐらい医療環境が整い、またいろんなケアやそういったものができるようになると、人口はどんどん上に伸びていく。であれば、それに合わせた町としての行政サービスの提供の仕方であるとか、中身というのを今後いろいろな検討しながらやっていかなければならないと、そんなふうにご考えておりますので、どうぞよろしくご願ひいたします。

○11番（久慈 聡君）

107歳まで生きるかどうかはあれですけれども、このままだと日本は崩壊するよと言っている方もいらっしゃいますし、人口減少というのは非常に大きな問題であるよというふうに感じています。

いろんなファクターがあると思いますし、考え方もあるし、そして人口減少の歯止めになるという形の考えがある中で、ちょっと町長にもお聞きしたいのですけれども、さきの報道で公衆浴場が月末なくなるという形の報道がありました。町が民間事業者に対して公金を支出するということは慎重になるべき、難しいというふうにも考えています。ただ、町の振興の面から考えた場合の影響は少なくはないというふうに考えています。この点について、町長はどのように考えられていますか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

私も新聞等で公衆浴場の話も見ておりますし、町の中で入ってくる風聞という部分というのも聞いております。ただ、町としてその点をどうするという話については、個別の事情や様々な状況があると思いますので、ただいまこの場で答弁をするということは差し控えさせていただきます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。町の振興の面から考えるという部分に関しては、町政を担う町長と

しても考えていただくことの中の一つとして考えていただければなというふうに思います。

ちょっと難しい質問になるのですが、町長にお伺いしたいなというふうに思います。最後の質問になります。町政を担おうというふうに考えて、公約を掲げてから現在まで6年間、今現在残り2年間において、少子高齢化に対するというか、そういう形の事業、いろんな形、コロナの状況、それも含めて自己評価というのをお伺いしたいなというふうに考えているのですが、1つ目は自分自身への自分の評価であること、2つ目は町民、客観的な目線を見た場合の自分の評価、この2点、答えられればお伺いしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

大変難しい質問だなというふうに思います。私自身、よく新聞等でも自身の政策であるとか、4年間について点数をつければ何点ですかと言われても、さてなというのが私の正直なところでありますし、人に対しても点数をつけるというのはいかなるものかなというふうに、そういうふうな考え方を持っておりますので、なかなか評価のところというのは難しいのかなと思っております。

しかし、自分自身で今の自分を見るということなのだと思うのですが、そういった見方でいくとかなりの部分で、365日、24時間、町政の中で自身の生活を全て使っているというふうな意識でありますので、議員時代と比較しますと、自分とすれば努力しているのではないかなというふうに思っております。ただ、努力をしているからいいということではなくて、今後もさらに努力を傾注していかなければならないというのが自分に対しての評価でございます。

そしてあと、町民からはどういうふうになっているかというところは、それはそういう聞き方、私もしたことはありませんので、その点についてはちょっとお答えはしかねるというふうに思います。

○11番（久慈 聡君）

逆の立場になって、自分自身を自分で評価できるのかと質問されると、なかなか難しいところもあるかと思えます。ただ、公的な立場でいって私どもも議員として見なければいけない、自分の立場として考えて、自分の評価はするということだったりというのは、やはり自分なりにしていかなければならないことでもあるというふうに考えていますし、客観的に見られた場合の自分の立場という部分も意識していかなければいけないのではないかなというふうに思っています。その辺もどうか思いながら、今後の町政を担っていただきたいというふうに思います。

では、2つ目の少子高齢化に伴う可能なサービスのほうに移らせていただきたいと思えます。先ほどの答弁の中で、民生児童委員、町民、町、それからサンデー、郵便局、コープが見守りをやっている。町全体で支え合って、安心して暮らせる町にしていきたいという形での答弁をいただいたと思えます。また、将来的なIT活用ということも話には出たと思えます。

人口減少に伴って、ここ数年来、介護の人材の不足が叫ばれています。今後さらなる人口減少が進んだ場合に、介護のみならず地域を見守る方がいなくなるなど、集落の崩壊につながっていくということが予想されます。この対策の取組として、ITを活用した高齢者の見守り、具体的なものというのは何かお考えありますでしょうか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

将来的なITを活用した見守り体制についてでございます。現時点では、例えばスマートフォンの通信機能を用いた双方向での連絡体制や、GPS機能による徘徊のおそれのある認知症高齢者の見守り体制の構築というものが将来的に可能になるのではないかと考えております。現在は、スマートフォンを持たない、あるいは操作が不慣れた高齢者の方が多いと思われまして、導入までには時間を要すると思われませんが、今後を見据え、情報収集等をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

情報収集するという形で答弁いただきました。

では、緊急連絡装置についてお伺いします。緊急連絡装置は、24時間体制であるよというふうに認識していますけれども、間違いはないでしょうか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

緊急通報装置に関するご質問でございます。こちらは、病気など緊急事態の際の通報連絡システムに対応するシステム及び日常生活上の悩み事であるとか心配事などの相談に対応するシステムがセットになったものでございます。

緊急通報ボタンを押しますと、青森市の青森県社会福祉協議会にあります中央センターのほうにつながりまして、そちらで状況を聞き取りして救急車や協力員を呼ぶということで、24時間対応となっているものでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

県社協の中央センターというところに連絡、24時間体制であるということも確認できました。情報どおりなのですからけれども、であれば何かあった場合は緊急のときには対応、安心であるというふうな認識でよろしいのかなとまずは思います。そういうことなのだなというふうに認識します。これは、福祉安心電話サービス事業というところのやつだと思えますけれども、これというのはどなたでも加入できることになっているのでしょうか。どのような条件があるのでしょうか。また、入れなかった人というのは三戸にいるのでしょうか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

この事業の対象者でございますけれども、独り暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、緊急時の対応に不安のある方となっております。これまで加入ができなかった方というのは基本的にはございませんが、ただこの装置が光回線、そちらのほうには対応していないというところで、通常のアナログ回線でなければ対応できないシステムとなっております。そういった場合には対応できないと、加入ができないということになります。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

今のIT社会の中で、「えっ」と思うような状況で、金額的にいうとペンダントも含めてボタンを押すタイプと引っ張るやつと、6万6,000円かかります。そのほか運用費用が月1,000円かかると、これは助成しますというのが今三戸町でやっている助

成のサービスになります。実際に光では駄目だよというところのアナログの部分があって、今現在の中では難しいのかなという人もいます。緊急装置をつけるタイミングというのは、誰がどのように判断しているのかお伺いします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

緊急通報装置の設置の判断でございますが、まず役場の窓口のほうにご本人であるとか、そのご家族の方がご相談に来られた場合、その方の環境といいますか、状況を確認いたしまして、必要と判断される場合には設置をいたします。また、地区を担当している保健師等も、そういった情報があった場合には地域包括支援センターのほうに相談をいたしまして、同様の対応をするということとしてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

前回も福祉の件で質問したときもそうなのですけれども、受け入れる側になっていると。福祉は、希望者のみで対応するのがいいのかなというふうに私はいつも感じています。自分の体調のことは自分でしか分からないという形になりますし、いざ、ではどうなのというふうになった場合に、どこのタイミングでやるのか、家族がそれを見てやるのか、それとも保健師が見るのか。では、保健師が見た場合どうなのか、どこまでの基準があるのかだったりということもあるかと思うのですけれども、できれば全員に同じようなサービスをできないかなというふうに私は考えているところから質問させてもらっていました。希望者だけ対応できるのかというのは、非常に疑問符であります。

では次に、配食について質問させていただきたいと思います。三戸町で配食事業を行っている施設というのはどこがあって、幾つあるのですか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

町内で配食事業を行っている事業所というご質問かと思いますが、町でこの事業を委託しておりますのは三戸町社会福祉協議会というふうになってございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

社協に委託している配食に関してなのですけれども、配食サービス等で行っているのは見守りというサービスも一緒に行われているかと思うのですけれども、これはどのような形で実現されていて、その結果報告なんかはあるのですか。どのような形で動いているのか。要は配食サービスにプラスアルファ見守りということもやっているというふうに感じているのですけれども、そこに対しての現実の状況というのが分かればお知らせください。

○健康推進課長（太田 明雄君）

見守り配食サービス事業でございますけれども、こちらのほうは配達業務といたしましては正午までに弁当の配達を行うということで、その際に在宅の利用者の方への声かけによる安否確認を行うということで行っているものでございます。また、その際に何かあった場合、緊急時の場合は速やかに社会福祉協議会あるいは役場のほうに連絡が入るというシステムとなっております。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前10時50分）

休 憩

（午前10時56分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（久慈 聡君）

配食サービスに関して緊急時があった場合、社協へ連絡しますよと、安否確認をしていますよということで答弁をいただきました。いろんな事業がそれに関与しているということも最初の答弁でも分かっています。

最後に、町長に質問したいと思っています。私の考える少子高齢化に伴う安全性を重視した効率性かつ継続可能な福祉サービスの一つは、ITを活用した見守りの拡充であるというふうに考えています。緊急通報装置は、安全安心であり、独居老人だっなどの希望する方のために行うサービスであるというふうに認識しています。しかし、現在元気でも持病を持っている方もいらっしゃいます。また、家族が離れている方、その安否確認のために毎日電話を行ったりと、現代社会においてもっと違う見守りの形があるのではないかと考えています。

また、今光ファイバー、光が対応できていないという状況の中、環境によって制限されるという部分に関して非常にどうなのというふうに考えさせられる部分もあります。まず、電話回線はあるということでありますから、ネット回線を契約する、もしくは安価なポケットWi-Fiを契約する、室内型カメラでの通話だったり行動確認、またトイレのドアの開閉によってのお知らせなどは非常に安価で設置ができます。1万円ちょっと程度ぐらいでできるはずで、その状態で離れた家族が確認したり、もしくはドアの開閉記録、これは民生委員など地域の方に分散して確認してもらえれば、あっという間に確認もできる、1日に何分というレベルになるかと思えます。それを報告していただけるような形だったりすれば人件費も削減できると思えますし、非常によいのではないかなというふうにも、これは私の考えとして、一つとして考えています。

2つ目、乱暴に言うと配食管理サービス、要は配食を管理している施設の統一ということも一つの視野なのかなと。町の運営継続のためには考えておかなければならない項目であるというふうに考えています。施設の数だけ維持運営管理費がかかります。人員確保の観点からも検討する余地はないかなというふうに考えます。民間ということではないかもしれないですけども、基本的には食事を作っている場所というのは三戸病院だったり、三戸小学校、社協、民間ではほかの施設もいろいろやっていたと思います。老人福祉施設も食事を作ったりしていますよね。刻みだったり、ミキサー食だったりとか、そういう配慮に対して対応するというのは組織づくりであり、かつ配食と見守りサービスの連携業務の確立、これは連携の事業としてやっていく。こういうのをやることによって、ついでに確認するというのではなくて、確認す

るべきであるというような事業としてやるということも一つなのではないかなというふうに私は考えています。

先ほどの課長の答弁では、ITに関しても考えていますよということの中で、スマホで双方の連絡を取れるだったりとか、GPSで徘徊だったりとかということも確かにそうかもしれません。ただ、その中で主としての事業、要はリトル三戸ではないですけれども、いろんな形で少子高齢化に向けた対策だったりとか、その中で維持継続するための仕組みづくりということが非常に大事になるのではないかなというふうに考えているのですけれども、このような、これは私の考えの大きな2つですけれども、取組として考えることができるかどうかだったりとか、そういうところをちょっと最後にお聞きしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま久慈議員からのご提案といいますか、久慈議員の考えるITの活用であるとか、配食サービスの継続の仕方であるとか、いろいろお話をお伺いいたしました。まずは、久慈議員のお考えということで、取りあえず参考にさせていただきたいと思います。

まず、1点目のIT系の部分につきましてなのですが、先ほど議論の中でもあったように機械が光に対応できないとか、いろんな環境に、それぞれの環境に応じた、また一つの何かということまでは、まだ技術が追いついていないのかなというふうに思っています。しかし、そうはいても、例えばウェアラブル端末という、例えばアップルウォッチとかそういったものについてもかなり進歩してきていて、倒れたら、転んだりすると、その振動で緊急通報されるとか、そういったものもございまして、まず今後の技術の、またあるいは製品の発達というところは重要な部分ではないのかなと思っています。

町として機器云々のところで何ができるかということになると、そういった機器が、例えば無線が届かない地域があったりとか、光が届かない地域があったりとか、そういうところが、そういうインフラがないことによってそのサービスが受けられないというのは、これはやはり何とかしなければならないところだと思っておりますので、そういったところ、そういうことがないように、また充実するように、今後とも県、国とも相談をしながら対応していきたいと思っております。

また、配食サービスの部分についてですが、現下は社会福祉協議会のほうにまずお願いをしております。そしてあと、給食センターのほうは、これは学校給食に限るということで法律で定められているようでありまして、病院のところも、これもまたそれ相応の部分がありますので、また管理栄養士の部分でも、そんなに潤沢にいるわけでもありませんし、管理栄養士がさらにその数を増やして全部できるかとなると、これもまた違います。なので、そういった状況をよく考えて、今後とも対応していきたいなというふうに思います。

○11番（久慈 聡君）

配食サービスは、非常にこれは乱暴に話をさせてもらいました。

ITに関しては、インフラの整備ということが一番かなというところもありますけれども、電話回線はあるわけですから、そこの部分に関しても必要だと思っておりますし、先ほどお話ししている緊急連絡に関しては、設置だけに6万6,000円でしたか、かかると。それは三戸町として、個人の負担は入らないかもしれないけれども、助成としてそれを使うこと、支出されるということになりますから、それに比べたら安価にな

るのではないだろうかと思います。

見守りに関してもそうですけれども、いろんなサービス、高齢者の福祉計画のほうにもありますけれども、このサービスの中で、前回も言っていますけれども、重複しているサービス、個人に対して重複している部分もありますけれども、重複していない方だったりとか、漏れている方、もしくは自分はまだ大丈夫だと思っている方、そういった中でも持病を持っている方もいらっしゃると。なので、受け入れるということではなくて、その人たちを守るのですよというような町としての取組が必要なのではないかなと、目線を変えた形で。そういうふうを考えていただければなというふうに思っています。まずは、そういうところから進めていければなというふうに私は感じているので、今後の考え方に少しでも参考になればなというふうに思います。

それでは、3つ目、ヤングケアラーのほうで質問させていただきます。早期発見をしていくよと、適切な対応をしていきますよということで答弁いただきました。ニュースでも非常に多くやられていますし、ヤングケアラーに関してどうなのというふうな調査は青森県は遅れているというところもありました。厚生労働省からも情報が出ていますし、小学校6年生の実態調査を行っていましたと、そして実際にヤングケアラーは15人に1人という確率であると。そして、どんな状態ですかと、兄弟は71%ですよ、母親は19.8%ですよ、父親は13.2%ですよ、祖母、祖父はそれぞれ10.3%、5.5%だよと。そして、見守りだったり、送り迎えだったり、排せつだったり、食事のお世話だったり、いろんな形のヤングケアラーがいらっしゃいます。私たち、三戸町にどれぐらいいるのかというところを調査していただきたいというところでのお願いで今回質問に当たっているのですけれども、この調査方法に関してなのですけれども、多くの問題があると考えられているのは、子供に関しては福祉、子供の福祉の支援に関しては福祉関係、学校内での関係は教育委員会、そしてケアを受ける側が介護である場合は介護、医療である場合は医療、障害を持っている場合は障害というふうに非常に多面的な角度から調査しなければならないというふうに考えています。ここに関しては、どのように町としてはお考えでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

ヤングケアラーの問題でございます。久慈議員のおっしゃったとおり、様々な分野の方が関係者となって、それぞれ情報を共有しながら取り組んでいかなければいけないものというふうに認識しております。

まず、ヤングケアラーの現在最も問題なところというところでございますけれども、何分家庭内のプライベートな部分というのが強いと、そういう問題であるというところもございますし、あとは本人ですとか家族、こちらの自覚があまりないと、そういったところが大きな問題になっているというところがございます。その辺がありますので、当面はまず国のほうでも今周知のほうを様々行うという予定になってございますけれども、町といたしましてもそういった点につきまして取り組んでいきたいというところがございます。

あと、まず若干違いますけれども、虐待関係のほうで要保護児童対策協議会というのがございます。そちらのほうで子供の様々なトラブルですとか、問題ですとか、そういった案件に取り組んでおります。そちらでも様々な機関が連携を図りながら、情報共有しながら対応しておりますので、そちらでも対応できるのかなというふうには考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

今このような形で質問して答弁をいただきましたけれども、今福祉のほうから虐待のほうだったりとか、あとはまた認知度の向上ということでいただきました。町に問題があったときに、それがヤングケアラーに適するかということではなくて、ヤングケアラーと認識されるべき人がどれぐらいいらっしゃるのかということをお調べすることがまず大きな目的になるのではないかなと思います。認知度は認知度として、並行していかなければならないのですけれども、それには福祉だけでは駄目だよというところだと思います。やっぱり教育委員会だったり、そういうところも含めて考えていかなければならないのではないかなというふうに考えていますので、教育委員会のほうからどのような形で考えられているのかお聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

教育委員会のほうでは、日頃から学校のほうから児童生徒の状況というのは逐一ご報告いただいているところでありますが、今現在ヤングケアラーといったようなものに該当するといったような情報というのはないのですが、今後引き続きそのような状況がないかどうか、情報を共有しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

お互いの課のほうから情報共有するという言葉をいただきました。三戸町の課の中でも、縦割りではなくて、お互いに情報共有していただきながら、ヤングケアラーの調査を進めていただきたいと思います。それは、調査していただけるというふうな認識でよろしいかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

調査ということでございます。先ほども申し上げましたが、ヤングケアラーについての認識というものが当事者にも、周りにもないと、少ないという状況でございます。ですので、現時点においてアンケートのような形で調査をしたとしても、正確な数字というものが出てこないのではないかとこのところが懸念されるところでございます。ですので、現段階といたしましては、国のほうでも取り組みますけれども、町といたしましてもヤングケアラーというのがどういうものなのかと。例えば子供たちが、自分がそういう状況なのではないのかと、そういうふうな認識に至っていただけるような環境をつくりたいと、そこに取り組んでまいりたいということでございます。よろしく願いいたします。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。では、まずは取り組むということから進めていただいて、将来的には調査していただけるということでよろしいですか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

まず、そういった形でこれから取り組みますけれども、認知の向上等を図っていきまして、その状況を見ながら行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。根本的な、そういう子供たちがいなくなればいいなというところからですので、その子供たちが将来、三戸町を担っていく形になるかもしれませんので、きちんと調査すべきなのではないかなと思います。よろしくお願いします。

それでは、SANNOWAのほうです、質問をさせていただきたいと思います。物言う株主というところで、町の立場としてはそうではないよということで、分かりました。最初に、SANNOWA、12月決算で読売広告社の撤退は決定しているという形になっていたと思います、12月、決算で。今現在、もう6月で、半年を過ぎているのですけれども、理由を12月ぐらいから時系列的にお知らせください。メモを取りますので、ゆっくりお願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

読売広告社が保有するSANNOWA株式の取得費、予算計上しなかった理由を12月から時系列というご説明でございます。まず、SANNOWAの設立時に読売広告社と交わした合弁基本契約書に基づく撤退条件では、読売広告社が保有するSANNOWA株を買い取る場合の1株当たりの買取り価格、これが直近の監査済み貸借対照表に基づく1株当たりの純資産額とされておりまして、この監査が行われましたのが3月2日でございます。その後3月31日に行われましたSANNOWAの株主総会にて決算の承認がされております。

当初は、株主総会での第3期決算承認後、直近の定例会である6月定例会に予算計上をすることとしておりましたが、3月定例会以降、4月12日には民生商工常任委員の皆様と、4月22日には議員の皆様全員と代表取締役との意見交換会が開催されておりまして、皆様方からSANNOWAの運営に関する様々なご意見をいただきましたので、そのことを踏まえまして多様な角度からの検討、試算を進め、次の取締役会で今後の方向性を協議することとしておりました。

5月13日、6月定例会の補正予算計上の最終の締切日となっております。この日までに方向性をご説明できるまでの状況に至りませんでしたので、補正予算の計上を見送ったところでございます。

5月17日、議員全員協議会にてSANNOWAの第3期決算報告と6月補正予算の計上取下げの報告を申し上げました。

5月23日、この日はSANNOWAの臨時取締役会が開催された日でありまして、この際、読売広告社の撤退後に今後のSANNOWAの在り方について慎重に検討していくことを決めております。

5月31日、議員の皆様にご報告いたしまして、追加提案にて株式取得費を計上したい旨をご報告いたしました。

6月6日、定例会開会日の全員協議会におきまして、追加提案にて株式取得費を計上する旨をご説明しております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

SANNOWAの当期純利益が140万円を下回ったことで、合弁基本契約書により読売広告社撤退は決算により決定しているが、町が購入する金額は1株当たり7,307円で、980株、総額は716万860円で間違いはありませんか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

合弁基本契約書のほうには、1株当たり買取り価格が1株当たりの純資産額となっております。1株当たりが7,307円、総額が716万860円でございます。議員のご説明のとおりで間違いございません。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

町長のほうに質問いたします。

遡ります。地域商社を立ち上げた理由とその経緯をお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

立ち上げた経緯ということでございますが、地方創生推進交付金を活用して、地域の産品をブランド化、商品化して三戸町外に売っていくというのを目指してのスタートだったというふうに記憶しています。

○11番（久慈 聡君）

地方創生推進交付金ということで、三戸町のものを売って販売していきましょう、要は三戸町のネームバリューを上げていきましょうよというところで立ち上げたものという答えをいただきました。現状三戸町の商品を対外部に売っていくため、そういう形で地域商社を立ち上げたということですが、今回3期の純利益が損失したということで、読売広告社は撤退になるという形になりますと。前回町としては、これ以上の責任と危機感を持って運営していきますよという形で答弁をいただいていた。そして、今後どのような形を取っていくかということに対して、町民の生活を守って、新たな視点から町が発展していくことができるように全力で取り組んでいくということで、前回答弁をいただいています。3か月がたちましたけれども、この3か月間で全力で取り組んだ結果、推進した、進展した、そういった結果というのはあるのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

目下、慎重に検討している状況でございます。

○11番（久慈 聡君）

そこら辺がないということもありますし、決まっていないところもあるので答えられないかと思えますけれども、では今SANNOWAの設立の話を書きました。三戸町のためにつくったのですよね。

町長に質問します。町として、そして町長の立場として、SANNOWAのこれまでの取組というのを総括して、どう考えていますか。

○町長（松尾 和彦君）

地域商社SANNOWAとしてスタートしたわけですが、その前段でブランド構築委員会というのを設立したり、いろいろ地域の中でこういったものが三戸町外にインパクトを持って紹介できるかと、そういったものを役場側だけではなくて、いろいろ参加していただいた委員の方々から考え方を集めて、当時の商品化に向けてやったというところは大変意味のあることだったと思っております。

また、そういった活動の中で、これは私が好きな商品ですけれども、百年紅玉ジュ

ースというものも作られましたし、これは100歳を迎えられた町内のお年寄りにも、今までは10万円の金額と、あと賞状だけだったのですが、同じ樹齢と年齢を重ねているお年寄りにお祝いで進呈するというのもやることができましたし、そういった商品開発には非常に役に立ったのかなというふうに思っております。

また、各東京であるとか大阪であるとか、一緒に販売活動にも行ったわけですが、その際にも農家の方々も一緒に販売する現場に出て、実際直に三戸産リンゴの評価というものを体感することができたというのは、これはSANNOWAのみならず生産者にとっても大変いい気づきの機会だったなと思っております。そういった意味で、それに合わせてたくさん販売経路であるとか、そういったものが生まれた。そしてあと、ホップを使つてのビールの開発というのも挑戦はしていただいたということで、非常に三戸町が明るい話題として町外に発信するということには大きく役立ったのだらうというふうに思っております。

○11番（久慈 聡君）

町として、全てが黒字でなければならないということではない、ネームバリューを上げるということに関して寄与する分には非常によかったのかなというふうに感じています。

ただ、今後契約もそうですけれども、町としての立場だったり、町の株主であるトップの考え方だったりとか、そういう立場の考えの中で、どこに責任が生じて、どこにどのような形で運営が決まっているのか、そういうところはもっと明確にすべきなのではないかなというふうに感じていますし、今後どのような形になるか。はっきりしてから報告になるかと思っておりますけれども、できる限り、三戸町の商社でありますから、三戸町が今まで培ってきたもの、そしてこの3年間でできたものに関してをつなげることだったりとか、もしくは本当にこの組織が活用できる方法はこの販売以外にないのか、そういった部分も含めて、町の血税でありますし、前回は話ししましたけれども、私たちの投入している働いたお金だったりとか、それも入っているというふうに思いますし、町民の意見、そしてそういったものをきちんと吸い上げて、町長が一番最初に話したように町の、町民の意見が対話を持ってやるということも含めて、今後SANNOWAについては考えていっていただきたいというふうに感じています。

最後に、町長に質問しようかなと思います。人口減少の社会が進む中、長期的な目で見れば人口減少による経済活動の低下、交付税の減少、そしてまた町の職員の減というのは考えられると思います。限りがある人材資源を有効に活用するために、事業に関わる組織の見直しだったり、その検討であると。また、ITの技術を活用した見守りであるとか、そういった対応も視野に入れて、この三戸町の振興は図っていくべきと私は考えます。町長は、どのようにお考えですか。

○町長（松尾 和彦君）

お尋ねでございます、今後の少子高齢化に合わせての町の行政サービスについての考え方ということだと思っております。議員がおっしゃる部分も当然理解しております。町の現下の責任というのは、やはり国の人口問題研究所が当初発表をした人口減少、2040年あるいは2060年等の町の推計がございます。三戸町だけでなく、周辺町村も当然減少していく、そういった中でどうやって福祉の部分、教育の部分、あるいは民生の部分、そしてまた経済であるとか、そういう中での行政サービスをどのように維持していくかということが最大の課題となっておりますので、事務事業の見直しで

あるとか、国からの権限の移譲であるとか、様々な部分を考慮に入れながら、しっかりその都度その都度適切に判断していかなければならないものというふうに考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

町長の考えもお聞きしました。確かに県や国の考え方に対して追従していかなければならないというのも分かります。ただ、その中で国とはまた違った形、三戸町は今現在は人口減少はとどまっているわけです。三戸町は、数字上は、人員の減少はそうでもない、少なくなっていないということは今はありますけれども、今後どうなるか分からない。それは三戸町でしか分からない話です。やはり町としてどのように考えていくかということが非常に重要になる部分もあると思うのです。お金に関しての考え方、それから施策というのは国や県だと思いますけれども、ただその中で私たちがやるべきことというのは、町としての議会で、町として話し合いをしているわけですから、町の中のことをやっぱりもうちょっと考えていただければなと思いますし、今後の町がどうなっていくかということを想像して町の施策を考えてもらいたいと思います。

この先のまちづくりに関しては、やっぱり松尾町長に期待されているというふうに思います。三戸町のまちづくりをするのであれば、町民に理解される判断と説明というのが必要だと思います。しっかりとした意思を持って頑張っていただきたいなと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩します。

（午前11時34分）

休 憩

（午後 1時00分）

<7番 栗谷川 柳子議員>

1. サンノワの株主としての対応について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

これから私の一般質問を始めます。

1つ目です。SANNOWAの株主としての対応についてです。第502回定例会で株式会社SANNOWAの株主としての考えについて質問し、町としては撤退の考えはないとの答弁がありました。同社は、当町の農業振興、経済発展のために重要な役割を果たす企業ですので、撤退の考えはない旨には安心いたしましたところでありま

す。

定時株主総会は、当年度の取締役や監査役の選任、役員報酬、余剰金の配当等を決め、経営成績などの状況によっては資本減少、組織再編、会社解散などを取り決める非常に重要なものです。

町が出資している株主株式会社SANNOWAの定時株主総会で、経営成績を向上させ、ブランド力を高めるためにどういった取決めがなされ、どのような見直しをされたのか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、栗谷川柳子議員の質問にお答えをいたします。

SANNOWAの株主としての対応についてであります。株式会社SANNOWAの定時株主総会では経営成績を向上させるために、ふるさと納税返礼品の取扱量をさらに増加させていくための体制、仕組み等をしっかりと構築すること、そして今後もう一つの収入の柱となる事業を見だし、安定した収入の確保をすることといった内容の協議をしたところであります。

また、全国多くの皆様が御覧になるふるさと納税サイトへ商品の作り手の思いや顔が見えるストーリー性を重視したものにリニューアルすることの提案や、11ぴきのねこイラスト入りの箱を積極的に活用することによる町や商品のブランド力を高める取組を進めていくことなどを確認したところであります。

今後町といたしましては、当初地域商社として設立した会社の役割や成果を捉えるとともに、株主としての意見を伝え、今後の経営の方向性をしっかりと見極めてまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

株主総会ですので、前年度12月決算までの分の経営状況、経営成績等の決算書が成績表になると思いますが、その報告も受けたと思いますが、経営状態、経営状況、経営成績は株主としてはどのように受け止められたのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

これまでの経営の状況につきましては、なかなか思うように数字が伸びていないなということで、大変厳しく受け止めております。

○7番（栗谷川 柳子君）

12月決算までの経営成績は思うようにいかなかった、ちょっと芳しくなかったということですが、その理由と対処方法についてはどういった説明を受けられたのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

理由等につきましては、コロナ禍の中での販売活動の低迷というところがまず1点としてあるということでございました。

そして、その対処方法とすると、先ほどもお話を申し上げましたが、ふるさと納税返礼品の取扱量を増加させていく、そしてまた安定した収入の確保をするために、もう一つの収入の柱となる事業を見いだしていく、そういったことの話をしたと思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

以前も説明をいただいておりますが、前年度芳しくなかったというところで、コロナの影響というのがよく出てくる理由になっておりますが、株主としては業績が芳しくなかった原因はコロナの影響というのがやはり大きかった。コロナの影響だけなのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

コロナの影響というのは、まず長期間にわたる経済の低迷、あるいは人流の停滞というところで一定程度あったものと思います。しかし、当然それ以外にもあったとは思いますが、詳細についての部分では私のほうでは把握はできて……それ以外のところでは把握はできておりません。

説明を受けた中で、私としてどう感じるかということになると、コロナ禍ではあっても可能な限り販売チャンネルの中でどう活動していくかといったところもやはりもっと積極的に行われていくべきだったのではないのかなと思ってはおりますが、職員含めて今のSANNOWAの体制が飲食店を営みながらというところもあるので、そこは今の中での事情というのがあるのかなというふうに推察はしております。

○7番（栗谷川 柳子君）

株主ご自身ももっと販売チャンネルを増やすですとか、積極的な取組が行われるべきだったのではないかと感じられたということでしたが、それは株主総会ではきちんと株主として正式に意義というか、意見として取締役等に伝えたのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

今お話を申し上げたのは、当日の株主総会に、私はいち株主といいますか、株主として出ているわけでありますので、説明を受けて、それに対して意見をされたということではありますが、今この場で話をしたことが全てそこで言ったかどうかということまでは私としては把握できません。それは、議事録を見るしかないかと思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

以前の答弁でも販路開拓の商談がコロナのせいではできなかったですとか、加工品や1次製品の既存店舗での流通量が減少し、苦戦を強いられたとの説明がありました。しかし、先ほど販売チャンネル等の工夫ができなかったのかと町長もおっしゃっていましたが、全国的にはこのコロナ禍においてもeコマース事業が増収増益の企業、非常に伸びている分野になります、eコマースが。ですので、その部分、せつかなのでSANNOWAも商品、様々開発した商品がありますので、eコマースのほうにも力を入れればもう少し業績を上げられたのではないかというふうに私個人的には感じております。

それと、様々な分野の事業者がコロナの影響に勝つために、ウィズコロナのための新たな商流を必死に考えて、新しい業態に挑戦したりして乗り越えてきています。例えば町内の飲食店でも、これまでやっていなかったテークアウトや物販にチャレンジして、必死に踏ん張って生き延びる工夫をしていると思います。

株式会社ですので、株主は出資者であります。その出資金を資本金として計上して、それを元手に会社の目的のために取り組む、結果は全て経営を任された取締役の働きであり、行いであり、つまり経営で決まります。その点、この仕組み、株式会社の仕組みについては株主と私との間で認識は合っておりますでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

栗谷川議員のおっしゃるとおりでありまして、出資者、また出資をした側がいて、当然その中で取締役が責任を負ってこの事業を進めていくことで間違いないと、そのように思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

認識は合っているということで、ではSANNOWAの取締役はそれぞれに万全に機能している状態であったのか。取締役は、それぞれに自らの役割、責務を自覚した行動を取っていたように株主には見えているのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

まず、取締役会の報告というものは、毎回ではありませんけれども、適時副町長のほうから私のほうには情報として入ってきております。

また、取締役会の中でこういった方針でやっていくかという部分については、読売広告社、また代表者等でしっかりと打合せをしてやっていっているものだというふうには、私はそう認識をして、これまでもずっとそういう認識でございます。

ただ、役場としての取締役という部分は、確かに出資者ではあるのですが、経営の部分についてのところになりますと、ノウハウというのは役場は基本的に持ち得ておりませんので、やはりあくまで出資をして会社を立ち上げ、そして運営については読売広告社、そしてまた吉田君等で事業目的に沿った形でのものをしていくと、それが基本だったというふうには思っています。

○7番（栗谷川 柳子君）

取締役の中には、役場の職員として入れておかなければいけなかったのに、ノウハウはないのだけれども、取締役に据えておかざるを得なかったような事情がございましたか。

○町長（松尾 和彦君）

役場として取締役に入っているというのは、経営全般について手足を縛ってしまうということではなしに、求めに応じて役場としてどういう協力ができるかとか、あるいはどういう情報を、ほかから入ってきたものを提供するとか、そういう部分が役場とするとメインだったというふうには思っています。

○7番（栗谷川 柳子君）

そこは理解しました。

3名いる取締役のうち、一人も専従していない状態であることについて、株主はどうお考えですか。

○町長（松尾 和彦君）

お尋ねの専従者がいないという部分でございます。まず、取締役とすると専従者はおりませんが、職員を採用して、実際に事業としてはそういう形で回していくというスタイルを当時選んだというふうには思っています。

○7番（栗谷川 柳子君）

それは、民間の感覚では一人も専従して……100%この会社に専従するという取締役がない民間の会社というのは、非常にまれというか、私はあまり聞いたことがないですけれども、株主としては一人も専従していない状態であることは致し方ないというか、妥当だというか、その分従業員がしっかりと働いてくれるのでということで株主は受け入れたということですか。

○町長（松尾 和彦君）

純粹な民間の会社ということには地域商社は残念ながらないということと、あとその設立当時、その形で受け入れたかどうかという話になれば、それをもって国の交付金を使っての事業が進められるということで、私とすれば了解したという思いでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

これは、町の中で非常に疑問視される部分であることは株主のほうでもご理解されていると思いますが、やはり結果よければ何も申し上げないのですけれども、1人代表をされている方が100%集中してこの事業に取り組んでくださっていただければ、結果もまた違った形で出てきていたのではないかなというのが町民の、特に商業に従事されている方々からの意見として多いですが、そこについては株主はどのように感じられますでしょうか。

（「ちょっと暫時休憩をお願いします」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時18分）

休 憩

（午後 1時19分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（松尾 和彦君）

当初の考えでは専従をしていただくということで、その分給料等も出ております。ただ、専従をしながら、その傍らでまた別の仕事もするということ自体は、それは駄目というような取決めは当然なされておりません。ですので、専従として受け入れていただいたものというふうに考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

いえ、質問は100%集中してこのSANNOWAの事業に取り組んでくださっていただければ、結果は違ったのではないかなと思いますが、どう思われますかという質問でした。

○町長（松尾 和彦君）

お答え申し上げます。

100%集中して専従していれば、結果は違ったのではないかというご質問でございます。過去を振り返っていろいろ言うことはできると思うのですが、ただその当時、その担当をして事業を進めている側にとっては、その人なりには100%の取組であったということも言えるのかもしれませんが、そのところについては私のほうからは振り返っての判断というのはちょっと控えさせていただきます。

○7番（栗谷川 柳子君）

では、本質を整理しておきたいのですが、出資した会社の設立目的は何でしたでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

官民協働により民間資金の協力を得て行うこととあり、地域商社の立ち上げに当たり、民間の手法、商品開発、販売方法などのノウハウが得られることや、初期投資費用を低くできることから合弁会社としたというふうに考えています。

○7番（栗谷川 柳子君）

設立目的の質問をしたのは、町にとってどういうメリットを期待して設立されたのでしょうかという意味でした。

○町長（松尾 和彦君）

今のちょっと広く言ってしまったので、大変申し訳ございません。端的に言いますと、地元の産品を活用して商品開発、また販売方法など、民間の手法を上手に使うことで町のPRや物販等の活動を広げてもらうことということだと思っています。

○7番（栗谷川 柳子君）

もう少し整理しますが、三戸町が出資した額1,020万円の原資は何ですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

出資金の1,020万円でございますが、これは地方創生推進交付金を活用してございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

補助金は幾らで、主に何費に使われたのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

平成30年からの地方創生推進交付金は、地域ブランド三戸精品を核とした地域産品、高付加価値による農家所得向上促進事業として3年間交付金を受けたものでございまして、それには商品、三戸精品の販売、あと自ら稼ぎながら、補助金に頼ることなく地域を活性化する仕組みを構築するためということで地域商社を設立して、運営費のほうに補助金が充てられたものでございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

設立してから前年期末までの売上げは、合計で幾らですか。

（「休憩をお願いします」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時27分）

休 憩

（午後 1時29分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

申し訳ございません。手元にちょっと資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

○7番（栗谷川 柳子君）

今日現在までの売上げでなくても構わなくて、私のほうでこれまでの決算書上の売上げを足したところ、昨年12月末が決算だと思しますので、そこまでを足してみたところ、売上げは4,589万4,985円だったというふうに私の計算上はなりましたので、一応そこ間違っていないか確認をお願いします。

何を言いたかったかという、3期といっても2期、設立日がちょっとあれですので、足すと2年と数か月で、こうして6,000万円という補助金が、特に大きな設備投資があったわけではなくても6,000万円という経費を、潤沢な資金を使って、売上げが4,589万円、補助金の額以下になってしまったということは、補助金なので使わなければというのもあったのかもしれませんが、本当の民間の感覚を持つ企業であるならば、こういう資金の使い方というのはしませんというか、できません。いきなり資本金を2,000万円つくって、2期と少しで6,000万円を使って、それでも利益をストックできなかった、資本金しか残せなかったという状況に今あると思います。資本金2,000万円というのは、非常に大きな額。いきなり資本金2,000万円の会社というのは、非常に大きな会社であるのですが、よく資本金の額は覚悟の値というふうに言われます。民間の身銭を切って、意を決して、覚悟を持って設立する会社では、こういう使い方はできないのです。資金の使い方について、補助金ですからと申されるのかもしれませんが、この資金の使い方について、そして利益をつくれなかったことについて、こんな状況になる前に株主はもっと経営陣に対してシビアな追及をしていくべきだったのではないのでしょうか。株主とは、経営陣に対して機動的な経営のかじ取りを求めてシビアに追及をするものなのですが、その辺り、こちらの株主はどうお考えなのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

私といたしましては、コロナが蔓延した状況も踏まえて、当然役場の取締役以外にも大手の広告代理店もあって、その中で当然しっかりと結果は出していただけるものと、そのように信じておりました。

○7番（栗谷川 柳子君）

株主、信じているだけではどうにもならないと私は思います。株主は、先ほどの久慈議員の質問の中でも単語として、ワードとして出てきましたが、物言う株主というのが一般的には言われますけれども、そこはやっぱり信じているだけではなくて、きちんと株主としてその役割を果たし、経営陣に対して追及していくべきだったのではないのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

先ほどもお答えを申し上げましたが、取締役会、また経営会議等につきましては副町長を通じて私のほうからは提案等はさせていただいてございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

であれば、行動は起こしていたということで、分かりました。

SANNOWAについては、よく民間の感覚での経営、民間の感覚で、そこに期待をしているとおっしゃっていましたが、実際このSANNOWAの経営感覚、経営実態というのは民間の感覚の経営だと株主はお感じになられるのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

先ほど久慈議員の質問にもお答えを申し上げましたが、しっかりSANNOWAの設立の目的等、また効果等についてもしっかりとこの後検証していきたいというふうに考えています。

○7番（栗谷川 柳子君）

度々行政が関わる会社なので、黒字、利益の追求だけではないというようなことがお話の中に出てきたことがあるかと思いますが、株式会社という形態を、形を取った以上、これは経済のというか、資本主義の原則で、株式会社なのであれば利益をつくり続けていかなければ、資本主義なので、会社は継続していけないのです。今回SANNOWAについてこれを当てはめると、利益をつかって継続していかなければ、そもそものSANNOWAを設立した目的の当町の農業振興、経済の発展という目的を果たせなくなってしまうという意味で、私のほうでは利益をつくれなかったことを、それは株主にも経営陣にもやはりそこは責任を感じていただきたいと思うのですが、それでも行政が関わっている株式会社であるので、赤字になってもある程度致し方がないというふうに株主はお考えなのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

先ほどもお話を申し上げましたが、読売広告社との合弁ということで、そちらが持ち合わせるノウハウを活用して、しっかりやっていただけるものというふうに考えてございました。ですので、当初からこれは補助金等を使わずに、その後自走できる形を目指していたものであり、そういう形ではなく、今回合弁契約を履行しなければならないというところには大変じくじたる思いをしております。

○7番（栗谷川 柳子君）

質問したのは、三戸町が関わる株式会社S ANNOWAは黒字ありき、利益の追求ということよりも、利益の追求は果たせなくても構わないというようなお考えはありますかという質問でした。

○町長（松尾 和彦君）

このたびのS ANNOWAの設立に際しては、公金の投入をするという考え方は当初からありませんでした。ですので、利益の追求ということではありませんが、持続可能で行ってほしいと、そのように考えていたところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

株式会社が自立して継続していくには利益が必要なのですが、そこはどうお考え。利益をつくることが必要なのですが、そこはどうお考えですか、株主は。

○町長（松尾 和彦君）

利益という部分についての捉え方にはいろいろあるのだろうというふうに思います。まずは、採算として合っていただければ、町とすれば特に何も言うことはないというふうに思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

当然だと思います。前年度の利益を使って運転資金として使っていくための採算が合っていれば、私も何も言いません。何も言いませんが、それをこの6,000万円という大きな資金を使っても、その分の今年度、来年度、潤沢な運転資金をストックできないで前期を終えてしまったということについて、私はもっと取締役の経営責任というのがあるのではないかと思います。そこを指摘できるのは、取締役に指摘できるのは株主だけなのですが、その株主の意識が少し足りなかったのではないかと思います。それはどう思いますか。

○町長（松尾 和彦君）

私の立場からすれば、いろいろ事業の提案もさせていただきましたし、資金繰り等についてもきちんと検討するよということも随分早くから話は伝えてございます。ただ、それが実際としてなかなか機能しなかった、動かなかったというところについては、最終的な責任は株主も当然持たなければならないだろうというふうに考えています。

○7番（栗谷川 柳子君）

でも、今の株主の説明からすると、株主としてはしっかりと取締役に、経営陣に株主の考えはしっかりと伝えていたにもかかわらず、経営陣は株主の意向をきちんと行動として示さなかったというふうに聞こえますが、それで私の認識は間違いないですか。

○町長（松尾 和彦君）

こちら側の意図するといいますか、こちら側の話は、当然取締役会の中で議論はされたものというふうに思っています。ただ、それがその後の結果として出なかったことについては、何らかの事情があったのではないかと推察をせざるを得ないというふ

うに考えています。

○7番（栗谷川 柳子君）

株主は、経営陣に対し、その事情があるのであれば説明をしてくださいと言える権利を持っていますが、いかがでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

繰り返しになりますが、経営会議、また取締役会議に私のほうが直接出向くということはほぼございません。取締役の副町長を通じて、その話は折衝させていたということでご理解をいただきたいと思えます。

○7番（栗谷川 柳子君）

株主としては、経営陣には意思は、考えは伝えてあったが、経営陣がそれを実行できなかったということですね。私どもSANNOWAの経営に関しては口を挟めないというふうに言われておりますが、もし可能であれば、取締役がいらっしゃいますので、株主がおっしゃることがどういうことなのか、ご説明いただければお願いします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時47分）

休 憩

（午後 1時47分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長（馬場 浩治君）

株主のほうから言われました。事実言われて、相談はさせていただきました。ただ、内容等については私の一存ではどういうふうな内容だったかと。聞くほうも協議したほうもありますので、そちらのほうについては後日でも、もしよければ相談をしながら伝えさせていただきたいとは思いますが、私の一存でのこういう内容だったよと、いや、違うのだといういろんな意見が多分出るとは思いますが、それらについては、取締役会のほうの相談の結果については、協議内容については相談しなければならぬと思っていましたので、ここでは控えさせていただきたいと思えます。

○7番（栗谷川 柳子君）

株主は、しっかりと株主としての役割を果たしていたという主張だと思います。

ただ、ちょっと違和感がこれまでもずっとあったのですが、SANNOWAは三戸町の農業振興、経済発展のために重要な役割を果たすのだというミッション、そのために会社をつくったのだというふうに認識しておりますが、農業振興、経済発展のために会社をつくったはずなのに、今読売広告社が撤退するだとか、今後の経営方針、経営の方向性を今後考えていきますだとか、何か農業振興、経済発展のために会社を

つくるのだといったときの、それが今最も置き去りにされているように感じるのですが、その点株主はどのようにお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

農業振興等は、いわゆる農家所得の向上であるとか、そういったものが置き去りにされているのではないかというご質問でよろしいかと思いますが、置き去りというのはどういうことなのか、私はちょっとはかりかねるところはございますが、目的に向かって創意工夫しながらやっていた事実は間違いないものだというふうに思っています。

○7番（栗谷川 柳子君）

では、株式会社SANNOWAは今後も三戸の農業振興、経済発展をいかに成し遂げるかということ、しっかりとそれを原点に、原点を忘れずに今後も方向性を考えていくということで認識してよろしいでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

設立した当初の目的達成のためにいろいろやってきたこの数年間でございます。その検証というものもしっかりした上で、今後の在り方、また進め方について慎重に検討してまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

会社ですので、業績が悪いときというのは必ずまずあると思いますが、そういったときには速やかにその原因となっている、例えば組織の質ですとかそういったことを、組織改編をしたり、資金繰りの厳しいのであれば新たな出資者を探したりとか、業務提携先を探したりとか、一般的にはそういった手順を今踏んでいる状況なはずだと思います。その辺り、どういった手順を今踏まれているのか、株主はどのようにお考えなのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

株主としてというところでございますが、まず慎重に検討していきたいというふう考えています。

○7番（栗谷川 柳子君）

何を慎重に検討していきたいのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

先ほどから何度もお話をしておりますが、SANNOWAの目的、そしてこれまでの経緯、そして今後のところにつきましても、そういったものをしっかりと整理した上で、今後の立ち位置なり方針なりというものを慎重に検討していきたいということでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

では、原点に立ち返って慎重に検討をしていきたいということだと思いますが、株主として設立をしようと思った頃のお考えと、今現在、この2期と数か月が経過した

今のお考えと、率直なお考えを伺いたいです。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時54分）

休 憩

（午後 1時56分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

今回の地域商社SANNOWAでございますが、SANNOWAという名前が決まったのは少し後になります。最初は、地域商社として地方創生交付金を活用して、地元にある産品を商品化、あるいはブランド化、そして地域のPRというところにつなげていく、そういう目的で活動する会社をまず設立しようということで、まずスタートしたところでございます。

いろいろここまでの変遷等はございますが、そういった中でも実際に彼らが活動を継続をしていただいたおかげで、ふるさと納税の返礼品部分、また三戸町全体の返礼品、ふるさと納税の成果についても、かなり県内でもトップの、町村部の中でのトップというところまでも上がることができましたし、それ相応の役割というのはあろうかというふうに考えてございます。ですので、ちょっとご質問の趣旨からは外れるかもしれませんが、やはりそういった地元のを発展させ、PRをしていく、そしてできればそこで雇用等が生まれる、そういった環境が望ましいのだろうと、そういうことで考えたところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

設立当時のお考えは分かりました。

今現在のお気持ち、率直なお気持ちを伺いたいです。

○町長（松尾 和彦君）

三戸町のPR、また商品開発、これらの、三戸町はほかに持っていくお土産がなかなか少ないよねとか、やはりそれは当時すごくやっぱり町民の方々から話を聞きました。しかし、この事業を通じて私たちが得たものというのは、自分たちでは気がつかないけれども、ほかの土地の人から見れば物すごいものが三戸にはたくさんあるのだという、その原点にやはり気づいたというところが、私はこれはもう何物にも代え難いことだというふうに思っています。そういったものをこれからも見つけ出して、またPRをしていく、そういうミッションは今後ともどんな場面でも私たちはやっていかなければならないというふうに考えています。

○7番（栗谷川 柳子君）

その熱い思いを聞いて安心しました。ただ、経営に関して継続させていくための問題というのは、実際に終わりなのだと思います。株主としても頭を痛めているのではないかなと、そこはお察しするのですが、その部分について何か今率直なお気持ちというのをお聞かせいただければと思います。

○町長（松尾 和彦君）

何事も生むときが一番大変と言われておりますが、育てていくのもやはり大変だというふうに、改めてそのように思っております。しかし、何とか年を取るごとにどんどん大きく成長して、この三戸町を持ち上げてくれる、あるいはPRをしてくれる、そういったものを目指していきたいというふうに今後とも考えています。

○7番（栗谷川 柳子君）

ありがとうございます。出資金の原資が何であるのか、設立の目的が何であったのか、ここで一つ原点に立ち返って、できる方法を必死に探って、起死回生の策を探って、今後の方向性を慎重に判断していただきたいなという思いでございます。

それともう一点なのですが、株主、最後に今後方向性を慎重に検討していかれるということですが、実際読売広告社が撤退されるということで、株主が三戸町だけの状態になると思います。設立時の株式構成ですとか組織体制が変わるのですが、これは地方創生推進交付金の関係で当町が何か影響を受けることはありませんでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

現段階では県のほうに問合せをできておりませんので、方向性なり具体的に決まっただけからの問合せをしたいと考えております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

これは、事前の相談というのはできないものなのですか。撤退が完了してからでないと聞けない内容なのですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

事前に確認した上で、そのような回答をいただいております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

というと、県の回答では撤退処理が完了してからでないと答えられませんという答えが返ってきたということですか。

○町長（松尾 和彦君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 2時03分）

休 憩

(午後 2時12分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（栗谷川 柳子君）

質問いたします。

今後慎重に方向性を検討していくとのことですが、読売広告社が撤退して株主が三戸町だけになり、設立時の株式構成、組織体制が変わりますが、これによって地方創生推進交付金の関係で当町が影響を受けることはありませんでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

その件につきましても県に確認が必要になりますので、今のこの時点でのお答えは控えたいと思います。よろしくお願いします。

○7番（栗谷川 柳子君）

一旦分かりました。これでS ANNOWAについての質問は終わります。

2. 公共施設の熱中症予防環境について

○7番（栗谷川 柳子君）

2つ目の質問です。公共施設の熱中症予防環境について質問いたします。

第497回定例会で町の公共施設の熱中症予防環境について質問しましたが、現況どのようなになっているのか伺います。

1点目、熱中症警戒アラートが発出された際の町内公共施設の使用ルールについて。

2点目、アップルドームのアリーナ部分の冷房設備について。

3点目、町民への注意喚起や町民が利用できる冷房完備施設の周知方法について。

4点目、町内会の協力を相談することについて。

よろしくお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、公共施設の熱中症予防環境についてご答弁申し上げます。

国では、熱中症の危険性が極めて高いと予測される場合に、予防行動を効果的に促すため、熱中症警戒アラートを令和2年夏から関東甲信越地方で試行し、翌令和3年からは全国での運用を始めております。熱中症は、気温や湿度、地面などからの輻射熱など周辺環境にも関係するとされており、これらの要因となるものを暑さ指数と数値化をして、一定数値を超えた場合に各都道府県単位で熱中症アラートが発表されるものとなっております。また、昨年青森県での熱中症アラートは計5回発表されております。

それでは、今回議員からご質問のありました公共施設の熱中症予防環境についてでありますけれども、初めに町民への注意喚起や冷房完備施設の周知方法について答弁申し上げます。熱中症の注意喚起につきましては、これまで高齢者を対象とする寿教

室やいきいき教室などを通じて熱中症予防のリーフレットを配布し、注意喚起を行っているところであります。

今年の夏以降においては、新たな熱中症予防策として、冷房をご利用いただける役場庁舎やふくじゅそう、図書館、道の駅、産直ひろばなどの公共施設について、広報さんのへや町内回覧、町ホームページ、SNSによる周知を予定しております。また、これに加え、今年4月から青森朝日放送が開始しておりますテレビdボタンによる三戸町独自の情報提供サービスの活用など、拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、熱中症警戒アラートが発表となった際においては、三戸町防災行政無線や、ほっとスルメールを通じて町民の皆様へ注意喚起を図っていくこととしております。

次に、町内会の協力を相談することについてであります。去る5月20日に開催された町内会連合会総会において熱中症警戒アラートのチラシを配布させていただくとともに、アラートが発表になった際には予防のための行動が必要であることや、自宅にエアコンがない独り暮らしの高齢者などに対しては声がけなど、地域の見守りが重要であることをご説明させていただいたところであります。

また、総会の際、聞き取りをさせていただいたところ、エアコンが設置されている町内会館は24か所のうち11か所となっており、これらのエアコンを設置されている町内会へ、アラート発表時に会館の開放をお願いできないかとお伝えさせていただいたところであります。その際いただきました声の中には、開放する際、町内会以外の方の出入りや備品等の盗難などが心配されるとお伺いをしたところであります。今後町内会館の開放につきましては、町内会としてのご意向も踏まえ、慎重な判断をしていく必要があるものと考えております。

○教育長（慶長 隆光君）

ご質問のありました公共施設の熱中症予防環境につきましてご答弁申し上げます。

1点目の熱中症警戒アラートが発出された際の町内公共施設の使用ルールについてであります。各施設には熱中症警戒アラート発表時の施設利用に関するポスターを掲示するとともに、利用時の申請書にも、熱中症警戒アラートが発出された際は屋外や冷房設備が設置されていない屋内での運動や活動は、原則中止や延期をしていただくよう表記しております。

また、夏場における町主催の行事等につきましては、冷房設備が設置してある施設で行うよう配慮しております。今後も公共施設の利用に当たっては、水分補給などの注意喚起を行うとともに、利用者の皆様が安心して利用できるよう施設の管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のアップルドームのアリーナ部分の冷房設備についてであります。アリーナは面積が広く、高さもある非常に大きな空間であり、そのような大空間で十分な冷房効果を得るためには家庭用の冷房設備と異なる高出力タイプの設備を導入しなければなりません。

体育施設への冷房設備設置に係る交付金等もなく、多額の設置費用やランニングコストなどを考え、現在のところアリーナ部分に冷房設備を設置する計画はない状況であります。夏場のアリーナの利用に当たっては、窓や扉の開放、扇風機やサーキュレーターを活用など熱中症予防対策を行うとともに、水分補給や休息などの注意喚起を行い、安全に利用できるよう管理に努めてまいります。

また、アップルドームは災害時の避難所としても使用されておりますが、夏場の暑い時期につきましては冷房設備が設置してある2階の和室を使用するなど熱中症予防対策を行っております。大規模な災害が発生した場合においては、アップルドームの

ほか、ジョイワークや小中学校などの冷房設備が設置してある公共施設を避難所として開設するなど、適切な避難所運営に努めてまいります。

○7番（栗谷川 柳子君）

1番目の熱中症警戒アラートが発出された際の町内公共施設の使用ルールについて、前回のご答弁で施設の利用申込書のほうでも、ちょっと検討させていただきますという答弁いただいておりますが、検討はされたのでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

教育長の答弁のほうでも申し上げましたが、施設の利用申請書のほうには熱中症アラートが発表された場合は、施設での活動を原則中止または延期して利用していただくようお願いするということの注意事項を記載した用紙にしております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

では、その部分聞き漏らしました。失礼しました。

2番目のアップドームのアリーナ部分の冷房設備についてですが、万一の際、避難所としてはアップドームがもし非常に暑い日であれば、万が一の際には小中学校ですとか、ほかの避難場所を用意するというお考えということで、それは了解しました。

ただ、福祉の点、防災の点で、あとは夏場の用途も広がると思いますので、今後もしそういったことに使える交付金等が出てくるようなことがあれば、ぜひ検討していただいて、夏場の使用用途も広げていただきたいと思います。これについては、町内の電気事業者らがちょっとお話しされていたのを聞いて、冷気なので、天井がすごく高いことはそんなに気にしなくてもいいという、電気事業者はそういった見解であられるようで、1階、2階部分の周りに5基、6基、エアコンをつけるだけでもかなり違いますよということでした。杉沢小、中にエアコンがあるのであれば、それをつけられたらいいのではないかという、参考までにお話を教えてくださったのですが、それはもう補助金を使っているものなので、場所を動かすことはできないということでした。

あと、3番目の町民が利用できる冷房完備施設の周知方法についてですが、これは様々な手段を使って冷房設備のある公共施設を開放していますよということを町民に周知していただけるということで、紙ベースのものであればそろそろ出されたほうがいいのかと思いますので、よろしくお願いします。

4番目の町内会の協力を相談することについて、エアコンが24町内会館中11か所についているということで、ただ様々な心配だとか課題があるということで、そこは了承しましたが、相談していただいたということについては感謝申し上げます。できれば11か所の町内会館のうち協力していただけたところからだけでも開放に向けて協力していただきたいなと思ったところでもあります。

これで今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

10分後の再開予定をもって休憩します。

(午後 2時27分)

休 憩

(午後 2時38分)

< 8番 藤原 文雄議員 >

1. 農業経営基盤の整備について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

今日の私の質問は、1項目、農業経営基盤の整備についてでございます。長引くコロナ禍や緊迫するウクライナ情勢は、米価の下落に加え、肥料や飼料、燃油価格高騰など、町の基幹産業である農林業の経営に大きな影響を与えています。

町では、様々な支援事業や振興策を行っていますが、今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、長期的対策としての経営基盤整備の進展状況について下記のとおり質問します。

- ①、労働力の省力化に向けた取組状況。
- ②、人手不足解消に向けた取組状況。
- ③、排水を重視した土地改良事業の可能性。
- ④、農道整備事業加速化の可能性。

以上、4点について伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、藤原文夫議員の質問にお答えをします。

まず、昨今の農業を取り巻く環境は、世界中の不安定な社会情勢を起因とする肥料や飼料、ハウス資材や農業機械、重油等の燃料費など、幅広い農業費用の価格上昇や販売価格の低迷など不安定要素が多く散見され、町の農業経営に与える影響を考慮し、適切な支援が必要であると認識しているところであります。その点につきましては、藤原議員と同じでございます。

それでは、農業経営基盤の整備につきまして4点のご質問にお答えいたします。初めに、1点目の労働力の省力化に向けた取組状況についてであります。現在の農業は農地の集積、集約や農業経営の大規模化などから、担い手となる農業者への作業面での負担が大きくなっている状況にあり、農作業の省力化機械の導入は必要不可欠なものと認識しております。

町内においては、複合経営に取り組む農業者が多く、また多様な作物が栽培されております。このようなことから、これまで町では各農作物における作業の省力化を図ることを目的として、植付け機や選果機、電動剪定はさみ等の省力化機械の導入に対して三戸町農業レベルアップ事業を実施し、支援をしてきたところであります。

今後三戸町の農業の長期的な維持発展を図るために、省力化をさらに推し進め、省人化を目的としたスマート農業機器の導入を進めてまいりたいと考えております。

町内に導入されているスマート農業機器は、これまで国、県、町などの補助事業に

より導入されているところであり、町が確認しているものとしたしましては農薬散布用ドローン、無人草刈り機、トラクター自動操舵システム、牛繁殖監視システム、ハウス環境制御システム、労働負荷軽減機器など10件が導入されている状況となっております。また、今年度を実施する三戸町農業経営安定化事業では、直進アシスト機能つき田植機やラジコン草刈り機が導入される予定となっております。スマート農業分野は発展途上中の分野であり、中山間地域である三戸町の耕作条件に適したスマート農業の導入に向けて、今後も情報を収集してまいります。

次に、2点目の人手不足解消に向けた取組状況についてであります。農業における臨時雇用者数は減少しており、2020年農林業センサスによると、192経営体が臨時雇用の確保を希望しているところでもあります。農業従事者のうち60歳以上が占める割合は60%と高齢化が進む中、他方では農福連携による障害者の農作業補助や、コロナ禍における飲食店従業員の農作業従事といった新しい動きも見られております。

福祉と農業をつなぐ農福連携の活動では、三八地域障害者農業就労促進ネットワークが農家と福祉事業者とのマッチングを行っており、町内でも農業生産法人や果樹農家が福祉関係事業所へ作業を委託するなどの動きが出てきたところでもあります。

町といたしましても、このような状況を踏まえ、農業における働き方改革を含めた環境整備が必要と考えているところでもあります。働き手が動ける時間に合わせた雇用や、高齢農業従事者の継続的な確保のための比較的労力の少ない軽量野菜の振興などを図り、町シルバー人材センターやハローワークの活用、他分野、他産業と連携した人手の確保に係る情報の発信を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の排水を重視した土地改良事業の可能性についてであります。土地改良事業については農地を所有する農業者同士が合意形成をし、交換分合し大区画化する、担い手へ農地を集積する、高収益作物へ転換することなどを目的に実施されている事業であります。土地改良事業では、水田の大区画化のほかに、水田に暗渠排水を整備し、汎用化することで排水性を改善し、畑地化することでニンニクやネギ等の高収益作物の生産拡大を図ることも可能となっております。

米価下落基調の中、水田から高収益作物への転換が重要であると認識しており、水田へ排水対策を実施した畑地化を進めていく必要性を感じているところでもあります。

土地改良事業を実施するに当たっては、原則として事業施行地域の農業者の3分の2以上の合意形成が必要となるなど要件がございます。今後事業を希望する地域や、説明を希望される地域がございましたら、様々な機会を捉えて意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の農道整備事業の加速化の可能性についてであります。当町の農道整備事業は主に県営三戸地区中山間地域総合整備事業を活用し、実施しております。本事業は、中山間地域において農業生産基盤と農村生活環境等の一体的な整備を行うことにより、効果的に中山間地域の農業、農村の活性化を図ることを目的に行っているものであります。

現在取り組んでいる整備事業は、平成26年度に始まり令和6年度を完了予定として、農道、用排水路、集落道、杉沢地区の簡易水道施設の整備を進めているものであります。

事業の実施に当たりましては、町が用地買収に係る契約や登記等の手続を行い、県が工事を行っております。年度ごとの事業量は、国からの予算配分にに基づき県が決定し、実施実施しているものであります。

令和7年度以降の整備計画につきましては、現在の計画が終了する前に、事業に該当する地区の代表者や土地改良区等に要望調査を行い、採択要件を満たしたものに

いては県と協議しながら、早期に次期計画を作成し、計画的に進めてまいります。

町といたしましては、現在遂行中の事業や次期計画について、町が担当する事務作業を迅速に行い、早期の完成を目指してまいりたいと考えております。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま町長から4点について説明をしていただきました。私もこのコロナ禍、そしてウクライナ情勢の中で、農業だけではありませんけれども、三戸町の基幹産業であるという点を踏まえて、今日は農業の整備について質問をさせていただきました。

まず、①番の労働力の省力化に向けた取組ということで、先ほどスマート農業についての導入の状況等について説明をしていただきました。現在のところスマート農業を使用しているのは、まず10件あるということでございますけれども、水田、畑作、果樹、畜産、大きく分けて4つあるわけなのですけれども、その中でも果樹の部分については選果機であったり、自動の草刈り機とか、あとは水田は自動の田植機等が配置されているところがあるということなのですけれども、これについては、導入については価格が結構高いということが一番のデメリットになっているということがあって、もう一つ、不安定な状況というのが、費用対効果が、具体的にまだ件数が少ないこともあって、なかなかつかめていないのかなというのが私は感じているところでございますけれども、これから三戸町としての取組として加速させるために、どのような方法を具体的に考えておられるかについて伺います。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまの藤原議員のご質問でございます。ご指摘のとおりスマート農業、まだまだ技術が開発中というものが多くて、また大型の補助が対象というものが多いうのが現状です。これを進めていくためということでありまして、去年とかおとしとか、例えば稲刈り、こちらのほうでは機械任せの稲刈り、コンバインで稲を刈って、その場所によって栄養分がどのくらい違うとか、そういうのをセンサーで測りながら刈る機械の実演とかもしております。その後、同じ圃場で、それに対応した田植機、こちらの肥料をまきながら田植えするというところで、ここに、薄いところには多めにしたりとか、そういうような実演もしております。そのほかにもいろいろ実演をしていながら進めていきたいなどは考えております。やっぱり使ってみて、実際に見てみて、いいなと思われれば進んでいくというようなものではないかなと考えています。またあと、まだまだ値段は高いものでございますので、これはやっぱり国等の補助を活用しながらでないとなかなか導入は難しいなと思っております。

先ほど町のほうでは10件確認していると言いましたが、一昨年のコロナ関係の補助金で、2分の1の上限100万円というのがありました。これで何件か違うのも導入されているなという感触は得ておりますけれども、そこはどのようなものが入ったのか、確認はできておりません。いずれにせよ、各農業の団体とか農協の部会とかありますので、そちらとも話をしながら実演してもらえば、メーカーのほうと協力して実演しながら、実際に見て、感じてもらって導入のほうにつなげていければなと考えております。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

町の取組としては、まず国の補助金を活用しないとなかなか導入は難しいということでございますけれども、実際そのとおりだなということで、それでもこれからの農

業を考えた場合にはクリアしていかなければならない部分だと思いますけれども、もう一点、この件で取組を進めるために、やっぱり個人ではなかなか難しいというのが三戸だけではなくてということで、これに向けての営農組織化、法人化といった組織というのは町として実際増えているのかという部分のところを確認したいと思えます。よろしくお願ひします。

○農林課長（極 檀 浩君）

議員ご指摘の法人化ですとか集落営農、これはかなり大分前から集落営農を進めましようということで、そのために勉強会を開くとか、そういうものへの補助もあるよというふうに、水稻の営農計画受付とか、そういうふうな機会を捉えてお話をしております。これまでもしてきたところがございますが、なかなか三戸町内では進まないというのが現状でございます、集落営農組織は今三戸はないというふうに確認しております。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

三戸には集落組織が今のところはないということで、これは何年も前からこの町村でも話があつて、三戸でも大分前から組織化という話をしてくれていると認識はしていましたが、まず今のところはないということで、残念ですけれども、これも踏まえての省力化の機械導入に向けては、これが大事だなということを感じております。

まず、今日の私の質問は、1番、2番関連がありますので、少し2番のほうに移りながら、ちょっと重複しながらではございますけれども、2番目の人手不足解消に向けた取組ということで、先ほど説明をしていただきました。その中で農福連携について、三八地区のマッチングのあれがあるということで、動きのほうが少しずつ出ているというようなことの説明だったと思えますけれども、三戸町独自で、農福連携に限らず、様々人手不足解消の部分については取り組んでいたという記憶があります。

1点お聞きします。大学との連携の中で、たしか八戸学院大だったと思えますけれども、大学生との人手不足解消についての活動があつたと記憶しておりますけれども、その後の活動についてお知らせください。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいま八戸学院大学との連携ということでありました。実際インターン制度で農家のほうに行つて体験していただいて、それを今後どういうふうにしたらいいかということをレポートに一回まとめてもらっています。それを見ながら、どういうふうなものが必要なのかなというのは参考とさせていただきます。

連携というのは、単年だったり、県の事業を使つたりということで、毎年つながっているというわけではないのですけれども、そのほかには弘前大学の先生から来てもらつたりとか、生徒が来ていただいたりとか、ほかの大学からも来ていただいたりとか、そういうのは体験していただきながら意見を出してもらっているというふうな中でつながっているのかなというところがございます。

どうしても果樹地帯のほうの体験とかが多い印象でございます、それがどうやって出荷とか売り方とか、どういうふうにつなげていけばいいのかなということで、一度報告はさせていただきます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

大学との連携での人手不足をテーマにした動きということ、これは県との関係で、毎年ではないけれども、取組はされていて、意見等はもらっているということだと思います。

三戸町でも問題意識は大分前から持って、やっけていただいているという認識はしておりますが、今回私の人手不足解消に向けた取組ということを取り上げた一番のところは、三戸町のみならず全国もそうですけれども、農業従事者の高齢化が進んでいるということで、先ほども町長のほうからお話があつて、60歳以上の従事者が60%というような、これは三戸町ということで捉えてよろしいでしょうか。

（「いいです」と言う者あり）

○8番（藤原 文雄君）

農林業センサスのデータによると、全国のデータ、私ちょっと確認をしてきましたけれども、65歳以上が全体の70%というようなデータもあつて、ということは三戸町もかなり高齢者の方が多い。従事者、経営者、雇用をされている方含めての話かと思えますけれども、若い人たちもちろん農業に就いて一生懸命やられている方がいますけれども、実際問題は60歳以上の方が大部分を占めている状態。これは、ますます年齢が上がっていくということは分かるわけですし、その実際の農業を支えているのは高齢者であると言っても過言ではないのかなど。人手というのは、実際私が見ても、80歳以上でも元気に農作業をしているという状態があつて、農業を支えているのは高齢者であると言っても過言ではないのではないかと思います。

やっぱり三戸町の人手を考えた場合に、高齢者と言われる農業従事者の方の何らかのフォローであったり、支援というのを今後考えていかなければ、人手不足解消というところにはなかなか、ますます難しい問題になっていくのではないかと考えます。もちろん先ほど説明をもらいましたように農福連携であったり、大学との連携で様々な方策を考えるということは大事ですけれども、根本的なところは高齢者の従事者の方を今後大事に、長くやってもらう体制をつくっていく、支援をしていくというのが大事ではないかと思えますけれども、そのことについてどう考えるかお伺いします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいま議員からもございましたように、これから高齢者の方々を中心とした農作業になると思います。

先ほど町長の答弁もありましたが、農業の働き方の改革というのにも必要かなと考えております。例えば高齢者の方に従事してもらうのにも、時間に合わせた雇用とか、都合のいい時間に来ていただくとか、そういうのも雇用する側で考えていただきたいというところもございます。

また、やはり軽い作物、葉たばこの、今廃作ありましたが、その後何かやるとしても、そういうふうな軽量作物というものの導入によって、力をあまり使わなくてもいいような、働きやすいというもの、こういうものの導入等も考えていただければということで、お勧めしていきたいと思えます。

また、働く場所の環境というのもあると思えます。例えば簡易トイレとかそういうものがなければ、トイレへ行くのにも近くのコンビニまで行くとか、足が必要になってくるとか、そういうのがありますので、そういうふうな部分の補助とかも絡めなが

ら進めていければなと思っております。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

今老人に対する、従事者に対する補助ということで、トイレだったり、足ということが出てきましたけれども、考えているということで捉えましたが、一番私も考えているところ、そしてちょっと矛盾も感じているところが実はその件でございまして、働き方改革、要は収益を目指して大型化していくというのは国でも農業に対して期待をしているというのは十分分かりますが、町長の先ほどの冒頭のお話の中にもあったように、三戸町は中山間地でございます。中山間地域等直接支払制度の対象地域であり、結構な面積が該当しているということで、言ってみれば三戸町の農地というのは不利地が多いという状況の中で、大型化だけを言うてはられないというようなところで農業が進められてきたし、これからも進めていく。そういった中で、現状はやっぱり高齢者が農業を支えている部分が多い。ただ、実際は三戸町でも高齢者の方に免許の返納ということ、これは三戸町だけではなくて、全国的にそのところが言われていますけれども、三戸町みたいなところであれば、農業をやっても免許を返納してしまえば、たとえ農業の経営者であっても農業の経営が難しくなるというような状況。今まで手伝いに行っていたところにも足がなければちょっと行けないということで、返納してしまえばそういったこともできないというような状況の方が現実にはおられるということで、すごくこの点についてどうにかできないかなということがこの頃思われているところでありまして、なおかつこれらの高齢者に限らず、若い方でも運転免許がなければ農業に従事するというのが難しいような部分は大いにあります。その辺をやはり行政でも把握して、やれることがあれば考えていくべき課題ではないかなと考えます。

例えば先ほども軽量野菜のお話が出ました。今JAでも、町のほうでも転作とかでピーマンであったり、あとはスナップエンドウですか、そういった軽量野菜と言われるものを推奨している。これは、すごく理にかなっていると思います。省力化でもありますし、高齢化の中でもできる、反収の上がっていくというようなところで一番いいわけなのですけれども、問題は出荷するとかという作業ができないのですということで諦められる方も実際おられたりということで、本来であれば出荷とか集荷の作業というのは、自治体でやるべきものとはあまり思いたくはないのですけれども、JAだったり、出荷元で何とかしてもらえれば一番いいのですが、なかなかそういうことには至っていないというような状況があります。これは、やはりその自治体で、実際にその事業を立てるわけではないにしても、そういったシステムができるかできないかをお伺いを立てるとか、その情報を集めるとかといったことは必要ではないかなと考えているのですけれども、実際そういうこともできるかについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

議場が暑くなりましたので、暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。

○農林課長（極壇 浩君）

ただいま質問ありましたとおり、運転免許がない方、確かに私も知り合いの中にもいます。一例ですけれども、その方は隣に住んでいる方に出荷を頼むというようなこともしています。車は自分が用意して、運転を頼むと、そして出荷してもらうという

方もいらっしゃいますし、隣近所で組みながら等あります。以前ですと、北日本青果などは集荷場所を用意して、そちらに出しておく、市場のほうで回ってきて取っていくというようなシステムもございました。それを行政でやるというのはちょっと難しいかなと思いますけれども、例えば話の例として、今ふと思ったのは、JAとかそちらのほうと協力しながら、そっちのほうで集荷ですか、その代行をすとかというサービスをしてもらえればなど、今ふと思いましたので、これから私ども農業関係連絡会議ということで、農協とか県民局とかと年に何回か集まって会議をしております。その中の題材として出していった検討してもらおうというような方向もあるかなと思いました。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

今後農協あたりと話をするときはテーマとして出していただけるということで、私も分かりませんでしたけれども、業者で集荷までやっている業者もあるというような情報等をいただきましたので、そういうもののほうが本当はいい状況になっていくのだなと思います。いずれにしろ、今後は高齢者の方が生きがいを持って動けるような農業の環境も一緒に考えていかないと、三戸町という特殊な状況下にあるところでございますので、そのことはきちんと頭のどこかに入れて、役場のほうも考えていただければなと思います。

先ほど軽量野菜の件が出ましたので、1点ちょっとお伺いしたいのですが、青森県南は、まず西高東低といいますか、気圧配置の関係から冬でも比較的晴れの日が多いということで、そのメリットとしてビニールハウスは適地と言われている部分があって、これはずっと前からそのところは言われてきたわけなのですけれども、三戸町で取り組んでいる方もたくさんいますけれども、ここに来て様々転作云々の話とかの中で、ハウスに興味を持っている方も、何か話を聞けばおられますので、現在の町の支援の中でのハウスといった施設に対する支援状況と利用状況についてお伺いします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ハウスに対する支援ということでございます。まず、ハウス、施設物、これに特化した支援というものは町単独では今はやってございません。今年やりました農業経営維持事業ですか、今年度限りですけれども、それにハウスのほうのビニールですとかの横幕をセンサーで、自動で上げ下げしてもらおう機械をつけるとか、そういうのはございます。

ハウス自体になりますと、県の事業がございまして、野菜関係ですと、県の野菜、園芸等の事業がございまして、それで要求してもらおうと。もしくは、あと国では産地パワーアップ事業というのがございまして、これは2分の1の補助でございまして、現状が何やっていますよと、新しく今度やるためにハウスが必要だと、そうしたときに収益を上げる、収量を上げるというような計画を立てていただくという、それによってハウスの導入につなげるというような事業がございまして、何かやりたいという方がございましたら、農林課のほうまでご相談いただければ進めていきたいと思っております。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

町のほうでは、これに特化した事業はないということですが、県の事業、国の事業等はあるということで、それにまず町としてはあっせん作業等はしっかりとやっていくということで、こういった農業をやってもなかなか収益が上がらない中でも何とか続けていくための方策というのは、やはり農家それぞれで一生懸命考えて取り組んでいるという実態がありますので、今米価下落とか、今回は肥料に対する助成も町で行うということで、農家それぞれの生産意欲をなくさないための努力はされていると考えて、大変ありがたいなと思います。ただ、これずっとというのはなかなか難しいということになるかと思いますが。そういった中で、こういった細かいところの対策で長期的に続けて、着実に足元を固めていくというようなところはしっかりと考えながらやっていただきたいと思います。

3番目の排水を重視した土地改良事業の可能性ということで、少し質問をしたいと思います。先ほどの町長のお話の中で、これについての事業はあるということで認識してもいいのかなと思いますけれども、私あまりそのところがよく理解していなくて、今回で分かりました。なぜこれを言ったかということ、やはり三戸町の先ほども言ったように耕作不利益地がある中での農業維持、基幹産業としての役割を果たしてもらわなければならないという中で、今後は水田に関しては減反の方向で国も考えているというのは、これは確実な中で、今までは水田以外に使いようがないから水田だったという場所は三戸町はすごく多いわけで、そのところの改善策をするためにはどうしても排水の事業を多くするというか、そういうところばかりなのではないかなというぐらありますので、そのところの確認でございました。

今後転作を進めるためには、やっぱり麦であったり、豆であったりというのは国でも推奨していますし、三戸町でも麦、大豆というような、なかなか三戸町は難しいと思うのですが、飼料用米にしても畑作にしても、やはり雪害があれば収量も上がらないしというのが一番のところでありますので、そのところの対策はすごく重要になってくると思います。

そこで、具体的に暗渠だけを目的に、そういう事業に手を挙げてもいいのかどうかというのを、もう一回ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○農林課長（極 檀 浩君）

暗渠だけを目的というふうな事業ではまずございませんでして、水田だったというものがありました。そこを区画整理しまして、排水対策を取ります。高収益作物を植えるために排水対策を取りますので、そこにはネギだったり、ニンニクだったりとかというものを一度団地として形成してほしいということで、持っている土地の持ち主たち、3分の2以上の同意を得て進めていくというものです。暗渠だけという事業はなかなかないのでございますので、農地集積を絡めながらとかというので持っていければと思います。

あと、先ほど出ました減反の関係、今現在、今は田ですけども、田から畑として減反を長くしてきたというときに、もうそこは田ではないのだよと、畑だよと、転換しましょうという場合に、1反歩17万5,000円とかという助成金がございします。1回限りですけども。そういうのを活用していただいて、ご自分でやっていただくというふうなことしか今手がないのかなというように感じております。

土地改良事業というのは、団体で区画整理をしながら、集積しながらというふうなことが必要となりますので、その方、もし1人の方のためにというのであれば、ちょっと活用できないかなというふうには思っています。

○8番（藤原 文雄君）

大変詳しく説明をしていただきました。団地の要件で事業はあるということで、これは3分の2以上の賛同を得てというようなことですね。具体的に対象面積とかというのはあるのか、ちょっとお伺いします。

○農林課長（極壇 浩君）

まず、具体的に面積要件というものは示されてはいなかったと思います。ある程度の団地集落等で形成するというものですので、たしか20町歩とか10町歩ぐらいとか、そういうような大きさは必要になってくるかなとは思いますが。その中であって、例えば農地あります、私とこちらの方の農地があって、それを交換しながら、形を整えながら、集積して四角い畑にするとか、そういうようなやり方でいきますので、そのときのケース・バイ・ケースで面積というのは出てくるかなと思っております。

○8番（藤原 文雄君）

分かりました。まず、今回の質問の趣旨というのは、排水、これをやらないと三戸町の農地を維持するということはなかなか難しいかなということで、特にこだわって聞いてみたというところでございます。想像以上に該当できるような事業はあるなどというのは、実感して思います。ただ、高齢化の中で、意欲を持って手を挙げてくれる方が何人いるかといったような状況のところの問題になってくるのかなということはお話をしてすごく分かりました。それでも基盤整備の部分でございますので、これは町の責任としてやっぱりやっていかなければ、こういうのがありますよというようなのは常に農業者の方にも意識的に、こういうのがあるのですというようなことはどこかで話していただければイメージが湧くのではないかなと思います。もしかして75歳以上の方とかで、もし高齢者がいないといった場合は、当然後継者を探さなければ、誰かにまずいろんなシステムを使ってお願いするというようなほうに持っていかなければならないわけなのですけれども、そういった賃貸契約をきちんと結ぶような場合でも、整備されているところは心配ないと思うのですが、問題になるのはやはりその辺の条件の悪いところをどのようにしていくか、これに尽きるかなと思いますので、その辺のところは町としてきちんとどこかにテーマとして持っていただきたいと思えます。

4番目の農道整備事業に加速化の可能性ということで質問をさせていただきました。先ほど町長から説明をいただきましたけれども、ざくっと農道整備事業のことをお伺いしたわけなのですけれども、これについては、具体的なことは令和2年の12月、越後議員の質問があった際に答弁されている内容は確認してきましたので、中山間事業等での条件等については把握をしているところでございますけれども、わざとというか、今回どうしても言いたいというのがありまして、言いたいというか、確認をしたいという部分がありまして、今回質問の中に加えたわけなのですけれども、非常に難しいというのはずっと分かっている、県とか国からの予算配分の関係であるとか、すごく難しいというのは重々承知しているところなのですけれども、1つ確認をしたいのは県とか国に対して、町でこういった建設に対しての働きかけを具体的にやっているのかなというところをお伺いしたい、これが1つと、該当する新しい事業等はないのかというような情報収集とかというのは行っているのか、この2点お伺いします。

○建設課長（齋藤 優君）

中山間地域総合整備事業のお話になりますので、建設課のほうでお答えをさせてい

ただきたいと思います。

まず、1点目の道路の整備等について、県、国に対しての働きかけということでございますけれども、そういった要望等がございました際に、県のほう、国のほうには情報のほうは流しているというところでございます。

あと、該当する事業というところでございますが、中山間地域総合整備事業をやるに当たりましては、その地域の住民の方々の要望とか、そういったものも募集をすることになります。土地改良区であったりとか、農道を整備してほしいという集落の要望といったものを計画にのせることになりますので、6年度完了予定というところの事業を今進めておりますが、7年度以降の部分につきましてはこれから地域の方に要望とかを聞いて、計画のほうをつくっていきたくて考えてございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

状況のほう、よく分かりました。まず、働きかけというか、情報収集であったりとかはやられているということで、了解しました。

もう一点、今建設課のほうから答弁をいただきましたけれども、農林課が担当するような、担当していると思われる農道、従来からある作業道に使っているようなものと考えればいいのかと思いますけれども、災害時以外でも道路幅の拡張が必要だとか、側溝整備が必要だとか、傾斜の緩和といったような要望等は多分どこでもあるのではないかなと思いますけれども、そうなった場合はどのような対応をされるのかな。農林課なのか、建設課なのか、まず条件次第という答弁が返ってくると思うのですけれども、私に分かる範囲で説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまの農道ということで、作業道の整備ということでございました。基本的に作業道とか法定外道路ということで、赤道が多いのが現状です。ですので、そういうところは舗装するというよりは碎石等で維持補修してもらおうということで、農林課としましては各農業振興会に碎石を配っております。希望を取りまして、各集落から希望がありまして、それについて碎石屋のほうに取りに行ってくださいということでやっております。これは、もう何十年とやっている事業でございますので、その辺は活用していきたいと思います。

また、中山間の直接支払交付金、こちらのほうでも活用できますので、そちらのほうで碎石代であるとか、道路整備するとか、そういうような交付金で出るところは中山間とか多面的とかの交付金を使っていただいて、集落のほうで維持していただければなということです。

あと、林道とかにつきましては、町のほうで林道整備についての補助金を出しておりますし、こちらでも実際に直接維持作業をしたりとかもしておりますと。その辺はご了承いただいて、各地域でご相談しながら活用していただければと思います。

あと、拡幅とか、そういうのはなかなか難しいものでございます。隣の田と田の間の道路であれば、やっぱり境界画定とかそういうのもありますので、そういうのは県営の事業と、中山間事業というのを活用しながら拡幅等のほう、そういうふうな整備については県営の事業を使っていただきたいと思いますなと思っておりますのでございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

状況のほうを確認しました。中山間地域等直接支払制度でそういうのもできますよという、碎石とかという、維持活動は……実際そういうことで維持活動についてはそういう予算で、地元で話をしてやっていったりはするというので、振興会の碎石のお話ですけれども、しばらく振興会自体の活動がちょっと見えないので、これは後からもう一回調べて質問したいと思いますけれども、今回はしませんけれども、そういった活動、中山間の事業で用意いただいているところは、やはり振興会等の活動に頼らないとなかなか難しい、維持のための碎石取得みたいなのも難しいと思うので、そのところはしっかりやっていただきたいと思います。

私の地区では、中山間の交付金がありますので、それで様々挑戦もしたし、地ざわりの関係が了解できるのであれば側溝を入れたり、ちょっと幅を広げましょうといったのも地元でやってきたわけなのですけれども、なかなか今の状況では維持活動はできますけれども、実際広くしたりというのは、中には要望がありますので、そのときはきちんと農林課のほうに相談して、建設課のほうに回していただくというような方法が一番いいということで理解してよろしいでしょうか。分かりました。そういう方向で頑張りたいと思います。

4点伺いましたけれども、最後にこれは私の今日の質問のまとめとして、最後質問まで行くかどうか分かりませんが、ちょっと言っておきたいことなのですけれども、国の今の動向ということで、これは町長、今日久慈議員の質問の際にも、国と歩調を合わせてやっていきたいというような答弁がございましたけれども、国のほうでも食料安全のほうで、今盛んに危機感を持っていろんな新しい取組が可決されて、成立した部分も多いということで思っています。例えば改正農業経営基盤強化促進法が成立しました。これは、先ほど私が一生懸命聞いた農地利用の部分のことで、地域計画の法定化が柱のようでございますけれども、これは10年後に目指す農地利用の姿を表示する目標地図を作成するというような作業が、何か来年から市町村のほうに策定を求めるといったような情報というか、これは報道機関のあれですけれども、そういうのが出てきます。

さらには、農山漁村活性化法も併せて成立したということで、活性化計画の申告手続等の簡略化といったような措置ということでございます。詳しいことは、調べてみれば分かると思いますけれども、以上のようなことを踏まえますと、今までの農業政策という、国がやってきた計画のほうが大分古くなって、まず新しい計画を立てないといけませんよというようなことではないかなと私は捉えております。人・農地の観点から、現場実態に合っているかどうかという検証作業から行ってというようなことだろうと思います。そのために、先ほどの3番、4番の質問、三戸町の農地の状況、農家、農業人口の動態の把握、それをどのように将来の農業経営を描いていくかというようなことの調査を、現場に合った情報をきちんと伝えていただきたい。そうすることによって、先ほど一生懸命私が聞いた、まず排水の部分と農道の部分、これは農業をやっているならば、やはり根本のところはそこに尽きると思っているの、これを活性化しないと、道路が通る前に人がいなくなってしまうというような、仕事をする人が仕事ができなくなってしまうというスピードの問題もそろそろ考えないといけない、そのためには様々なところで加速化を目指していただきたいと思っています。

町としても、国の動向を注視しながら、町の特性を生かしながら、ソフト、ハード両面で基盤整備を進めていただきたいということを申し上げたいと思います。

最後に、町長のお考えを聞きたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは最後に、町長の考えということでございます。本日藤原議員からは、農業の経営基盤の整備についてということで4点。4点とはいうものの、現状を把握していくために大変重要なところをご質問いただいたなというふうに思っております。特に免許返納で集出荷ができなくなると、それをどうやっていくのだと、相互扶助でやっていくやり方があるのであれば、そういうのを支援していくということも考えられるでしょうし、バスで運ぶとか、いろいろ法律の改正、あるいは特区というものもありますので、特区申請というのもしながら、できることを見直しをしながらやっていくという、そういうことは大変大事なことだというふうに思っております。

また、大分昔になりますけれども、三戸町もビニールハウスの県の補助に合わせてかさ上げをしていた、そういう時期もたしかあると私は記憶しているのですが、そういったものも実際に何かの組合せ、単独はちょっとあれかもしれませんが、組合せしながら、要は誘導策として何かを考えていくとか、そういうことも必要なのだろうなというふうにお話を聞いていて改めて感じた次第であります。

そしてまた、最後の排水を重視した土地改良事業、また農道整備事業という部分であります。これも長年農地中間管理機構ということで、町も遊休農地の利活用に向けて取り組んできているわけですが、まさに藤原議員が言った条件不利地のところの活用策というのがこれからの日本の農地の活用の部分で大変重要な課題になってくるというふうな、私も同じ認識でございます。

今回は、昨今は葉たばこの農地の、ここも中間管理機構のほうにぜひ登録を勧めたり、そこが遊休農地にならないように様々な対策というのを我々としても考えていかなければならないという思いでございますので、今後ともご指導、ご助言のほう、どうぞよろしく願いいたします。

○8番（藤原 文雄君）

以上で私の質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時44分）

休 憩

（午後 3時46分）

<6番 山田 将之議員>

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大時における対応について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、山田将之君。

○6番（山田 将之君）

本日最後となります。お疲れではあるとは思いますが、よろしく願いいたします。それでは、通告に従いまして私の一般質問を行います。新型コロナウイルス感染症の拡大時における対応について。

強力な感染力を持つオミクロン株によって、新規感染者数は僅かな期間で増加し、本町においても自宅療養者の増加や、保育施設での休園、学校での学級閉鎖などもあり、多くの不安な声を聞きます。そこで、本町の状況や対応について伺います。

1、これまで町内の保育施設や小中学校で休園、学級閉鎖の措置はされたと思いますが、状況や町の対応は。

2、ワクチン接種の状況や感染疑い時の検査の体制は。

3、自宅療養者への支援の状況は。

4、町長含め町職員の感染対策や感染時の対応は。

以上、よろしく願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、山田将之議員の質問にお答えを申し上げます。

ご質問のありました新型コロナウイルス感染症の拡大時における対応について答弁を申し上げます。初めに、1点目の町内の保育施設や小中学校における休園、学級閉鎖の措置の状況と町の対応についてのご質問であります。まず保育所、児童館につきましては、令和4年1月1日以降、休園になった施設は4施設、全部休園が3回、一部休園が2回で、休園期間は2日から6日間となっております。いずれも園内関係者が感染したことに伴い、県の対応方針に基づき、施設と協議を行った上で全部もしくは一部休園の判断をしております。

次に、2点目のワクチンの接種状況や感染疑い時の検査の体制についてであります。接種状況については5月末時点で3回目の接種を完了した18歳以上の方は6,881人で、2回目の接種を完了された方に対する接種率は89.2%となっております。

なお、4回目の接種は7月から開始する計画としており、3回目の接種から5か月後となる接種時期に合わせて、順次接種券を送付してまいります。

また、感染疑い時の検査の体制については、保健所が濃厚接触者など検査の必要性を認めた方に行政検査を実施することになっております。町では、行政検査の対象とならない方で、感染への不安がある方に対してPCR検査キットを無料配布しており、町民の不安解消と安心安全の確保に努めているところであります。

次に、3点目の自宅療養者の支援の状況についてであります。新型コロナウイルス感染症に罹患した方が自宅療養とされた場合は、三戸地方保健所から食料品等の支援を受けられることとなっております。一方で濃厚接触者にあつては外出が制限されるものの、これら支援制度の対象とはなっていないところであります。町では、このような状況を捉え、濃厚接触者となった方で支援を希望される方に対しまして、町独自に食料品や日用品の提供に加え、パルスオキシメーターの貸出しを行っているところであります。

次に、4点目の町長を含め町職員の感染対策や感染時の対応についてであります。これまで町では国からの各種通達や県対策本部から発出される情報、また対処方針など情報収集を行い、各種の対策を講じているところであります。

町における感染予防及び拡大防止の対策といたしましては、まずは職員自身が感染しないこと、そして来客者など他に感染を広げないことの両面から捉えるとともに、ウイルスが飛沫、付着、媒介する様々な場面を想定し、マスク着用、手指消毒、3密の回避など基本的な取組のほか、会議時における換気、アクリル板の活用、テーブル

及び事務機器などの拭き取り消毒へ取り組んでおります。また、職員個々の面からは、毎日の体調管理として検温報告を行っているほか、遠方への出張や外出をした際のPCR検査の受診を推奨しているところであります。

次に、職員等が感染した場合の対策といたしましては、感染症状である喉の痛み、せき込み、高熱などが見られる場合、医療機関や保健所への相談をするよう指示し、職員自身が感染者や濃厚接触者となった場合においては、保健所の指示に従い、自宅療養をすることとしております。また、この際の休暇の取扱いは、国通達に基づき特別休暇としております。このほか職員感染時における業務対応につきましては、原則として課内の職員が補完することとし、状況により補完ができない場合においては前任者の協力を仰ぐなどを想定しているところであります。

6月を迎えてからの感染状況といたしまして、厚生労働省新型コロナ専門家委員会では、最近の傾向は減少傾向であるとしながら、引き続いての対策の徹底を呼びかけております。町といたしましても、引き続き感染防止、拡大防止対策への取組により、万全の体制で行政サービスの提供ができるよう努めてまいります。

○教育長（慶長 隆光君）

最初に、小中学校における感染状況等ではありますが、町内の児童生徒に係る新型コロナウイルスの感染状況については、散発的な発生にとどまっていると認識しております。現状は、同居する保護者や兄弟から感染したケースが主なものであり、学校現場におけるクラスターの発生状況はないものであります。

令和4年1月以降、児童生徒の感染に伴う学級閉鎖、学年閉鎖及び学校閉鎖の状況は、延べ6回措置しており、閉鎖等の期間は2日から5日程度となっております。これらの措置は、県から通知が出ております「県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休業措置等について」に基づき、教育委員会と学校が協議して対処方針を決定しており、これらの措置により、今のところ学校内での感染拡大は防げていると認識しております。

なお、学級閉鎖等の期間中は学習の遅れが生じないように、自宅でできる課題を出すことやオンライン授業の実施など、教育活動が継続する取組を行っているところであります。

次に、児童生徒の感染疑い時の検査体制についてですが、基本的に保健所の指示に従うこととなります。学校現場では、児童生徒等にコロナ陽性者が判明した場合、保健所の紹介に基づき、当該児童生徒のそれまでの行動を聞き取り調査し、濃厚接触者となる可能性のある者を保健所に報告しております。保健所は、その報告内容に基づき、濃厚接触者に当たるかどうかを判断し、検査の実施あるいは自宅待機等の要請がなされます。保健所から指示のない場合の対応は、「県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休業措置等について」に基づいて対応しているところであります。

○6番（山田 将之君）

それでは、順に再質問のほうをさせていただきます。今答弁でもあったように保育施設、また学校等で休園、休校の対策を何回か取っているということではありました。こういったところ、個人情報との関係で情報等得にくいのかなと、また不安が広がっているのではないかなと感じております。こういった情報は、どのように取り扱っているのか。

また、先ほど説明あったかと思いますが、保育施設、小中学校、休園、休校から登

園、登校開始まで、日程をどのように決めているのか、再度伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、1点目の感染者の情報の取扱いということですが、感染者の情報については、学校のほうへは基本的に直接保健所からということはありません。各家庭のほうにご連絡が行きますので、その保護者のほうから学校のほうに情報が来たといったようなことになっております。保健所から学校のほうに連絡が来るのは、学校内での接触があったと見込まれるという場合については、学校内のほうでの濃厚接触があったかどうかといったような調査が行われるということになっております。情報については、校長、教頭の範囲、それから教育委員会のほうの教育長、私、それから事務局次長といったところでの取扱いということになっております。

あと、休校の措置ですけれども、それは県の基準ということで、小中学校につきましては陽性判明者の最終登校日の3日から5日間について臨時休業を検討するということになっておりまして、その基準に基づきまして対応しているということでございます。

以上でございます。

○住民福祉課長（馬場 均君）

幼稚園とか保育所の関係も、ほぼ学校と同じような状況ということになります。園内のほうで感染者、濃厚接触者が発生した場合には県の対応方針、こちらによりまして子供の登園状況ですとか、職員の出勤状況、他の子供や職員との接触状況、これらを勘案いたしまして、保健所の指導に基づきまして、個別の事案ごとに施設側と協議をして、一部であるとか、または全部休園するとか、そういった判断を行っているところでございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

了解いたしました。

では、保護者にとって、いきなり明日から休園、休校ですと連絡を受けた後の対応に大変苦慮されていると思いますが、保護者には対応に時間的な余裕が取れるように連絡をされているのか伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、小中学校の事例で申し上げますけれども、感染のお知らせというのが保健所から来るのが実は午後、夕方に近い時間に来るのが多いです。そこから協議して、休校、また学年閉鎖、学級閉鎖を決めるということになると、どうしても夕方に家庭のほうにご連絡するということになってしまいますので、なるべくすぐ早くやるように対応はしているのですが、どうしても夕方にメール等で配信するというようなことになっているのが現状でございます。

以上でございます。

○住民福祉課長（馬場 均君）

幼稚園、保育園関係でございます。こちらのほうも、基本連絡は親御さんから園のほうに連絡が入るという形で、学校のほうでは夕方が多いようではございますけれども、幼稚園とかの保育園に関しましては、いつ連絡来るかというのが分からない場合が多いござ

います。結果として判明した時点で、そこから感染拡大防止の観点から速やかに対応を決定するというふうな格好になっていまして、休園を決定した際には急なお知らせになる場合もありますので、施設のほうから一斉メールですとか、電話ですとかで可能な限り早くお知らせをするということで対応しております。

以上です。

○6番（山田 将之君）

夕方に連絡が来ることが多いということで、なるべく早くといっても夕方になってしまうのかなど、どうしてもしょうがない部分があるのかなとは思いますが、できるだけ早い協議をした上で、早めに連絡を取っていただければなと思います。

また、休園、休校となった場合、保護者が仕事等で、園児または児童の世話をどうしてもできない家庭もあると思いますが、そういった場合の支援等は考えられないでしょうか。また、少しでも風邪の症状がある場合も登園、登校を控えるようにとされています。こういった場合においても、仕事を休まなければならないと思います。これまで何度も仕事を休んでいて、もう休みにくいであったり、休んで収入が減った等の声もあります。町では、こういったところの支援、また行政が手を差し伸べられるようなことは考えられないのか伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

感染等あった場合の対応になりますけれども、感染した場合には通常家族が濃厚接触者ということにもなると思うので、同じ場所で生活している家族のほうが見守りを行うということにはなると思います。ただ、保護者のほうも仕事等を休まなければならないということにはなると思います。特に感染者や濃厚接触者ではない家庭、そういう家庭についても、また家族に体調が悪い人が出たとかという場合は、どうしても感染拡大を防ぐという観点から、ご家族の方の協力を仰ぐことが今の段階では現実となりますので、まずはその点をご理解いただきたいと思います。

何かしらの対応というのは、現時点では急遽な対応というのがなかなかできていないということが現実になりますが、何とか現時点では家族の方の協力を仰ぎたいということになります。

以上でございます。

○住民福祉課長（馬場 均君）

保育園、幼稚園関係でございます。休園になった際、自宅で子供の面倒を見られない方、この方のために保育園等におきましては園内の消毒等はしっかり行っていただいて、感染対策のほうをやっていただいて、可能な範囲ということになりますけれども、受入れを行うことというふうにしております。ですので、そちらのほうをご利用いただければというふう考えております。

○6番（山田 将之君）

こういった感染の部分でしょうがない部分もあるのかな、また家族等も協力しながらやっていかなければならないという部分もあるのかなと感じております。こういった部分、今課長等から意見等聞きましたけれども、町長はどのようにこの辺はお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、休園、また学校の学級閉鎖であったりとか、そういった際の保護者やご家族の心配についてお答えを申し上げたいと思います。

山田議員からのお話のとおり、今回、12月ぐらいのときにはこの辺もそんなに感染もまだ広がっていなかったのですが、年を越えて2月、3月という形でだんだん感染が広がり、そして春先になっても低年齢の層のほうでの感染というのがやはりいろいろ出てきているということで、この三八地域、なかなか感染が止まらないという状況でございました。

その状況の中で、これは直接保健所から町に何人感染が出たとか、誰々とかという個人情報、保健所のほうがなかなか手に負えない状況にもなりまして、入ってこなくなりました。その際には、町としても把握をしなければいけないのではないのかなという、そういう悩みもありましたが、いずれにしても発生が確認をされた施設や園という部分ではPCR検査のキットの配布であるとか、とにかくいろんな相談に乗るように努めてございます。その中で、十分できたかどうかというのは、これは今後アンケートといいますか、直接保護者の声を聞きながら、こういう場合にどういう対応をしていくのがベストなのかということは今後考えていかなければならないと、そのように思いますが、現時点では町とすれば、まずできる限りのことをしようということをやっておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○6番（山田 将之君）

分かりました。

それでは、2番のほうの再質問のほうに移っていきたいと思います。ワクチン接種状況等においては了解いたしました。検査体制の部分で少し伺いたいのですが、三戸中央病院でPCR検査を受けた方、結果が出るまでに二、三日かかると言われたというような話を聞きました。病院では、すぐに結果が分かるPCR検査の機械を導入し、病院の職員が感染した際に使用したと以前説明を受けたと記憶していますが、病院で導入したPCRの検査の機械は、職員が使うために導入したものなのか、どういった場合に使用されるのか、伺います。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの山田議員のご質問にお答えいたします。

三戸中央病院でPCR検査を受けたら、結果が出るまでに日数がかかったということのお話を承ったというお話でございます。あと、病院で導入した検査機器はどういった場合に使うのかという点についてのお答えを申し上げます。

まず、検査につきましては主体となるところが、まずは保健所が手配するものということと、病院が医療として実施する、病院が主体となるものというパターンがございます。その違いによって、検査の結果が出るのに日数が、かなり差異があるということをご理解いただければと思います。

具体的に説明申し上げますと、保健所が主体となって検査を実施する場合は、その検査をどこで実施するか、コントロールしているのは保健所になります。この近隣でいいますと、南部町の医療センターですとか、三戸中央病院ですとか、八戸市民病院、あるいは連携中枢都市圏、県内でいうとおいらせ病院とか、いろんな病院に手配されております。それが三戸中央病院で受けなさいとなった場合に、三戸中央病院に検査を受ける方がいらして検査の、三戸中央病院では検体を取るだけです。検体を取って、検体を採取する行為を三戸中央病院で行って、その検体は保健所が持ち帰って検査機関に解析を依頼します。ですので、三戸中央病院で検体を解析して日数がかかるとい

うことではなくて、検査機関に出して、発注をかけて、その検査の結果が出るまでに日数を要するということになります。

三戸中央病院で導入した機器は、診療、患者が症状を訴えてきた場合に、医師がある一定の感染症を疑います。例えばインフルエンザですとか、コロナウイルスですとか疑ったときに、コロナのエピソードがある方であればPCR検査を実施すると、あるいは抗原検査を実施するというので、医療として行います。医療として行った場合には、当院で購入いたしました検査機器を使用しまして、検体を採取してからすぐに解析にかけるということで、その場合には2月に導入した機器で、検体採取から解析まで20分ほどあれば結果が出せるということになります。

先ほどのご質問でありました、どういう場合に使うのかというのは、お答えとしては医療の場合に使うということになりますので、そのようにお答え申し上げます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

感染、保健所が主体になるか、病院が主体になるかというところで使う、使わないというのが出てくるということで、了解をいたしました。この質問は、先月三戸学園のほうの運動会の際に、PCRの結果が出るまで運動会に出られないという生徒がいたという事例があったようで、その際にすぐ結果が分かる機械があるにもかかわらず使わないのかなといったような、そういった疑問があったので質問させていただきました。納得できましたので、次に移りたいと思います。

先ほどありましたように、町でも無料のPCR検査キットが配布されていると思いますが、この体制について伺います。何回か回覧板のほうでチラシ等来ましたが、現在は配布場所や申込み、問合せも住民福祉課となっているようですが、以前は配布場所は住民福祉課、問合せは健康福祉課と記載されたチラシもあったかと思えます。紛らわしいというような声がありました。現在の正式な体制をお知らせください。

○健康推進課長（太田 明雄君）

PCR検査キットの配布に関する体制でございます。こちらにつきましては、当初事業計画、それから検査キットの購入等につきましては、あとチラシの作成等につきましては健康推進課のほうで行いまして、町民からの申込み、受付、それから配布等につきましては住民福祉課のほうにお願いをしていたものでございます。チラシのほうには、健康推進課のほうでも当初問合せ等にも対応するというので記載をさせていただきましたが、やはり紛らわしいというところから、住民福祉課のほうに統一をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

では、現在は住民福祉課が全ての窓口を担当しているということによろしいですね。

PCR検査キットの申込みなのですけれども、先ほどもありましたとおり、感染者の結果が夕方になることが多いというような説明もありました。夕方に発表になって、自分に近い人が感染、濃厚接触者までいかないまでも感染されたということで、無料のPCR検査キットを申し込みたいといった場合に、役場の開庁時間が17時までということで、なかなか利用しづらいのではないかなと考えております。こういった場合の対応も検討していったほうがいいのではないかなと私は思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

PCR検査キットの配布につきまして、利用しづらいというお声があるということでございます。こちらにつきましては、今のやり方といたしましては事前に電話で予約をしていただきまして、窓口のほうで申請書とか、あとはこれは転売等を防ぐという目的で宣誓書のほうも書いていただいたりといったことをしてございます。そういったことから、やはりどうしても窓口のほうに来ていただくという必要がございますので、現状といたしましては今の状況で対応させていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

17時に間に合わなければ、次の日というような体制でやっていくということですね。分かりました。現状ではまだ考えていないということで、検討していただければと思います。

では、(3)のところ、自宅療養者には保健所のほうから支援等があるということで、町では濃厚接触者、またその家族等に対して食料品や日用品等の支援を行っているということで、了解いたしました。こういった支援を行ったという実績も多分今何件かあったかと思えますけれども、特に問題等はなく行われているのか、伺います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

濃厚接触者の方への支援物資につきましてでございます。こちら対象となるのは、町内在住で濃厚接触者として自宅待機となった方で、生活に必要な食料品等の調達が困難な方にお配りをしているものでございます。

内容といたしましては、5日分の食料品及び日用品の提供ということで、食料品についてはパック御飯、乾麺、レトルト食品、缶詰など、飲料水については水やスポーツドリンク、そのほか日用品としてティッシュペーパーや除菌シートなどを配付しております。あと、濃厚接触者の中に例えば乳幼児がおられれば、必要に応じておむつの提供もしています。また、パルスオキシメーターの貸出し等も併せて実施しているところでございます。こちらは3月から開始をしておりますが、5月末時点におきましては52件の実績がございます。そのほかおむつは3件、あとパルスオキシメーターの貸出しは5件という状況となっております。現在のところ、特段問題というところはございません。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

特に問題等なく実施されているということで、了解いたしました。

では、4番のところ、町長含め町職員の感染対策、感染時の対応についてですが、感染対策や感染時の対応、その他健康管理等までしっかり行われているということをお答えいただきました。

町長に伺いたいと思いますが、町長は県外であったり、町外の遠方に行ったり等、一番多いのかなと思っております。ほかの自治体の首長等は、県外や遠方に行った場合、念のため検査が出るまで一定の期間登庁せず、中には接触を避けるため宿泊施設で公務を行っているというような首長もおられるようです。町長、特に出張も多いということで、町長自身の感染対策、対応等はどのようにしているのか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

県内での移動というのは、よくこれまでも、コロナの非常事態宣言中もあったのですが、ただその部分については、青森県民は県内の移動というのは特段制限はされていないということで、県内の中での場合は、特に身近な感染対策、3密、手指消毒、マスクという形で体調管理のほうをしっかりとやっております。もうかれこれ2年以上、毎朝検温をしております、熱が上がったのはワクチン接種をしたときだけという状況でございます。

あと、県外に昨年12月ぐらいから、国のほうにも時々ですね、そんなまだ回数は多くないのですが、行くようになりまして、その際には帰ってきたその日か、もしくは次の日の早い時間に、YSアリーナのほうで木下グループのPCR検査があります。これは、県の補助で、県民は無料ということになっておりますが、これについては1日で検査結果が出るものですから、私とするとそれを利用しております。その間、できるだけ人に会わないようにとか、できるだけ換気をするとかという形で公務のほうも続けているというところでございます。

○6番（山田 将之君）

県外から帰ってきて、その日か、その次の日にはPCR検査をしているということだったのですが、行く前とか帰ってきたときはもちろんなのですが、潜伏期間、帰ってきてすぐ、恐らく出ないのではないかな。潜伏期間もあるし、発症までの期間というところもあると思いますが、検査は1回だけですか、伺います。

○町長（松尾 和彦君）

体調に変化はありませんので、1回だけで。PCR検査だと、それもどの時点でやればベストかという、恐らく大体移動してきた2日目か3日目に検査をして、それが一番正確なものが出るというふうに、ちまたでは言われておりますけれども、私の場合はできるだけ、公務が詰まっているので、とにかくその都度その都度やるようにしております。

○6番（山田 将之君）

2日目ベストではないかという町長のお考えですが、私としては出張に行く前、あとは帰ってきてすぐ、無症状であってもその何日か後にもまたやったほうがいいのではないかなと考えております。そこは、決まり等は特にはないとは思いますが、実際これまでも感染等はなかったかなと思っております。

あと、5月中旬頃ですか、先月、ゴールデンウィーク後に町長と、あと職員数名で四国のほうへ視察に行かれたと伺っております。事例として、そのときはどのような対策を行ったのか、また帰ってきてからの対策はどうだったのか、伺いたいと思っております。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま山田議員から5月の中旬に視察に行った際の対応ということでございます。まず、行く前のPCR検査については行っておりません。ただ、職員含め、先ほど町長も申し上げましたけれども、毎日の体温管理、あと健康管理をやっておりまして、特段変化がありませんでしたので、感染の疑いというのはないだろうなという判断で行っております。

視察が終わりまして、青森のほうに戻ってから翌日だと思いますけれども、翌日に青森県の無料PCR検査を受けております。その結果が翌日の夕方頃だと思いますけれども、判明して、陰性だということとなっております。

以上です。

○町長（松尾 和彦君）

職員たちはそういう形ですが、私はその後ちょっと自主隔離を3日間ほどしまして、週末等を過ごしております。

○6番（山田 将之君）

帰ってきてからPCR検査等、町長においては自主隔離を3日間行ったということで伺っておりますが、四国の視察から帰ってきた2日後に、庁内において10名以上のアルコール等を含む会食の場に町長が出席していたというような声を伺っております。この行動は、これまで答弁していただいた対応、対策とは矛盾するようになっております。とても不安を感じたというような町民の声も届いております。結果として感染等はなかったと思いますが、町の新型コロナウイルス感染症対策本部長でもある町長は、この自身の行動について、事実だったのかということも含め、どういった考えであったのか伺いたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

今おっしゃられていることは、5月14日の日のことだと思います。そのときには、PCR検査で陰性の証明がもう出ておりましたので、それで私は動いているということをございます。私は、それを判断の材料として動いているということをございます。

○6番（山田 将之君）

PCRの結果が出て、それで判断して動いたということだったのですけれども、最初の答弁では自主隔離を3日間行ったというのは虚偽の答弁だったのですか。

○町長（松尾 和彦君）

自主隔離をしたのは本当でありまして、なぜ自主隔離をしたかといいますと、家族の話なのですが、私の息子が岩手県二戸市に今就職をしております。私どもの感覚からすると、青森県全体は別に私はどう動いても大丈夫なのですが、岩手県の二戸市からすると、八戸までは移動しても問題ないですが、それ以外の、岩手県以外のそれ以外のところに歩いたら、家族がそこにいた場合は3日間かそれぐらい、仕事に来ないでくださいという制限がかかっておりました。そのため、私は出張に行ってきたこともありますので、自宅とは別の場所に自分で隔離を、自主隔離をして週末まで過ごしていたということをございます。

○6番（山田 将之君）

町長の対応等は理解はしましたが、実際に不安を感じた町民がいたということは認識いただければなと思っております。

県では、いずれ会食等、感染リスクが高まるので、できるだけ少人数で、黙食を基本とし、会話時は必ずマスクを着用というような、県知事のメッセージ等にもあります。町長は、町の新型コロナウイルス感染症対策本部長でもあるということで、自身

の行動等にも気をつけていただければなど。実際に不安を感じた町民もいたということで、認識いただければなどと思っております。

やはり町民は、町長や町職員、我々議員も含めてですが、感染が発表されると不安になる方もいるかと思えます。また、公務や業務にも支障が出てくるかなと思っております。また、我々だけに限らずですが、無症状だから、重症化しにくいからと油断せず、細心の注意がまだまだ必要ではないかなと考えております。特に小さな子供は、マスクや消毒等の基本的な対策は十分にできません。もちろんワクチン等を打つこともできません。そして、抵抗力も大人に比べて強くはありません。小さな子供においては、新型コロナ、重症化はなかなかないようですが、合併症等に特に注意が必要であると言われております。また、妊婦の方にとっては妊娠後半期に感染すると早産率が高まり、本人も重症化しやすいということが明らかになったそうです。付け加えると、当町はこういった子供や妊婦の方の医療体制は整っておりません。こういった方にとっては、とても不安ではないかなと思っております。私個人的な思いですが、こういった方もいるということを考えるべきだなと、そういったことを考えて行動してほしいなどと思っております。

現在県内の新規感染者数は減少傾向にありますが、町内での感染は以前に比べて子供の感染を中心に増加しているように感じております。こんなときだからこそ、町長にはぜひリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。町としても、いま一度、今このコロナというものが分かってきたこの時点で、感染防止対策や対応、支援、それから経済を回す取組の両立をしっかりと考えていただきたいと思っております。

最後、これに対して答弁等あれば、よろしく願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

しっかりと感染対策を講じて、安心していただけるように努めてまいりたいと、そのように思います。

○6番（山田 将之君）

最後、もうちょっと何かあるかなと思ったのですけれども、軽い答弁でした。町長の考えは分かりました。

これで一般質問を終わりたいと思います。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4 時36分 散会

第4日目 令和4年6月9日（木）

○議事日程

第1 一般質問

佐々木和志議員

1. 町道改良工事について

番屋 博光議員

1. 杉沢小学校の今後について

2. 三戸町の畜産（牛）について

第2 報告第3号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(三戸町町税条例等の一部を改正する条例)

第3 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第4 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(令和4年度三戸町一般会計補正予算（第1号）)

第5 議案第28号 三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

第6 議案第29号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案

第7 議案第30号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

第8 議案第31号 三戸町工場等誘致条例の一部を改正する条例案

第9 議案第32号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第10 議案第33号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第11 議案第34号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第12 議案第35号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第13 議案第36号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第14 議案第37号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第15 議案第38号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第16 議案第39号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第17 議案第40号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第18 議案第41号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第19 議案第42号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第20 議案第43号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

- 第21 議案第44号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第22 議案第45号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第23 議案第46号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第47号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第25 常任委員会の所管事務調査の報告について
- ・総務文教常任委員会
 - ・民生商工常任委員会
 - ・建設農林常任委員会
- 第26 常任委員会の閉会中における所管事務調査について
- 第27 議員派遣の件
- 第28 諸般の報告
1. 議長の報告
-

○追加議事日程

- 第1 町長提案理由の説明
- 第2 議案第48号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第3号）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- | | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 柳 | 雫 | 圭 | 太 | 君 |
| 2番 | 小笠原 | 君 | 男 | 君 | |
| 3番 | 和 | 田 | | 誠 | 君 |
| 4番 | 越 | 後 | 貞 | 男 | 君 |
| 5番 | 乗 | 上 | 健 | 夫 | 君 |
| 6番 | 山 | 田 | 将 | 之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳 | 子 | 君 | |
| 8番 | 藤 | 原 | 文 | 雄 | 君 |
| 9番 | 番 | 屋 | 博 | 光 | 君 |
| 10番 | 千 | 葉 | 有 | 子 | 君 |
| 11番 | 久 | 慈 | | 聡 | 君 |
| 12番 | 澤 | 田 | 道 | 憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和 | 志 | 君 | |
| 14番 | 竹 | 原 | 義 | 人 | 君 |
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|--------------|-------|
| 説明員 | 三戸町長 | 松尾和彦君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 馬場浩治君 |
| | 参事（税務課長事務取扱） | 遠山潤造君 |

参事（住民福祉課長事務取扱）	馬 場 均 君
参事（総務課長事務取扱）	武士沢 忠 正 君
参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼 澤 修 二 君
健康推進課長	太 田 明 雄 君
会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
農 林 課 長	極 檀 浩 君
建 設 課 長	齋 藤 優 君
まちづくり推進課長	中 村 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院経営改善推進監	松 崎 達 雄 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事務局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事務局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<13番 佐々木 和志議員>

1. 町道改良工事について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

13番、佐々木和志君。

○13番（佐々木 和志君）

今定例会における私の一般質問は1件のみであります。町道改良工事について、2路線について質問いたします。

まず1点目、町道関根1号線についてであります。昨年9月の久慈議員の一般質問によって事業の中断事由は認識しておりますが、あれから9か月がたちました。その後の状況と併せ、今年度の事業着手の見通し、可能性について町長に答弁を求めます。

2点目、同様に一向に進まない町道府金線に関しても、今後の見通しについて答弁を求めます。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、佐々木和志議員の質問であります町道改良工事についてご答弁申し上げます。

初めに、1点目の関根1号線の拡幅改良工事の見通し、今年度内の工事着手の見込みについてであります。ご案内の町等関根1号線は県道三戸南部線から町民体育館や三戸消防署、三戸警察署方面へ連絡する重要な路線の一つであります。平成17年度から道路改良事業を進めているところであり、計画延長375メートルのうち285メートルの改良工事が完了しており、残り90メートルが未改良区間となっております。

今年度内の工事着手の見込みにつきましては、現在交渉中の用地買収が完了し、支障物件を撤去した後に、当該路線の地下にある水路の老朽化対策を講じてから拡幅改良工事を実施することとなりますので、年度内の工事着手は難しいものと考えております。

このようなことから、当面の対策といたしまして、用地買収が完了している用地の範囲内で仮舗装による対応とすることとしております。今後とも用地交渉を粘り強く進め、関根1号線拡幅改良の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

お尋ね2点目の町道府金線の県道との接続部分の拡幅改良工事の今後の取組と見通しについてであります。町道府金線は国道4号や南部町古町方面から県道三戸南部線に接続しており、大型商業施設の利用者や大手運送業者のトラックなどが多く利用する路線であります。

平成4年度から道路改良事業を進め、計画延長800メートルのうち760メートルの改良工事が完了しており、県道接続部分から約40メートルが未改良区間となっております。町道バイパス府金線の整備とともに国道下比良交差点が令和2年12月に供用開始となり、当該路線の利便性が向上したと認識しております。

今後の取組と見通しについてであります。この未改良区間の安全対策を踏まえた県道への接続方法などについて関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○13番（佐々木 和志君）

1点目、関根1号線についてでありますけれども、前回の昨年的一般質問の答弁、また担当課からの説明を聞いて、実情は十分認識しております。ただ、平成17年からの事業着手から既に17年という時間がたっていると。さらには、今年4月、新しい警察署が移転したということもあり、緊急車両の通行の増加も見込まれる。何よりもあの路線は、町内の町道における一番肝心の幹線道路であるということから、町民の拡幅改良の期待が高い路線であるということ踏まえて早急に事業着手をすべきだという考えから、今回質問させていただいております。

用地交渉による難航という話がありましたけれども、それも十分認識はしておりますけれども、17年間あの状態が続いているというのであれば、用地交渉の取り組み方も考える時期に来ているのではないかなというふうに思います。用地交渉をしている経緯については、昨年的一般質問において説明は受けておりますけれども、今後積極的な用地交渉による取組というものを考えているかということについて答弁いただきたいと思っております。

○建設課長（齋藤 優君）

関根1号線の用地買収の件ですけれども、現在もその対象の方との用地交渉は継続して進めております。取り組み方、やり方を考えていかなければいけないという、確かにごもつともなことだと思います。用地のご協力をいただけるように、こちらも積極的に粘り強く交渉を進めてまいりたいと考えております。

○13番（佐々木 和志君）

府金線についてでありますけれども、こちらに関しては着工が、事業開始が平成4年ということで、もう既に30年という時間が過ぎております。あまりにも時間がかかり過ぎているということと、事業着手の後に、先ほど町長答弁にもありました大型商業施設ができた、運送会社がある、さらには町のコミュニティバスも路線に入ったということで、かつバイパスへの右折が可能になったということから、明らかに通行量が増えている。その中で、拡幅工事がなされないまま、現状ではかなりあそこを歩行する歩行者が危険な状況にあるということは強く認識すべきだと思います。特に冬期間、雪が降って除雪をした状態で、しかもあそこには信号がある。バイパス側から来た車が信号で停車している状況で、片側しかないところを歩行者が歩行する際、町内のほうから来た車との兼ね合いを考えれば、とてもではないが、高齢者、子供の通行は大変危険なものであるというふうに考えます。

こちらに関しても、用地交渉で頓挫しているという状況も分かりますし、20年以上前からこの路線に関しては、議場において歴代の建設課長にその都度お願いはしてまいりましたが、一向に進展が見られない。こちらに関しても、用地交渉と併せて町が現在事業をしようとしている計画そのものの見直しも踏まえて検討する必要があるのではないかなというふうに思います。その点に関して答弁いただきたいと思っております。

○建設課長（齋藤 優君）

府金線と県道の交差点部分、確かに府金線に県道から進入する際の幅が狭くて、確かに歩道もなく歩行者も危険な思いをしているという話は、以前の議会の議員の質問からも、お話からもある話ですので、その辺は認識をさせていただいているところであります。

当初の計画をして、当初の計画からいろんな用地交渉であったりとか、そういった部分は進めていた経緯はありますが、なかなか折り合いがつかない部分もありまして、そこに影響しないような改良の方法も検討したらどうかというようなお話も伺っております。当初の計画から、どういう交差点の形状というか、進入の仕方がいいのかというところの部分に関しては、何点か案があります。そういったところで、その交差点の改良とかそういった部分に関して、歩行者とか通行者の安全確保という面で、県とか、あと警察機関、そういったところと相談をして、そういったことが最良なのかというところをいま一度検討してまいりたいと考えてございます。

○13番（佐々木 和志君）

かなり以前の話になりますけれども、同様のことを質問して、担当課において違う計画を検討したという経緯がありました。一番の障害は、やはり事業費がかさむということで、今の財政状況でいえば現実的ではないというふうな答弁で、そのときはそれはそれで致し方ないところだというふうには思っておりましたが、これだけ30年間の年月が流れてきた中で、かたくなに事業費にこだわるということと、30年間あの路線が未整備のまま、町に不利益を与えている、町民に不便をかけているということを考えるのであれば、抜本的に計画を見直して、具体的な事業費の積算をした上で財政と協議をし、実行できるのかどうかというふうな具体的な協議を進めるべきだと思います。

以前は、計画そのもの、具体的なものを担当課のほうから提示されたということはありませんでした。もし、この事業、完成を目指して取り組むつもりがあるのであれば、ぜひ今回、今の建設課長のうちにそれを進めていただきたいなというふうに思います。その点に関して、もう一度答弁いただきたいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

府金線と県道の取り合い部分の拡幅ということだということですが、道路の改良、拡幅ということになりますと、関根1号線もそうですけれども、その用地の協力といったものがまず必要になるということになります。ということで、県道と町道の取り合い部分の進入の仕方、接続の仕方はどういったものがいいかというところの協議をまず警察とか県とかとさせていただいて、その案でどういった事業費がかかるのか、どういうところにその用地の影響が出るのかといったところをもう一度考えて、この計画を進めていきたいと考えております。

○13番（佐々木 和志君）

もう一点、併せてお伺いいたしますけれども、どうしてもネックになるというのは用地交渉の部分であろうかと思っております。ただ、2路線に関しても相当な年月がたっているという事実と、具体的な内容は分かりませんが、用地交渉に応じていただけないのであれば、法的な手段というのも視野に入れる時期に来ているのではないかなというふうに思います。ただ、それにはかなりハードルも高くなってくるも

のと思えますけれども、それに至るまでの町側の地権者に対する働きかけがどれほどなされたのかというふうな事実をつくって言うことも必要になると思えます。用地交渉に応じてもらえない、もしくはまともな対応をしてもらえないという状況であっても、町はこれだけ用地交渉に関して地権者との交渉を試みたというふうな実績をつくっておくということも必要になってくると思えます。法的手段の実施に関しては、今年、来年という話にはならないかもしれませんが、そこに至るまでの町の実績というものの、後から証明できるようなものを残しておくということも考えておいたほうがいいと思えます。これは一つの提案というか、最終的にはそういう提案、手段しかないのではないかというふうな考えから申し上げております。

もう一つ、ちょっと今回の質問から論点はずれるかもしれませんが、今回質問した町道拡幅改良工事の根本的な本質というのは、町民生活における道路という、インフラというのはかなり重要なものになってくるだろうという考えを持っています。特にこれからますます進行する人口減少、さらには高齢化社会の急激な進行の中で、安全で安心して町民が歩けるといような道路の整備というものに重点を置いて整備する必要があると思えます。昨日の町長の答弁の中で、これからの社会、その都度その都度、町の情勢を見ながら行政サービスを考えていくというふうな発言がありました。

町のこれまでのスタンスとしては、町が管理すべき義務を負う町道においては財政の許せる範囲で整備、管理をしていくというものでありましたが、一定の住民が利用する、もしくは不特定多数の住民が利用する道路においては、公道、私道関係なく分かりやすい指針をつくった上で、町が住民が生活する環境の中のインフラの一つとして整備していくというふうな考えを持ってもいい時期に来ているのではないかと。時期に来ているのではないかとというよりも、今後町を取り巻く環境を考えれば、そうせざるを得ないというふうに私は思っております。この大きな幹線道路はもちろんでありますけれども、今後についてはそういった町民が快適に安全に歩行できる道路の整備というものも視野に入れて取り組んでいただければなというふうに思います。何はともあれ、どちらの路線も相当な年月がたっております。町民からすれば、いつになったらできるのかというように思いでいっぱいであろうかと思えます。それに対して全力を挙げて取り組んでいただきたいなというふうに思います。この問題に関しては、担当する建設課だけではなく、町全体、役場全体がまとまって取り組むべき必要もあろうかと思えます。その点に関して、最後町長から一言答弁いただきたいと思えます。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの質問でございます。昨日私が言った行政サービスの継続といった中で、町のインフラ整備という部分で、どういったことをやっていくことができるのかと、また必要であるということだというふうに思っております。三戸町の通りは県道ということになりますが、県道沿いの横の今お話にあった府金線、まずこの30年という時間というのは大変重いものがあるというふうに私も認識をしております。これは、担当課だけではなく、私自身もその財源であるとか、手法であるとか、そういったところも含めて前進していけるように努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

また、府金線、また関根1号線のみならず沿線の通り、県道部分というところが長年舗装を繰り返している関係で、どうしても脇の歩道の部分との段差というのが今充分できてくるようになっていきました。これからの高齢化の社会ということを見ると、

そういったところもバリアフリーの感覚で、車椅子でも歩けるような、そういった歩道の整備、また環境というのは考えていかなければならない大変大事な課題だというふうに思っております。これは通りだけではなくて、それぞれ集落の中でもやはりそういったことを目指していくことが住みやすい地域をつくっていくためのインフラ整備ということになるのだらうと思っております。その点につきましては、これはなかなか単費という形ではできませんので、県、国とも相談をしながら、本当にどういうことができるのかということをしかりと詰めて考えて取り組んでいきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○13番（佐々木 和志君）

道路の改良でありますから、当然事業費がかさむ、その都度、その時々町の財政を鑑みながら判断しなければいけないというのも分かります。ただ、意識として、これから三戸町が抱える課題の中で、高齢化が進んでいく、高齢者が町を歩く、そういった部分を見据えて道路というインフラを整備していくという意識だけは今のうちに持つべきだというふうに思いますので、積極的に取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

府金線で、ちょっと1点言い忘れました。先ほどの例で出した法的手段を取るにしても、最終的な完成を目指すにしても、まだそれなりの時間はかかるのだらうなというふうには思います。ただ、そういう中であっても、あそこを通行する歩行者はいるわけです。暫定的な対応であってもいいので、あそこを何とか歩行者が安全に歩けるだけのスペースを確保するといったこともぜひとも検討していただきたいというふうに思います。この質問に関しては、もう何回も何回も繰り返しになりますけれども、担当課にその都度質問をしていたものが申し送り、引継ぎは当然なされているのであろうとは思いますが、一向に進まないということで今日まで来ました。強い言い方をして大変申し訳ないですけれども、努力はしている、取り組んできているだけだと、やはり町民にはそれは伝わらないと。事業を完成させて、初めて仕事をしたと言えるというふうに私は思っていますので、繰り返しになりますけれども、全力で取り組んでいただきたいということを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前10時26分）

休 憩

（午前10時28分）

<9番 番屋 博光議員>

1. 杉沢小学校の今後について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

9番、番屋博光君。

○9番（番屋 博光君）

私から2点ほど質問させていただきます。

まず1点ですが、杉沢小学校の今後についてということで、学校の使い道、今後どのように使用していくのか。そのまま放置するのか、計画があれば教えていただきたいと思います。

○教育長（慶長 隆光君）

今年3月に閉校となった旧杉沢小中学校校舎の今後の利活用についてご答弁申し上げます。

杉沢小中学校は、今年3月31日付で閉校となり、これ以降の建物管理状況は電気、水道等の契約を解除し、校舎内の備品を統合先であります三戸小中学校へ移動させるなどの整理を行っているところであります。

校舎の利活用につきまして、現時点においては具体的な計画等はないものであります。前回3月議会定例会の一般質問において町長からご答弁を申し上げましたように、これまで小中学生の運動会と一緒にやってきた地区対抗運動会の開催など、地域コミュニティの核としての役割を果たしてきた経緯を考慮し、町内会の役員、老人クラブ等各団体の代表者、杉沢小中学校の保護者であった方など、今後多くの地域の皆様から校舎の利活用についてのご意見やご要望を様々な機会を捉え伺ってまいりたいと考えております。地域の皆様からいただいたご意見を踏まえながら、地域活性化の拠点となるような活用の方向性や方法などについて、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

○9番（番屋 博光君）

学校の今後について、地域の町内会とか老人クラブ、地域の方々の意見を尊重するというので、大変ありがたいと思いますが、今校舎のほうも草がぼうぼうであるし、それから卒業記念で植えた木の手入れも全くなされていない状態、そして校舎にも枝とか様々ぶつかって、環境に非常に悪い状態になっております。その点も踏まえると、これまで学校そのものがあったときにはPTA、町内会、様々地域の方々が学校へ来て掃除、雑草や枝刈りとか様々やってきました。その点の今後整備とか環境については、教育委員会のほうではどういうふうにするように考えておりますか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

旧杉沢小中学校の用地についての管理ということになりますが、今実は地域の方からパークゴルフの練習でグラウンドのほうを使いたいというようなものが来ております。こちらのほうでは、それに合わせましてグラウンド部分の草刈り等を行う予定としております。基本的に教育委員会の管理の中でやっていきますが、ぜひ地域の方も協力していただいて、旧杉沢中学校の校舎、またグラウンドの整備について協力いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

パークゴルフで利用するというので、地域の方からあったということですのでけれども、その場合に校舎のほうの電気、水道も全部止まっている状態なので、トイレとか休憩場所とか、そういうことには利用できるようになるのですか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

校舎につきましては、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、電気、水道、それからトイレの浄化槽等を現在止めている状態でありますので、校舎内を使用するということはできないということになりますので、今屋外のほうのトイレもございまして、水洗ではございませんけれども、そちらのほうを利用していただきながら活用していただきたいというふうに考えております。

電気、水道等を復旧するということは継続的な経費がかかってくるということで、単発で使用するものについてはなかなか復旧するのは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

まず、そうすると校舎の中のトイレとか、そういうのは一切使えないということですね。外だけのトイレを使うということで、そうすると雑草とか掃除とかそういうものの管理のほうはいつ頃予定しているのか。

それと、パークゴルフ、地域でやるということだけれども、それはいつパークゴルフをやる予定なのか教えてください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

草刈りのほうについては、今月も使いたいというような話がございまして、それに合わせて、その前に草刈り等に行いたいというふうに考えております。

パークゴルフをやる時期については、それぞれ長い期間を定めて、その中で地域の方々が集まるときにということで申請をいただいておりますので、その都度ご連絡いただくということになっております。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

地域が集まったときに利用するというので、今月中にいいと思えば草地のほうの、草地というか、雑草のほうは整備すると。分かりました。

もう一つ、プールなのですけれども、プールに関してはどうなのでしょう。プールのあれ撤去するのか、それともそのままにしておくのか、今後どうしたいか、ちょっと教えてください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

プールについて、今後の撤去するのかどうかということでございますが、現在のところ撤去をするといったような計画はございません。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

撤去の予定はないということは、現状のまま、そのまま放置しておくということですか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

旧杉沢中学校のプールについては、学校がある時点から漏水等も発生したりという

ことで、使ってはおりませんでした。今後そのまま放置しておくのかということですが、今後の杉沢小中学校の敷地の利用がどのようになるのかということが決まった段階で、その撤去をするのか、どうするのかということを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

今後の利用が決まったら考えるということなのですが、実はNHKの中で3年12月6日の10時に放送された、廃校の使い方ということで放送されていました。九州のほうとか沖縄とか、向こうのほうなのですけれども、海を渡っての……地域の場所はちょっと私書いていないのですけれども、どこの大学だったか、ちょっと忘れたけれども、准教授の方がそういう専門にやって、廃校の使い方の補足というか、そういうのを、こういうふうにやればどうのこうのというのをやっていました。NHKに問い合わせれば、その内容は分かると思いますけれども、そういったのも聞くことはできるのではないかなと思っています。公共施設の復活の法則ということで放送していました。そういうのも参考にしながら、ちょっと考えてもらえばよいのかなと、そういうふうに思っています。そうすると、プールに関しては、そのまま利用ができればその都度考えるということで了解しました。

それと、卒業記念とかで植えた記念樹の手入れのほうまでは、これは教育委員会は関係ないから、これは地元でやるしかないですね。やってくれますか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ぜひ地元の方で、杉沢に残った宝になると思いますので、管理をお願いできればというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

分かりました。では、町内のほうで頑張ってもらえます。

それでは、学校のほうに関しては、その後の何年ぐらいというか、今後どれぐらいの見通しで学校のほうの利用価値というか、そういうのを決めようと思っているのか、今後の予定についてちょっと教えてください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

今後の利活用については、地域の皆様のご意見を参考にしながらというご答弁を申し上げましたけれども、7月頃までには地域の代表者の方にお集まりいただきまして、今後の利活用についてのご意見、ご要望についてお伺いする機会を設けたいというふうに考えておまして、そのご意見を踏まえて今後考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

では、4月に地域と懇談して今後を決めていくということで、了解しました。よろしくお願いたします。

学校に関しては、以上で終わります。

2. 三戸町の畜産（牛）について

○9番（番屋 博光君）

2点目の三戸町の畜産についてということで、1つ目として肉用牛の自家保留の助成を考えているのか。

2つ目として、飼料の高騰について、行政としてはどう考えているのか。

3つ目として、町の貸付牛の頭数を増やすことはできるのか。

4つ目として、牛舎の新築について助成は考えているのか、この4点についてお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、番屋博光議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

三戸町の畜産につきまして4点のご質問でございます。初めに、1点目の肉用牛の自家保留中の助成についてであります。町では平成22年度に基金を造成し、優良雌子牛地域保留事業を実施しております。本事業は、優良繁殖牛より算出された優良雌子牛の保留を進め、繁殖雌牛の増頭を図るため、育成資金の貸付けを行うものであり、育成資金の貸付額は1農家1頭に対して、3年間で定額30万円となっております。

本基金は270万円で造成されたもので、年間3名程度を目安に貸付けを行い、3年間で最大で9名の方が貸付けを受けられるものであります。近年では、5年ほど利用者はございませんでしたが、畜産農家の皆様にご活用いただけるよう関係機関と連携し、積極的に周知してまいりたいと思います。

2点目の飼料の高騰についてであります。2021年以降、飼料や肥料の価格高騰が続いており、畜産農家を含め、農業経営の負担が重くなってきていることは当町としても認識をしております。町では、肥料高騰に対する緊急対策助成を実施しておりますが、飼料については積立金制度による国の配合飼料価格安定制度の支援策制度がございます。国も基金の積み増し等の対策を取っておりますので、国の事業や動向を注視しながら対応していければと考えております。また、配合飼料は輸入に対する依存率が高く、経営に対する影響が大きいため、今後持続できる農業を目標とし、水田転作として子実用トウモロコシや飼料用米などの濃厚飼料、牧草や青刈りトウモロコシなどの粗飼料の生産を促進してまいります。

3点目の貸付牛の増頭についてであります。貸付牛は優良肉用牛導入事業により貸付けをしており、その事業費については県及び町補助金から造成された基金により運営をしております。

これまでの実績といたしましては、平成30年度に3頭、令和元年度は2頭、令和2年度は3頭を貸付けし、現在は合計8頭の貸付けを行っております。本事業での基金からの貸付けは、1頭当たり60万円を上限とし、1年間の貸付けは3頭を目安として運営しているところであり、貸付け頭数の増頭を図るには基金額の増額が必要となります。令和3年度は貸付け希望者はありませんでしたが、今年度は数名の方から貸付けを希望する旨のお話をいただいているところであります。

町といたしましては、今後基金の範囲内で計画的に貸付けを予定しているところではあります。貸付牛の頭数増などの潜在的な需要があるかなどにつきましてもご意見を伺うなどして進めてまいりたいと考えております。

4点目の牛舎新築への助成についてであります。現在国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による畜産クラスター協議会への助成がございます。これは、畜産クラスター計画に基づき取組主体が行う、地域の畜産の収益性の向上に対する畜舎等施設の整備に要する経費の一部を助成するものであります。国では、建築コスト削

減に向け、畜舎建築基準を緩和いたしました。また、簡易畜舎に対する支援策もありますので、ご相談いただければと思います。

町といたしましては、国の事業を活用して、意欲のある担い手の畜舎の整備等を進めることで、家畜の飼養頭数や地域の畜産生産体制を維持、拡大できるよう周知に努めてまいります。今後も畜産農家の収益力向上につながる事業を随時紹介してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○9番（番屋 博光君）

最初の1点目の保留牛の助成についてですが、育成費用として1頭当たり30万円ということで伺いましたけれども、1頭当たりの経費というのは10か月で、餌が上がる前で大体十七、八万円で、それが子牛だけ、保留した場合になると、その母牛までとなるとその倍になるので三十五、六万円、それにあとAIとかETとかそういうものの、あと乾草とかそういうものの経費を含めると四十七、八万円から50万円、経費としてはかかります。子牛だけの、これ3年間と聞きましたけれども、3年間で30万円というのは物すごく安いと私は思います。これももうちょっと上げてもらえればなというふうに思います。その点についてはいかがですか。

○農林課長（極檀 浩君）

ただいまの1頭に対して定額30万円は安いのではないかとということでございます。まず、本事業ですけれども、基金造成して行っております。これの30万円とした根拠ですが、まず保留した雌子牛が産した子牛を出荷するまでの期間、360日、種つけ、分娩に300日、市場出荷まで300日ということで、大体3年を要するというので、それに対しての一部でも補助できないかということで貸付けを行ったということです。1年間の飼料代等々の一部ということで10万円、3年間で30万円ということでございます。今後この基金、確かに飼料もかかっておりますので、高くなってきております。いろいろ費用はかかっておりますので、基金の増額できるかどうか、町の財政状況等とも相談しながら検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

餌のほうに関しての助成は、検討していただきたいなと思います。

それとあと、自家保留牛に対しては、全然三戸町ではありません。それに、参考として田子町では保留牛にした場合、5万円の助成しております。肥育に関しては10万円、市場でよそのほうから買って来た場合、市場で買った場合は、雌の場合は7万円、肥育の場合でも7万円というふうに助成しているそうですけれども、町としてはそういうふうな保留に対しての助成というのは考えていませんか。

○農林課長（極檀 浩君）

町として保留に対しての助成という部分、助成という部分は今現在考えてはございません。その代わり貸付金のほうでやっていくということになっています。

今現在保留していくということで、国のほうで和牛の増頭奨励金というのがあります。規模によりますけれども、1頭24万7,000円ですか、そちらのほうの今活用があるということで、そちらのほうを使っただいて増頭のほうの経費の一部でも助かってもらえればと思っております。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

国の助成は確かにありますが、それはどこの地域でも同じことをやっています。町そのものでそういう助成、関係なく、助成金とかそういうものを関係なくして、今の若い人たちの今後の畜産に対する意欲を表すためにもぜひ考えてもらいたいなど。今三戸町の戸数が44件、頭数が686頭、そのうちの短角牛が5件ありまして、頭数は非常に少なく、11頭でしたか。ほとんどが黒が主になってきますけれども、そういう点を踏まえると国の助成にばかり頼らず、町としても何かの形を取ってもらえないかなと思います、どうでしょう。

○農林課長（極壇 浩君）

もちろんご指摘のとおり増頭をしていくという点で、保留は大変大事なものだと思ってございます。これから他町、田子町とかその他県外等々の制度、こちらのほうの情報を集めまして、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○9番（番屋 博光君）

ぜひ他の地域のことも考慮しながら考えてもらいたいと思います。

次の飼料に関してですが、肥料のほうに関しては前回の回覧でも回りまして、大変ありがたいなと思いますが、飼料に関しては今繁殖パワーですけれども、そういうのトン当たり8万7,524円、前回よりも2万円高くなっております。イーストに関しても8万8,980円、これも2万円増になっています。オールインワンの前期に関しても9万3,357円、トン当たりこういうふうになっていますけれども、これも2万円、3万円近く上がっています。こういったことから、飼料に関しての助成、基金もありますけれども、町としては何らかの形は取れないものかお伺いします。

○農林課長（極壇 浩君）

飼料価格でございます。これも肥料と同様に大変高騰しております。先ほど言った肥料については、国としてもこれまで制度がなかったということで、町単独で助成するというふうに動きました。

こちら飼料についてですけれども、これは国で充てる基金がありました。セーフティネットということで、農家、国、あとは飼料メーカー等で基金を出しているセーフティネットがありましたので、そちらのほうで対応していただければなということ考えています。まだこれからいろいろ新聞等を見ても、国のほうでも動きが出るというふうな情報がありますので、そちらを見ながら対応していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

様々国の助成ばかりさっきから述べていますけれども、国に頼らず町独自の考えもやってもらいたいと思います。

それに併せて、次の貸付牛なのですけれども、現在3頭を目安に5年間でやっていますけれども、今畜産農家の若い人たちから聞きますと、もっと借りたいという声があります。これは、3頭から5頭ないし6頭ぐらいの造成はできるのか、ちょっとお伺いします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいま牛の貸付け、3頭から5頭等にできないかということでございます。こちらも基金で造成しております。昭和55年から始まった事業でございますが、当初は国と県と町ということで基金造成しております。それを運用してきてございまして、今は年間、大体180万円程度の予算の中で運用しているということで、1頭60万円ですので、3頭というふうになっています。それを5頭、6頭にすることになると、基金をまたつくらなければならない。県のほうのお金も入っていますから、県のほうも基金を増やすということになってくると思います。

毎年県のほうへは、増頭の基金の増額ということで要望は出しておりますけれども、県も県内の各市町村、自治体でお金を運用していますので、余裕がなければ来ないというふうな状況でございます。一応貸付けについては、ここ何年間、実は希望がなかったりしているところもあります。3頭のうち1頭の貸付けとか、ない年もございます。町の貸付けもあります。あとは農協の貸付けとか、ほかにも貸付けしているところがありますので、そちらも活用していければと思います。まず、希望がございましたら、農林課のほうまでお電話でもいいですので、ご相談いただきたいと思います。貸付けについては、春の牛の注射のときにチラシを回したりしてPRしてございますので、その後にご相談いただければと思っております。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

県の予算もあると思いますが、町独自の貸付けというのは無理なのか、そこをお伺いします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいま私答えましたように、今現在の基金は県と町でお金を出している造成でございますので、町単独でやるとすれば新たに基金をつかって、町単独のもので運用していかなければならないかなというふうに思います。今現在は、そこまでのまだ希望も来ていないという状況でございますので、当面は今の制度で運用していきたいと思っております。

○9番（番屋 博光君）

当面は今の状態でいくということなのですが、年間3頭ということになっていますけれども、これ3頭で打ち切るわけですか、それとも4頭、5頭まで、次年度は今度1頭になるかもしれませんけれども、目安は1年間で3頭ということになっていますけれども、前倒しということではできますか。

○農林課長（極 檀 浩君）

先ほど答えましたように1年間の大体の予算が180万円です。例えば当初に180万円あるのであれば、早く3頭貸付けはできますが、前年度貸した方からとかのお金が戻ってきてから、それをまた資金にして回していくという形になりますので、その年に貸せる頭数というのはどうしても限られてきます。前の年に、例えば12月に貸した人であると、その次の12月に返ってくるというふうになりますので、前半で2頭、後半で1頭とかというふうな形になっていく運用方針になっておりますので、前倒しというのはなかなか難しいということになります。

○9番（番屋 博光君）

厳しい答えですが、基金の増額も県のほうに要請していただいて、何とか増頭のほうに努めていただきたいと思います。

次に、4番の牛舎の新築ですけれども、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、畜産クラスター、これ使うとなると非常に牛舎の建物の経費というか、建物が高額になってしまっていて、なかなか手が出せない。簡易畜舎の助成もあるということですが、その辺ちょっと詳しくお願いします。

○農林課長（極壇 浩君）

牛舎についてでございます。ご指摘のとおりクラスター事業、これを使いますとかなり経費がかかると、立派なものでなければ対象にならないというような状況でございます。ということで、国でも事業緩和、コストを下げるということも必要ということで、建築基準の緩和もしております。

また、あと簡易畜舎、こちらのほうも事業として用意してございます。これは、真ん中に柱がない建て方だとか、規模を縮小して小さくできるとかというのはございます。これも要件はかなり細かくありますので、詳しい要件については後で直接ご説明させていただきたいと思っておりますけれども、例えば現在でいうと簡易畜舎、スマート畜舎とか、今までだとしっかり骨組みを取って、たたき造って、というやり方ですが、そこは真ん中の柱をなくしたり、頭数も40頭規模でいいとか、小さくすると。増頭のための簡易畜舎の整備という事業もございますので、後ほどご相談いただければと思います。

以上でございます。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま番屋議員からぼそっと厳しいお答えだったというお話がございましたが、課長のほうからも申し上げておりますとおり、現下の状況を見ながらということで、これまでの利用実績等をお話ししながらご説明を申し上げましたが、議員ご心配のとおり、これからの畜産農家の育成という部分も非常に大事な課題だと思っておりますので、畜産農家の方の要望を伺いながら、基金の造成であったりとか、頭数の部分というのも、これは少し考えていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○9番（番屋 博光君）

簡易牛舎の助成というのがありまして、詳しいことに関しては農林課にご相談ということで、了解しました。

今後の、今農家戸数も44軒と物すごく減ってきている中で、後継者もない、高齢化も進んでいる中で、もう後継ぎもいなくなっているところから当然やめていく、農家はこれからもどんどん減っていくと思います。その中で、若い人たちが今後畜産に力を入れてやっていきたいという中で、様々な資金から何から、その助成とか頭数の増頭、国とか県とか様々ありますけれども、なかなか難しい面もあります。できれば町独自の増頭に対する助成金とか、そういうのもあればいいのかなというふうに思います。ほかの地域のほうでも、田子町もそういう助成、金額は少ない。やっぱり田子町も半分ぐらいになっている。前は、もっと十何万円とかという助成していましたが、今はもう半分。それも今畜産に対しての後進の育成とか、技術向上のほうに今力を入れるようになってしまっていて、そっこのほうに力を入れていくというお話で

した。そのほかに、倉石とかそっちのほうでも他県からの導入に対しては、私の聞いているところでは1頭に対して50万円の助成。だから、県外でも百何十万円の牛を買ってくる。今後の繁殖雌牛の素牛をつくるための代にしたい、そういう形でまちがそういうふうに動いて助成しておりますので、ぜひ今後ともそういう畜産に対する後継者を育てるためでもあるし、また三戸町の畜産の発展にもなると思いますので、その点よろしくお願い申し上げて私の質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩いたします。

（午前11時09分）

休 憩

（午前11時19分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

**日程第2 報告第3号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
（三戸町町税条例等の一部を改正する条例）**

○議長（竹原 義人君）

日程第2、報告第3号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（遠山 潤造君）

報告第3号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて、専決第1号 三戸町町税条例等の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、三戸町町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、令和4年3月30日付で専決処分したものでございます。

それでは、主な改正点を新旧対照表に沿ってご説明いたします。条例改正資料の1ページを御覧ください。初めに、第1条関係、1ページの第9条では納税証明書手数料に関する条文内に住所に代わる事項を追加しております。また、6ページの第62条の2、第62条の3では、課税台帳の閲覧、証明書交付手数料の条文内にそれぞれ住所に代わる事項を追加して規定を整備してございます。

これは、DV被害者等を保護する制度の創設に伴うもので、不動産登記法の改正によりDV被害者から申出があった場合、登記事項証明書に親族、支援団体などの住所に代わる事項が記載されることになったものでございます。登記簿上の住所は市町村へ通知され、固定資産課税台帳に記載されますので、閲覧証明書の交付を通じて第三者に漏れる可能性があることから、改正されたものでございます。

次は、1ページ、第17条第4項からの上場株式等の配当所得等に対する課税方式に

ついてでございます。これは、源泉分離課税、総合課税、申告分離課税という3つの課税方式の中から、所得税と個人住民税とで異なる課税方式の選択が可能であったものを、所得税とその方式を一致させることとしたものでございます。税額を低く抑えるため、異なる課税方式を選択する場合がありますことから、他の納税者との公平性が考慮されたものでございます。この改正に関しましては、関連規定が11ページの附則第20条の3第6項までに7か所ほど出てまいります。いずれも課税方式の一致に関する改正が行われております。

次は、3ページの第26条などが関連します公的年金等に係る雑所得の算定方法についてでございます。これは、公的年金等控除額を算定する際に用いる合計所得金額に退職所得を含まないこととするものでございます。合計所得金額の範囲について、所得税と住民税とで退職所得の取扱いが異なっていることから、その違いからくる混乱を是正するため、改正されたものでございます。第26条では、配偶者特別控除額の3定義を地方税法上のものに改め、その根拠となる合計所得金額から退職所得を除いております。

また、4ページの第27条の2及び第27条の3では、扶養親族等申告書に退職所得を有する者などの氏名を明記することとし、これを確実に把握できるよう改正しております。

なお、12ページ、第2条関係の規定では、令和3年4月にご承認いただきました条例改正中、年齢16歳未満の者を第27条の3の扶養親族の範囲に加えております。

次は、住宅ローン控除の適用期間についてでございます。これにつきましては、7ページ、附則第7条の3の2のとおり、入居要件を令和7年末まで4年間延長し、控除期間を13年後の令和20年度までとする改正が行われております。

なお、改正後は基本的に認定長期優良住宅などに対して控除期間を13年間とする措置が講じられることから、一般住宅の場合は令和5年入居分までは控除期間が13年間ですが、令和6年、7年入居分については現行制度同様の10年間となっているものでございます。

次は、貯留機能保全区域に対する特例措置についてでございます。条例では、8ページの附則第10条の2第17項に固定資産税のわがまち特例として追加規定されております。これは、近年の豪雨による洪水や氾濫に対して、雨水等を一時的に貯留できる河川に隣接する低地やくぼ地を貯留機能保全区域として県が指定するものでございます。指定により土地所有者は盛土等の私的な行為に制約を受けることから、最初の3年間は課税標準を4分の3とする特例措置が講じられるものでございます。

次は、8ページ、附則第10条の3第8項の熱損失防止改修、いわゆる省エネ改修に対する減額措置でございます。省エネ改修は、対象税額の3分の1が減額されます。今回の改正では、この減額措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長するとともに、対象の工事について断熱性能を高める省エネに加え、太陽光発電装置などの創エネも対象に加えてございます。条例では、改正箇所のそれぞれに「等」の文字を追加しまして、創エネなどに対応できるよう規定を整備してございます。

最後に、9ページの附則第12条が固定資産税負担調整措置の特例に関する規定となっております。負担調整措置は、土地の価格上昇により固定資産税が急激に上昇して負担が重くなり過ぎないように調整する仕組みでございます。今回の改正では、景気回復に万全を期す観点から、令和4年度に限り、その上限幅が評価額の5%とされているものを商業地等についてのみ2.5%とする改正が行われております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
討論を終結します。
これより報告第3号を採決します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
異議なしと認めます。報告第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて （三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（竹原 義人君）
日程第3、報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。
税務課長。

○税務課長（遠山 潤造君）
報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて、専決第2号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日付で専決処分したものでございます。

主な改正内容は、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図る観点から、基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

改正箇所につきまして、条例改正資料13ページの新旧対照表を御覧ください。初めに、第2条第2項は基礎課税額の、第3項は後期高齢者支援金等課税額の限度額を定めてございます。また、次の第23条では軽減措置後の限度額を定めております。いずれもその限度額を63万円から65万円に、19万円から20万円にそれぞれ改正しております。

なお、14ページの附則第2項につきましては、5行目の「同条中」を「同項中」に改正しまして、規定の適正化を図ったものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第4号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて （令和4年度三戸町一般会計補正予算（第1号））

○議長（竹原 義人君）

日程第4、報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて、令和4年度三戸町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明申し上げます。

本件は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額に歳入歳出それぞれ905万円を追加し、予算総額を66億3,184万1,000円にしたものでございます。

歳入からご説明をいたします。3ページをお願いいたします。10款地方交付税、1項1目地方交付税では905万円を追加しております。消防団員報酬の改定に伴い、必要となる経費を措置するものであります。

4ページをお願いいたします。9款消防費、1項2目非常備消防費では、1節報酬905万円を増額しております。消防団員報酬改定に伴い、基準となる団員1名当たりの年額報酬を1万3,700円から3万6,500円とし、また各会計ごとの年報酬においてもそれ

ぞれ引上げをしたものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

佐々木君。

○13番（佐々木 和志君）

今回の補正は、3月議会に提出された消防団員の条例改正に沿ったものであって、その趣旨というのは3月議会に説明された消防団員の減少や成り手不足の解消を目的として、報酬を団員に直接支払うという趣旨の方針が国から出された、さらにはそれが交付税措置をされたということを受けて、町は条例改正を行ったという経緯であります。

ただ、現在の三戸町消防団の各分団の運営状況を見ますと、これまで分団を運営するために各個々の団員から年報酬、また出動手当が自動的に分団に入って、それで各分団はこれまで運営を続けてきたという事実があります。今回その報酬が直接団員に支払われるということになると、当然分団の運営費というのが少なくなってくるものであり、一部の分団においては一度団員に入った報酬をまた分団に入れるということを考えている、そういった分団もあるように聞いております。そうすると、当初町、国が示した消防団員の減少の歯止め、成り手不足の解消という趣旨からずれていくということが想定されます。

今回分団員に報酬の改定を行うと同時に、補正予算の中にこれまでと同様な各分団が運営できるだけ分団運営費の増額、もしくは消防費の中における消耗品、備品の枠を増やすということと同時に上げるべきであると考えます。これに関して、今後対応する考えがあるか伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま佐々木議員からいただきました団員報酬のみならず、それ以外の経費についても増額ができないかということでございます。まず、今回の団員の報酬改定に当たっては、従前交付税で国のほうから交付税をいただいて運営をしてきたという経緯がございます。今回の引上げに当たっても、県のほうに確認をいたしまして、交付税の措置はしっかりやっていくということの内容で説明をいただいております。こういった財源等も考慮していかなければいけない部分もあります。

今後分団の活動費、そして必要となる資機材等々については、団の活動に支障が生じるということがないように、団の活動経費の内容についてそれぞれ団のほうと協議して、あと内容の精査等を行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

しっかり検討していただきたいということですが、1つだけ、これまで三戸町消防団が脈々と受け継いで活動してきたという、その活動の実情というのもあります。そこを十分認識された上で検討をしていただきたいと付け加えて終わります。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより報告第5号を採決します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。報告第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第28号 三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第5、議案第28号 三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。
税務課長。

○税務課長(遠山 潤造君)

議案第28号 三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、条例中に引用された規定に項ずれ等が生じているため、その一部を改正するものでございます。

改正箇所につきまして、条例改正資料14ページからの新旧対照表を御覧いただきますと、第2条中、租税特別措置法第12条第3項を同条第4項に、同法第45条第2項を同条第3項に、さらに租税特別措置法施行令第28条の9第10項を同項第1号に改めております。

なお、今回の改正により条例の内容に変更はないものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第28号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第29号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第29号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。
税務課長。

○税務課長（遠山 潤造君）

議案第29号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、令和2年度から実施してきた減免措置を令和4年度においても引き続き実施するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容は、対象年度と納期限を改めるものでございます。改正箇所につきまして、条例改正資料15ページの新旧対照表を御覧ください。第2条第3項のうち、対象年度を令和3年度分から令和4年度分へ、納期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日へ改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第29号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第7、議案第30号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。
健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第30号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による第1号被保険者の介護保険料の減免措置について適用期限を延長するため、三戸町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。減免対象となる介護保険料の納期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日に改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号 三戸町工場等誘致条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第31号 三戸町工場等誘致条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明でございます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

議案第31号 三戸町工場等誘致条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、工場等の誘致を促進するとともに町民の雇用機会の拡大を図るため、三戸町工場等誘致条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容であります。対象となる工場等の要件を緩和し、さらに誘致企業が工場等を建て替える場合を奨励金の交付対象に追加するとともに、奨励金における対象経費の拡大、交付額の引下げ等、支援内容の充実を図るものでございます。

第2条では工場等誘致に係る定義を明確にするるとともに、第6号には工場等の建て替えに係る定義を追加しようとするものでございます。

第3条では、奨励金の対象となる要件を立地等に必要な資金、投下資金を500万円以上に、雇用者数の新規従業員数は5人以上増にとそれぞれ引き下げるものでございます。

第5条では立地奨励金の交付上限額を500万円とし、その交付額の割合を100分の1.4から100分の3に引き上げ、第6条の操業奨励金では新たに工場等の建て替えを追加し、建て替えに伴い取得した固定資産に対して課された固定資産相当額を3年間奨励金として交付しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

久慈君。

○11番（久慈 聡君）

工場誘致に対しての案というのは、非常によいのではないかなというふうに考えています。ただ、既に着工しているという状況の中で、このタイミングで条例案を変更しているということもあります。

再度お聞きしたいのですけれども、このきっかけだったり、どのような形でこの条例案が変更になるのかというところを時系列的に教えてください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今回の条例の改正に至りました経緯についてご説明を申し上げます。

令和4年3月に岩手県の二戸市にあります工場、事業者のほうから、目時地区に、取得済みの土地に新工場を建設したい旨の申入れがありました。操業については、まだ後ほどということで、地元の雇用も考えているし、何か協力できることがありますかというご相談を受けたものでございます。

現条例でありますと、雇用の奨励金であるとか、操業の奨励金等についてはハードルが高いものがありますので、ぜひともこれはこの機会にハードルを下げ、さらに工場の誘致が進むように、また地元の雇用が進むようにということを期待して今回条例の改正に至ったものでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

誘致企業に関しては、以前から一般質問が出たりとか、こういう形でやって誘致を推進していくという話の答弁もいただいている状況の中で、改正がなく、そして今現在改正があって変更があるのは交付額が変わった、それから操業の奨励金も3年間とか、ほかの南部町、田子、五戸なんかと比べると非常に緩和されたという形になっているのですけれども、ちなみに今回この条例が改正する前の段階と、改正した段階ではどれぐらいの差異が出るのですか、今回の新しい工場誘致するに当たって。ざっくりでもいいですので、大体これぐらい違うのだというのがもし答えられたら教えてください。

（「休憩お願いします」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前11時50分）

休 憩

（午前11時55分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

現行と改正案とでどのような影響があるかということにつきましてご説明を申し上げます。

まず、対象者の要件となります投下資金のところではありますが、今回新設に当たりますので、新設でご説明を申し上げますと、現行であれば1,000万円以上、これを500万円以上に引き下げております。あと、対象者のもう一つの要件として、新規従業員

の新設は20人以上増えることとしているものを5人以上増というふうに、いずれかに該当する場合に対象者とするものでございます。

あと、対象経費となります現行の部分につきましては、工場等の敷地の整備、道路及び橋梁の新設または改良、輸送施設の新設または改良、工場用水施設及び排水施設の新設または改良等の制限をなくすものでございますので、こちらのほうは特に影響はございません。

交付額は、投下固定資産総額の100分の1.4、交付の上限なしから投下固定資産総額の100分の3で500万円の上限としたものでございます。今回の新設に伴いまして、まず対象者の要件のところであれば、投下資金は1,000万円。新設の場合であれば、現行でも改正案にしても、その条件はクリアできると。交付額につきましては、まだ固定資産の評価のほうがされておりませんので、現行の場合100分の1.4でどのくらいになるかというのは試算はできませんが、改正案でいきますと、100分の3でいきますと、恐らくこの上限額の500万円になるのではないかとこのように見込んでございます。

あと、雇用の奨励金というのも別の要綱のほうで立てておるものになります。こちらのほうにつきましては、新規従業員がこれまで現行であれば10人以上の場合に交付していたものをその制限をなくすること、交付額につきましては地元従業員であれば、現行であれば10万円、地元従業員以外であれば5万円、これを改正案では地元従業員であれば10万円から20万円、地元従業員以外であれば5万円から10万円に引き上げるものでございます。現行の交付額の上限額というのは3,000万円でしたものを1,000万円と上限の引下げを行います。地元の人数、その内訳等についても明確になってございませんので、試算することはちょっと今は難しい状況でございます。

以上です。

〇11番（久慈 聡君）

分かりました。3回目の質問になるので、最後何点か質問します。

なぜこういう話をしているかということ、まずは一般質問で話したりとかしている状況の中で、誘致企業という話が出ている状況の中で、見直しをなぜその時点で行っていないで、今のタイミングになったのかをまず1点質問します。

次、今相談を受けて条例変更という形になると。これは、目線を変えると民間に対しての支援というふうに私は見えるのですが、今後の状況も見据えて考えるというのであれば、それはいいかなというふうにも実際思うのですが、今現在三戸にある民間に対しての支援というのと大して変わらないのではないのかというふうな目線もあります。その差異がどのような形で決められていたのか、どういうふうな話合いがあって、この奨励金等を変えたのか、その説明をいただきたいと思っております。それが2つ目。

その次、ここに三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上、新郷との差異の表を頂いて、持っています。以前の数字からこのような数字に変えましたと今説明いただきました。なぜ1,000万円が500万円になったのか、なぜ3,000万円が1,000万円になったのか、そしてこの帳票に対しての数字を見ると、なぜこの数字になったのかの基本の数字があるはず。平均値がこの分だから、こういうふうにしようだったりとか、そういう数字を変更するのであれば、考えられた数字があると思っております。これは、私が意図しているのは、今回誘致企業が入ってくるからこそ、この数字に合わせたのか、もしくは今後を見据えた形で数字を変えたのか、もしその数字を変えたのであれば何を基準に、何を根拠に数字をこのように変えたのかを説明していただきたいというふ

うに思います。

以上、3点お願いします。

(「休憩お願いします」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

暫時休憩します。

(午後 零時02分)

休 憩

(午後 零時02分)

○議長(竹原 義人君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長(松尾 和彦君)

それでは、私のほうからはご質問の中から、なぜこのタイミングという中になったのかという、その考え方のところについてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど課長のほうからも説明がありましたように、当初の規定の中でも投下固定資産総額というところは、これは以前のままでも今回も対象となるわけですが、従業員の雇用という部分で一人でも多くの職員が対象となるように、今の企業のところからでも対象となるように人数の制限を低くすることで、今後の三戸町に進出する可能性があるところに対してもハードルを下げていくというのが、これも雇用対策の面で大変重要であると考えたからであります。

それと、もう一点が誘致条例の説明のところにあります増設または建て替えという部分でございます。これは、三戸町にもともとあった畜産関係の会社が、以前増設であったり、移築という話があった際に、三戸町はその規定がなかったものですから、他町へ移転をしたという経緯がございます。今三戸町にある様々誘致企業の建物等を見ておられますし、大分年数もたっておりますし、いずれまた増築なり改築なりそういった、あるいは移転ということも考えられることもあろうかということなので、少しでも三戸町にいてもらいたいということで、そういった一度誘致企業として入ってきたところに対しても、改めてまたいてもらいたいということで、この仕組みを考えたところでございます。

○まちづくり推進課長(中村 正君)

まず、1点目の見直しのタイミングというところでございます。今回見直しのお話をいただきまして、この誘致条例の中身のほうを確認した際に、平成26年の改正という古いものでありました。せっかくのお話をいただいた状況でありましたので、この条例の中身のほうの確認を行いまして、郡内の実際の支給状況、あとは対象者の要件等のバランスを見て、お話をいただいてその見直しを行ったものでございます。

2点目のどういうお話で今回その見直しをしたのか、相談を受けての話で内容が変わったのかというご質問かと思いますが、内容につきましては今後も必要に応じて柔軟に、かつ積極的に見直しのほうは行えるところは行いまして、町の工場誘致、また

雇用の拡大、地元雇用の拡大というものは進めていきたいと考えてございます。

3点目の比較についての数値の根拠というものにつきましては、資料、お手持ちのものかと思いますが、まず郡内でも優位になれるように、まず同率もしくはそれ以上にということを中心に考えたものでございまして、今後も見据えて見直しを行ったものでございます。町長の答弁にもありましたように、まずは三戸町の工場の誘致をさらに加速できるように、郡内と比較しても三戸町に建てたいと、建てたほうが有利になる、選ばれる三戸町になれるように今後も検討のほうを進めてまいりたいと思います。

以上です。

(「議長、もう一回よろしいですか」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

3回過ぎていきますので。

(「答えてもらっていないのがあるんですが」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

久慈君の質疑は既に3回となりましたので、会議規則第55条の規定によって発言は許可いたしません。

(「暫時休憩をお願いします」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

暫時休憩します。

(午後 零時08分)

休 憩

(午後 零時11分)

○議長(竹原 義人君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの久慈君の質疑は回数に入りませんので、答弁漏れということで答弁をさせます。

○まちづくり推進課長(中村 正君)

答弁が足りなかったところ、申し訳ございませんでした。これまでも誘致企業の条例の見直しをすべきではないかというご意見をいただいております、なぜ今のタイミングなのかというところですが、今回岩手県の企業の方が三戸町のほうに工場を建てたいというお話がありましたので、このタイミングをもって条例の改正に至ったものでございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

工場誘致の条例の件では、まず6日の日の町長の説明によりますと、これによってハードルが下がるということで、それに対しては企業誘致が進むということで、大変いいことだと思いますけれども、ほかの町村というよりは地域ですけれども、企業誘致を進めるに当たって、これはメリットとデメリットの部分で問題になることが、ミスマッチが起きる可能性をどう防ぐかということが挙げられています。三戸町でもせっかく誘致企業が来ましたと、気がついたら撤退していましたという例が本町でもありました。そういった場合の具体的な企業を選定して進めるための条件整備であったり、要件の整備等の準備は行われているのか、どのようにして進めていくのかについて伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

今回の改正に当たりまして想定をしているのは、例えばテレワーカーであったりとか、情報通信産業であったりとか、様々幅の広い対象に対してということで考えているところでございます。今藤原議員からお話があったように、せっかく進出していたいただけれども、早期になくなってしまふのだと、それだとちょっとどうなのだろうというところは私たちも十分分かります。ただ、テレワーカーとかそういう企業というのは、意外とずっと定着していただける場合もあるのですが、その職種の見定めとかということまでは、現在のところは至っておりません。しかし、議員から今お話がありましたように、本当にこの地域が求めている職種、求めている会社の核といますか、年数といますか、いろんな様々なところがあると思いますので、その点については今後もこの運用をしていきながら考えていきたいというふうに思っています。

○8番（藤原 文雄君）

町長から説明をしていただきましたけれども、従来からの条例の中でも町長が判断するということの取消しの状況も確かにあってということですが、先ほども申しましたようにミスマッチが起きるということは、受け入れた町にとっても、来てもらった企業に対してもすごく不幸なことになるということが挙げられているので、できれば今後具体的な業種に対する整備等は町として行っていただきたいということをお願いいたします。もう一度答弁をお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

まず、企業が私ども三戸の地域に進出をしたいという提案があった際には、雇用環境であるとか、新卒の状況はどうであるとか、いろいろそういったことを打合せしながら、進出に向かって準備を進めていくということになると思いますので、そういう形をもって町として認定をするとか、やはりそういった考え方を持って対応策をしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

今回地元従業員以外の方も1人10万円、もともとは5万円だったのが10万円に引き上げることなのですが、これは地元従業員の20万円への引上げと上限1,000万円という欄を他町と比べるだけでも、非常に三戸町、その時点で優位に立てる条件を

出していると思うのですが、地元従業員以外の5万円というのも10万円まで引き上げた理由を教えてください。それは、今回の条例改正のきっかけとなった企業の立地概要が何か影響されているのか、教えてください。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 零時 2 1分）

休 憩

（午後 零時 2 5分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの栗谷川君の質問は、条例ではなく要綱であるとのことですので、議案審議の内容と離れていますので、質問を変えてください。

○7番（栗谷川 柳子君）

質問を取り下げます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第31号は原案のとおり可決されました。

午後2時再開予定をもって休憩します。

（午後 零時 2 6分）

(午後 2時00分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- 日程第9 議案第32号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第33号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第34号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第35号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第36号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第37号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第38号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第39号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第40号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第41号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第42号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第43号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第44号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第45号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（竹原 義人君）

日程第9、議案第32号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第22、議案第45号 三戸町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまで、以上14件を一括議題とします。

質疑に入ります。

番屋君。

○9番（番屋 博光君）

農業委員の推薦について、応募方法についてなのですけれども、地域推薦とか個人応募、それから町内会推薦とか様々、あと団体推薦というものもありますけれども、これはどういう経緯でこういうふうになったのか教えてもらえますか。

○農業委員会事務局長（極壇 浩君）

農業委員会の推薦の形ということでございますけれども、これには農業委員会の応募、募集されるとき決まりがございます。農業委員会等に関する法律の中でそういうふうな指定がございまして、そのやり方ということで、自分が立候補していこうというか、自分からやりたいという方、また地域の推薦、団体の推薦、これは土地改良とかそういうのはありますけれども、そういう推薦枠がございません。その中で来た方が今回は14名いたということで、定数と同数ですので、この方々をお願いしたいということになります。

○9番（番屋 博光君）

今の改正のその前なのですけれども、多分同じやり方だと思いますけれども、町内会推薦で出してくださいという報告ありましたし、あとそのほかに個人でただ申し込む方もあったり、その辺ばらばらなので、杉沢のほうでも町内会で推薦しようとして、届けを出そうとしたら、もう出ていますよと言われた経緯もあります。これは統一できないものですか。

○農業委員会事務局長（極壇 浩君）

統一するというのは、なかなか難しいかと思えます。例えば地域推薦だけ一本という形にしますと、団体推薦とかそういうのはないという場合もございますので、推薦の方法は幅広く受け入れるという形にしている、例えば14名以上の方が応募されたという場合には選定委員会というものを開いて、委員の方の任命のほうを誰にどういうふうに任命するか、そういうふうな形の方法を取って指定していくという形になりますので、ただ幅広くまだ受け入れるという体制からも、推薦の仕方、自分で応募される方というふうなやり方は必要かなと思えます。

○9番（番屋 博光君）

そうすると、人数が余計になった場合は選定委員会という中でまた選考するわけですか。

○農業委員会事務局長（極壇 浩君）

ただいま言ったように選定委員会ですか、というようなことで、委員は役場の課長級の方々等に集まっていただいて、この名簿の中で適任な方、これまでの農業の経験とか、現在やっているものとか、将来的にどうかとか、その地域のことをよく知っている、農地を知っているとか、そのようないろんな条件を見ながら任命の対象としていくという形になります。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第32号から議案第45号までを1議案ごとに採決します。
初めに、議案第32号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第32号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第33号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第33号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第34号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第34号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第35号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第35号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第36号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第36号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第37号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第37号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第38号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第38号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第39号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第39号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第40号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第40号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第41号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第41号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第42号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第42号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第43号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第43号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第44号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第44号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第45号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第45号はこれに同意することに決定しました。

日程第23 議案第46号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第23、議案第46号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第46号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第2号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額66億3,184万1,000円に歳入歳出それぞれ1億3,373万5,000円を追加し、予算総額を67億6,557万6,000円にしようとするものであります。

歳入から主なものについてご説明をいたします。4ページ、5ページをお願いいたします。14款1項2目衛生費国庫負担金では、4回目のワクチン接種費用に対する新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金1,048万9,000円を増額しております。

2項1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金6,301万4,000円を増額しております。コロナ禍における原油価格、物価高騰の支援策に対し、交付金が交付されるものであります。

2目民生費国庫補助金では3,392万3,000円を増額しております。住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金2,212万8,000円の追加は、住民税均等割非課税世帯に対し、10万円を給付するもので、全額が国費で措置されるものであります。子育て世帯生活支援特別給付金事業費交付金800万円の追加は、住民税均等割非課税世帯に対し、児童1人につき5万円を給付するもので、全額が国費で措置されるものであります。

3目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,045万8,000円を増額しております。

15款2項4目農林水産業費県補助金では458万9,000円を増額しております。新規就農者に150万円を交付する新規就農者育成総合対策費補助金450万円の追加が主なものであります。

18款1項1目繰入金では46万2,000円を増額しております。ふるさと三戸応援基金取崩繰入金200万円の増額が主なものであり、ほのぼの館の11ぴきのねこウォールアートなどに係る費用に充てるものであります。

20款3項1目雑入では、コミュニティ事業助成金80万円を追加しております。

次に、歳出の主なものについてご説明をいたします。初めに、各目に計上しております職員人件費の補正については、本年4月1日付の人事異動による職員配置の変動などにより、一般職員及び会計年度任用職員の人件費を総額で153万円減額しております。

6ページ、7ページをお願いいたします。2款1項3目総合行政システム導入費では125万4,000円を増額しております。12節のA I・R P A導入支援委託料49万5,000円は、人工知能技術と言われるA I技術や、業務自動化に用いられるR P A技術などのI T技術を活用し、業務の効率化を図るため、システム導入に係る職員操作研修を委託するものであります。次の行の13節使用料75万9,000円は、A I・R P Aシステムを使用する際に発生する経費であります。

7目企画費の10節消耗品費15万6,000円、12節11ぴきのねこウォールアート等製作委託料184万9,000円の追加は、町内外からより多くの誘客を図るため、ほのぼの館のリニューアルを行うものであります。

9ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では1,174万1,000円を増額しており、18節の住民税非課税世帯等臨時特別給付金2,000万円の追加が主なものであります。住民税均等割が非課税である世帯に対し、10万円を寄附するものであります。

3目障害者福祉費では、国の障害福祉関係データベース構築に伴い、障害者福祉システム改修委託料174万9,000円を追加しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費では815万6,000円を増額しており、18節の子育て世帯生活支援特別給付費800万円の追加が主なものであります。住民税均等割が非課税である世帯に対し、児童1人につき5万円を給付するものであります。

2目児童措置費では、施設の利用定員の変更などにより、保育士等処遇改善臨時特別交付金149万2,000円を増額しております。

12、13ページをお願いいたします。4款1項2目予防事業費では、4回目の新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る費用3,110万2,000円を増額しております。

14、15ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費では24万円を増額しております。11節の電話料から17節のタブレット購入費までは、農地パトロールなどの現地調査で使用する端末を導入するものであります。

3目農業振興費では630万円を増額しており、新規就農者に150万円を交付する新規就農者育成総合対策費補助金450万円の追加が主なものであります。

7款1項1目商工業振興費では6,161万3,000円を増額しております。12節さんのへ応援商品券換金業務委託料4,720万4,000円の追加は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、町民1人につき5,000円分の商品券を追加交付するものであります。18節プレミアム商品券発行事業費補助金1,100万円の増額は、商工会が発行するプレミアム商品券を増刷するものであります。

17ページをお願いいたします。9款1項3目災害対策費では、コミュニティ事業助

成金80万円を追加しております。上二日町町内会自主防災会が実施する防災用備品購入費に対する補助金を追加するものであります。

18ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費では303万7,000円を増額しております。12節大学生等応援特産品贈呈事業委託料200万円の追加は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、町内出身の学生に対し、地域特産品を贈呈するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

久慈君。

○11番（久慈 聡君）

まず、4ページの14款の1節の住民税非課税世帯の臨時補助金が2,212万8,000円入ってきますよという形で、その後9ページで2,000万円の非課税世帯に特別給付金として1世帯、1人10万円という形で支給されると、これは国から来たお金ということになるのですけれども、これ以外の212万8,000円、これはどこの部分に当たるのかということと、また何世帯ぐらい非課税の対象者が、非課税といってもいろいろあると思いますけれども、どういう人が対象になって、何人の分で支払うのか、お知らせください。

あともう一点が17ページ、コミュニティ事業の助成金で、自主防災ということでしたけれども、どのようなものを購入したかお知らせください。

○住民福祉課長（馬場 均君）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係るご質問でございますが、全体の事業費が2,212万8,000円となっております。このうち給付費分が2,000万円、残りの212万8,000円につきましては事務費ということになってございます。事務費のほうにつきましては、同じ項の中で、それぞれの部分での予算計上となっております。大きなものは12節委託料、システム改修委託料、こちらが一番大きなものという形になってございます。

対象の世帯数の見込みでございますが、200世帯を予定しておりまして、前年度、昨年度ですが、令和3年度の同趣旨の給付金ございましたけれども、こちらの前年度の給付金を受給された方は今回対象にならないということになりますので、それを除いた方々ということによって200世帯ということを見込んでおります。

今後のスケジュールでございますが、今月中にシステムのほうの改修をいたしまして、7月から対象世帯に対して支給案内の送付、8月から臨時給付金の支給開始という形で進めていく予定としております。

以上です。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまの久慈議員の3点目のコミュニティ助成の件につきましてお答え申し上げます。

こちらのほうは、上二日町町内会の自主防災会のほうでポータブル電源、あとそのポータブル電源に関連するソーラーパネル、あとテントや災害用の毛布を購入することになってございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

上二日町の件は了解しました。

9ページの住民非課税のところなのですけれども、前年度の対象にならなかった200世帯ということなのですけれども、その辺もう少し詳しく教えていただきたいなというところ。

それからまた、住民税の非課税という形のくくりになっていますけれども、実質上非課税でありますけれども、収入がぎりぎりの方、そこに引かからない方に関しての支援というのができていないのではないかなと私は考えているのですけれども、その辺に関しては国のお金だけが入ってくるというのが前提になって、そこだけ入っているように感じるのですけれども、非課税に対象になるぎりぎりの厳しい方に対しての支援ということは考えられていないのか、またはそれが含まれるかどうか、ちょっと確認したいのですが。

○住民福祉課長（馬場 均君）

先ほど申し上げましたが、今回の給付金につきましては同趣旨の給付金が前年度、令和3年度にございました。そちらの給付を受けた方は、今回対象外となります。コロナ禍で経済情勢等が様々悪化しているという状況で、昨年度、今年度にかけて経済状態が悪化して、住民税の均等割のほうが非課税になった方が今回の主な対象ということで取り上げられるということでございます。ぎりぎりの線の方ということでございますが、本事業につきましてはあくまでも均等割が非課税の方が対象になるということでございます。それを超えている方に対して何かないのかというところでございますが、現在のところはちょっとまだ決定等しておりません。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

従来からずっと話もしていますけれども、町民の一番厳しいところというのはどこになるのかといった場合に、今私が話したような住民税非課税のところからの収入がぎりぎりの方というのがやっぱり厳しいのではないだろうかと思えますし、そこでおかつお子さんがいらっしゃるところで、お子さんも対象にならないと。それは、先ほどの子育て世帯支援のところもそうですけれども、10ページですか、同じように均等な形で……均等と言ってしまう言葉がなかなか難しい部分もあると思うのですけれども、やはり厳しいと思われている方々にも支援できるようなもの、国独自だけではなく、市として総合的に考えていく必要性もあるのではなかろうかなというふうに考えていますので、ぜひこのような形で、せっき非課税の方だったりとか、子育てのために支援するという形であれば、もう少し町の情勢等のお声を聞きながら、こういう行政等に反映させていただければなというふうにお願ひしたいと思えます。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

10ページ、3款2項1目18節、私も給付金のことですが、子育て世帯生活支援特別給付金800万円とあります。対象児童要件は、住民税非課税世帯と、あとそれから家計急変世帯ということで、先ほど総務課長からは住民税均等のほうだけちょっとお話あったのですが、5月17日の全協ではこの要件が2つあると認識していますが、その

上でお聞きします。

家計急変世帯は、コロナウイルス感染症の影響を受けての家計の急変、非課税の方々同様の事情のある世帯とされています。非課税世帯の方はプッシュ型給付でなく、申請による支給となると聞きました。この世帯の周知はどのようにするのか1点。

それから、160人程度と見込んでいるようですが、申請による給付対象者はどのくらい見込まれていますか。また、申請においての煩雑さや分かりにくさはないですか、2点。

それから、もう一つです。このほかにもこれからも給付金事業はあると思いますが、昨今誤振込のニュースを見聞きます。当町での業務体制、チェック体制は万全でしょうか。

それから、もう一項目です。11ページ、3款2項3目斗川児童館費、同じく4目中央児童館費、令和4年4月から会計年度任用職員が雇用されたことでの費用増加と思いますが、1つ目、斗川児童館、中央児童館それぞれの新しく雇用された方の雇用状況、2つ目、児童数に見合った職員の配置ができたのか、それから3つ目、私の3月の一般質問でゆとりのある支援員数の配置をお願いしていましたが、それを踏まえての支援員の募集を今現在も行っているか、この項について3点。

以上、お願いいたします。

○住民福祉課長（馬場 均君）

初めに、子育て世帯生活支援特別給付金事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

これにつきまして、ご質問でありましたとおり対象になる世帯のほうは、住民税均等割が非課税である世帯と、あとは今年の1月以降、家庭の急変があった方が対象になるということとなります。家計急変になられた方に対しては、申請で申し込んでいただいて、それを受けて給付のほうを決定するという形になります。

対象児童数でございますけれども、全体で160人ということで見込んでございます。前年度も同趣旨の給付金のほうはございました。ほぼそれと同程度ということで、160人を見込んでおりまして、こちらには申請による方も含んだ形で160人ということで見込んでございます。

これからのスケジュール等でございますが、6月の中旬から住民税均等割非課税世帯のほうの抽出作業を行いまして、7月中旬からプッシュ型の支給対象者へ事前通知のほうを行うと、7月下旬からプッシュ型支給対象者へ支払いのほうを行うという形で行います。これに併せまして、広報等で家計急変になった方に関しましては申請していただく、ご相談していただければ対象となる場合がございますというふうな周知をいたしまして、それをもってご相談いただいた方に対しまして申請していただいて、給付のほうを行うという形で進めていきたいというふうに考えてございます。

給付のほうの誤り等、各市町村等で様々報道等されている中で、誤給付のないような取組ということでございますけれども、こちらに関しましては担当者1人ではなく、複数の職員で確認をしながら、誤りのないような形での給付のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。給付金につきましては以上でございます。

児童館費の会計年度任用職員の人件費についてでございます。斗川児童館でございますけれども、令和3年度は会計年度任用職員5名であったものが、パート職員1名増員いたしまして6名となっております。中央児童館のほうでございますけれども、こちらのほうが会計年度任用職員、令和3年度9名であったものが、フルの会計年度任用職員が1名、パートの会計年度任用職員が1名、合わせて2名増員となりました。

て、11名となっております。それで、今回会計年度任用職員の給料、報酬等のほうの増額分を計上させていただいておりますけれども、斗川児童館につきましては増員になる見込みが今年度の当初予算を策定する段階で分かっておりました。そのため、増員分を見込んだ当初予算となっております。ここに計上されております金額につきましては保育士等処遇改善に係る増額分ということになってございます。一方で、中央児童館につきましては、当初予算策定時に増員分が分かっておりませんでしたので、当初予算ではその分は見込まれておりませんでした。今回その増員分1名分と、あとは処遇改善分に係る増額分を合わせた分を今回予算計上させていただいているという形になってございます。

あとは、それぞれの児童館での対応状況といいますか、運営状況でございますけれども、それぞれ増員となっておりますこともございまして、現在のところ人員的に不足というふうな話は伺っておりません。

あと、中央児童館につきましては、様々な状況等も考えられますので、現状もまだ募集のほうは継続しているということでございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

議長、すみません、回数でなくてよろしいでしょうか。先ほどの質問で、世帯への周知はどのようにしているのですかというところで、広報とかちょっとそこが分からなかったのもので、その周知の方法をもう一度はつきりお願いしたいのですが。

○住民福祉課長（馬場 均君）

周知方法でございますが、ホームページへの掲載ですとか、広報での掲載等で周知してまいりたいと考えております。あとは、チラシ等の配布等も検討したいと思っております。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

せっかくの事業ですので、漏れのないようにお願いしていただければいいと思います。

誤振込に関しての報道の中には、人員削減からくる担当職員の不足も一因であったのではないかと報じられていました。課長の答弁の中にも複数でチェック体制を行うということでしたが、先般の3月議会での町長の答弁の中で、令和4年度新卒採用予定者の辞退者が1名あったと聞きました。また、ほかにも自己都合での職員の退職者が数名おられたと認識しています。職員の方々の負担とならないよう、人材の確保、適材適所の配置を町長にお願いしたいと思います。

それから、会計年度任用職員、児童館のほうについてはきちんと配置ができたということで、また中央児童館に関しては人数も多いことで、今後も募集をしていくということ、とてもほっとしました。会計年度任用職員は、学童のみならず、ほかの部署においても行政が滞ることのないように働いてくださっています。負担の少ない職場環境に努めてくださるようお願いしたいと思います。後からでよろしいので、各課の職員体制の一覧をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第46号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第47号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(竹原 義人君)

日程第24、議案第47号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。補足説明願います。
建設課長。

○建設課長(齋藤 優君)

議案第47号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額7,011万円に歳入歳出それぞれ109万1,000円を追加し、予算総額を7,120万1,000円にしようとするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳入、2款1項1目1節繰入金では、一般会計からの繰入金109万1,000円を増額してございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出、1款1項総務管理費、1目一般管理費では、本年4月1日付人事異動の職員配置によりまして、職員人件費8万4,000円を減額してございます。

1款2項4目貝守地区給水費の10節需用費、修繕費20万円と5ページの4款1項1目予備費97万5,000円の増額は、今年4月に発生した2か所の漏水の早期復旧のため、既決の修繕予算及び予備費を充てて修理を行ったものであり、その経費について増額補正しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
討論を終結します。
これより議案第47号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）
異議なしと認めます。議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第25 常任委員会の所管事務調査の報告について

○議長（竹原 義人君）
日程第25、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。
本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。
10番、総務文教常任委員会委員長、千葉有子君。

○総務文教常任委員長（千葉 有子君）
去る3月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月20日委員会を招集、総務課長及び消防団長のほか関係者の出席を求め、消防団の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。
以上で報告を終わります。令和4年6月9日、総務文教常任委員会委員長、千葉有子。

○議長（竹原 義人君）
次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。
7番、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子君。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）
去る3月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月12日委員会を招集、住民福祉課長のほか関係職員の出席を求め、放課後児童施設等の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付してお

ります別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和4年6月9日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る3月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5月11日委員会を招集、建設課長のほか関係職員の出席を求め、町道等管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和4年6月9日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第26 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第26、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付すことに決定しました。

日程第27 議員派遣の件について

○議長（竹原 義人君）

日程第27、議員派遣の件についてを議題とします。

このことについては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第28 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第28、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

10分後再開予定をもって休憩いたします。

(午後 2時47分)

休 憩

(午後 2時57分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程の提出

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

ただいま町長から議案第48号が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第48号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（貝守 世光君）

第503回三戸町議会定例会追加提出議案を朗読いたします。

議案第48号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第3号）。

以上、1件でございます。

○議長（竹原 義人君）

朗読させました議案を上程します。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

追加日程第1、上程しました追加議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、追加提案いたします議案につきましてご説明申し上げます。

議案第48号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額67億6,557万6,000円に歳入歳出それぞれ716万1,000円を追加し、予算総額を67億7,273万7,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、株式会社読売広告社が保有する株式会社SANNOWAの株式を取得する費用を追加補正しようとするものであります。

以上で追加提案理由の説明を終わります。

追加日程第2 議案第48号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（竹原 義人君）

追加日程第2、議案第48号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。補足説明願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

議案第48号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第3号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額67億6,557万6,000円に歳入歳出それぞれ716万1,000円を追加し、予算総額を67億7,273万7,000円にしようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出、2款1項5目地方創生推進費では、23節投資及び出資金の株式取得費716万1,000円を追加するものです。SANNOWA設立時に読売広告社と交わした合弁基本契約書に基づき、撤退条件となっている第3期以降の当期純利益が140万円を下回りましたので、町が読売広告社が保有するSANNOWA株980株を買い取るものです。1株当たりの買取り価格は、1株当たりの純資産額7,307円となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

佐々木君。

○13番（佐々木 和志君）

1点確認させてください。今回のこの議案のそもそもの根拠となっている合弁基本契約書の中に記されている民間の企業が一定額の赤字が出たら撤収するという内容を認める内容に関しては、かなり相手方に有利な内容なのかなというふうにかねがね思っていました。法律自体、法的な瑕疵はあるか、法に抵触することはないのか、そ

れをお知らせください。

(「休憩をお願いします」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

暫時休憩します。

(午後 3時04分)

休 憩

(午後 3時05分)

○議長(竹原 義人君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長(中村 正君)

今回読売広告社と町が交わした合弁基本契約書になりますけれども、こちらは両者合意の下に交わした契約でございます、法的な問題はないものと認識しております。以上です。

○13番(佐々木 和志君)

この契約書の内容であれば、赤字が出たら相手方である読売広告社が撤退する可能性があらかじめ分かっていたということになります。その中で、やはりそれが想定されるのであれば、出資者として経営のほうに、経営内容に関して、もっと強く発言をしてもよかったのかなということ、これまで様々な議員から意見、指摘、質問等がありました、やはり反省すべきは反省し、読売広告社が出ていった後の運営方針に関しては今後検討するということになっておりますので、町としてはこれまでの反省を基に、この株式会社が地域により貢献できるような運営方針を目指すべきだというふうに考えます。この件に関してどのように考えているか、答弁いただきたいと思っております。

○町長(松尾 和彦君)

ただいま佐々木議員からの質問でございます。これまで地域商社SANNOWAからの読売広告社の合弁撤退ということで、3月から大変長い時間、議員の皆様からもいろいろご指摘、またご心配をいただきました。今回この契約にのっとって町が買い取ると、そうした暁にはこれまでの当然株主の責任というものもございまして、しっかりと成果を見いだせなかったと、そのことに対しての我々なりの責任もございまして、そういったものは十分反省をしながら、次の計画、また取組について慎重に、そしてまた検討していきたいと、そのように思っております。本当に大変申し訳なかったと、そう思っております。

○13番(佐々木 和志君)

まず考えるべきは、この会社がいかに町民の利益になるのか、地域経済、発展に寄与するのかという、これからのことだと思います。そこを肝に銘じて、これまでのこ

とを参考に組み込んでいただければなというふうに思います。答弁要りません。

○11番（久慈 聡君）

今佐々木議員からも話がありましたけれども、将来に向けて今後どうするかということの話合いの中に、議員として、また町として今後どうやって利益を与えていくのかということを考えてもらいたいと、これは気持ちは一緒であります。

ただ、私が今回質問するに当たっては、町民の目線で質問させていただきたいのですが、3月からSANNOWAについてはいろんな指摘があったと。これは、読売広告社が撤退するというような形が明確に分かってからの話です。それ以前に対して、私も議員はSANNOWAに対して経営状況等を確認しながら、このままでいいのかどうか、第3期についても今の予算の形でいいのかどうか、口出しはしてはいけなかったのかもしれないのですけれども、そういう話もさせていただいています。

その状況の中で、3月になって撤退という形になった、合弁基本契約があると。私が議員のときというか、設定というか、SANNOWAができるに当たって、そこまでの説明はなかったにしろ、つくことに賛成してSANNOWAは設立されました。そして、結果、指摘はしていたのだが、赤字となり、そして町としては補正予算をして……追加か、お金を払わなければいけないという結果になったと。町民の代表として、私たちは一般質問したり、今後に対して、SANNOWAの振興、SANNOWAについてもそうですけれども、町についていろいろな話をしてきました。しかし、今回お金を払わなければいけないという結果を目の前にして、私たちがノーと言えるのかどうか、そう考えたところ、町民に対して私たちは何と説明したらいいのでしょうかというところの壁にぶち当たります。理屈やルールや法律も分かります。結果も分かります。では、過去に戻って結果を直すためにどうしたらいいのだろう、そういうことは無理です。今の現在の中から、今三戸町にいる町民から私たちは質問されます。何でこういう状況になったのだ、なぜお金を払うことに賛成したのだというところに行き着くと思います。だからこそ、きちんとした説明や私たちが納得できる状況の中で、私たちはここで、この予算に対して賛成としていかなければならないのではないかと私は考えるのですが、町民に対して私たちはどのように説明して、そして納得してもらったらいいのですか、教えていただきたいです。町長、お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの久慈議員のご質問にお答えを申し上げます。

久慈議員からも、これまででもるご指摘をいただきました。いい意味でたくさんのご指導いただいたものと、そのように思っております。

今回のSANNOWAから読売広告社が撤退となった経緯については、合弁契約書に基づくものというところもありますが、何といてもこの何年、数年間の経営成績の中で、議員の方々にも経営状況というのをお知らせしてきましたが、実際のところ我々としてまだまだ足りないところがあった、またやらなければいけないところがあった、そういった非常に厳しい思いで現在いるところでございます。

町民の皆様には、今回地域商社としてつくったこのSANNOWA、確かに今合弁契約というものはなくなるわけでございますけれども、しかしそういった中でも結果として残ったこの会社を今後どのようにしていくか、そしてまたどのように三戸町の物産や商品、またPRというものを、またネームバリューというものをどうやって上げていくかと、そのことに邁進していく、そのことが私どもの責任だと思っております。どうかご理解のほど、よろしく願いいたしたいと思っております。

○11番（久慈 聡君）

私が理解するのではなくて、町民に理解していただくのです。私たちも結果がこうなったということに対してではなくて、それなりに質問もしましたし、いろんなこともやってきました。問題点があれば指摘もしてきました。ただ、今この予算をOK出してお金を払うことになりました。その後でなければ、今後SANNOWAはどうなっていくのかということに対して、私たちは未知数であり、どうしていくのかも分からない状況の中で、支払わなければならない金額を支払わなければならない、そういう状況の中で議案を出され、賛成せざるを得ない状況の中に置かれ、そして町民からはそれでは理解できないよと言われていた状況の中で、正しくもつくった人間がきちんとした形で町民に理解を求める、それが一番大事なのではなかろうかと私は思っています。それなしに今の状況下で、このような形で話をして納得できるといったら、私はどうなのかなど。そんなことを言うのだったら、一般町民から見て、そんな議員は要らないと、そう言われるでしょう。私もそんな議員にはなりたくないと思っています。

先ほどの質問に戻りますけれども、どのような形で私はいち議員として町民に説明したらいいか、ご教授をいただきたいのです。お願いします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩いたします。

（午後 3時17分）

休 憩

（午後 3時20分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

まず、今回の読売広告社の合弁撤退ということになった、そしてまたこの数年間の経営状況等の成果全てにおいて、私ども町としてしっかり反省をしていかなければならないと、そのように思っています。そして、その反省の上に税金を投入していると、そういう認識をもっと強く持って、責任感をしっかりと持ってやっていく。そして、町民の皆様にはこれまでの経緯もいろいろご心配をいただいておりますが、必ず安心してもらえるように町として責任を持ってやっていきたいと。そしてまた、そのやっていくというのは、今後その方向性については慎重の上にも慎重に検討して、その道筋を表現して、町民の皆さんに見せていきたいと、そのように考えております。とにかくしっかり反省した上で、もう一度原点に戻って頑張っていきたいということでございます。

○11番（久慈 聡君）

ちょっと言葉が悪いかもしれないのですけれども、今町長が話しした言葉を町民、10

人に話しして、町民、10人に納得してもらえるのですか。私は、町民の代弁者として、そして代表としてここに座っているのです。町民の声はどこにあるのだ、町民の声を聞くのだというのが町長が一番必要と話しているやつではないのですか。その中で、私たち代表が町民の代表として一般質問して、SANNOWAの件で質問して、こうやったほうがいいのではないかと。それは3月もそうです、今回もそうです、それ以前もそうです。それに対して、別の会社だから口出しはできない、経営は株主が行うものだ。栗谷川柳子さんの質問もそうでした。そういった状況の中で、今町長がお話しされたのは、「今後反省します」、「今後やっていきます」です。今私たちが決議するのは、今までのツケを払うかどうかというのに対して、払おうと私たちが賛成すれば、なぜ賛成したのだと言われるのです。言っていること分かりますよね。私たちがここで、議員と町長は、町は両輪ですよというふうに言われます。お互いに全てを理解した状態でスタートしたわけではない。先ほども言ったとおり、こういうふうになるとは思わなかったというところもあります。しかし、賛成して、運営して、任せての結果がここにある、その結果のツケを払わなければ次のステップに行けない、次のステップはどうなるか分からない、それに対しても私たちは口を出せない。何を基準にどう判断して、私はここから、いいですよ、これはいいですよと言えるのですか。賛成ですよと私は言える根拠ないです、どんな説明されても。町民が理解してくれるのだらいいです。だから、ご教授をいただきたい、私はそう思います。

某社新聞が書かれました、いろいろと問題もあるということもありました。それが町民の知っている事実です。そして、一緒に仕事をしている人たちが真実を知っています、どういう状況で運営されていたか。私もお付き合いがあるから分かります。だからこそ、このままでいいのかということ、具体的な話はしませんけれども、強く話をしてきたつもりです。しかしながら、このような結果になった責任はどこにあるのか明確にされず、今後どうするかも明確にされず、そして追加議事日程だけ上がり、賛成してくれと言われても「何じゃこりゃ」という感じなのです。説明は聞きました。全協でもいろんな、何回も話も聞きました。こうせざるを得ないというのも分かります。しかし、私たちは町民の代表であり、町民に声を届けなければならないです。また、届けられた町民の声に対して回答しなければならない、非常に苦しい展開の中に私たちはいると私は思っています。

最後の質問ですから、もう一度答弁していただきたいのですが、納得できなかったら、私はまた議長にお願いして、もう一回質問させてもらおうかなと思っています。私は、町民の代表として議員をやっています。町民から、何でここに賛成して、町民の金を払わなければならないのだ、税金を払わなければならないのだと絶対に質問されます。必ず質問されます。SANNOWAはこうだったではないか、こういうところがよくなかったのではないか、おまえらちゃんと一般質問したのか、言われます。指摘はしました、でもやってくれません、これは言い訳です。しかし、私たちの目線から見ると、非常に残念な結果となり、この状況の中で町民に対して説明しなければいけない、私はそんなに知識がないし、人に対して説明することが得意でもありません。この状況の中で、町民、住人に対して説明して、少なくとも8人、何人でもいいです、6人でもいいです、半数以上が、それでは仕方ないねと納得できるような説明を私はしたいのですが、どう説明したらよいかを教えてください。そうでなければ、これに対して賛成、反対というのはできないです、私は。お願いします。

○議長（竹原 義人君）

久慈議員に申し上げますが、ただいまの質問は議案とかけ離れます。ですが、町側

で答える用意があるみたいですので、ただいまの答弁はさせますけれども、3回目ですので、次はございません。

暫時休憩します。

(午後 3時30分)

休 憩

(午後 3時47分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お待たせをいたしました。お答えを申し上げます。

今回の716万円の単費、これは税金、血税でありますので、謹んでおわびを申し上げます。そして、厳粛にこの状況を自覚し、反省するところはしっかりと反省いたします。このこと責任については、最終的に町長としての私にあると考えています。

今後のことについては、SANNOWAの在り方についても慎重に検討し、町民生活の安心、地域経済の発展、そして生活が向上することを目指し、議員の皆様や町民の皆様のご理解をいただけるよう、責任を持って私が対処いたします。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

私は、反対の立場から討論を行います。

本定例会追加提案について、5月17日の議員全員協議会では6月定例会の補正予算計上に必要な日までに、その方向性を説明できるまでの状況に至りませんでしたので、補正予算の計上を見送るとのことでした。一転して6月6日の議員全員協議会では、今後の方向性については読売広告社の撤退後に検討していくことになりましたので、補正予算をお願いするとのことでした。方向性を説明できるまでの状況とまで言っていた地域商社SANNOWAの方向性について、何ら説明がなされていません。さらには、昨日の栗谷川議員の一般質問でも、地方創生推進交付金について説明がなされませんでした。さらには、取締役である副町長もゼロ回答、これでは読売広告社が撤退することによる町への影響について、あまりにも不明瞭であります。現段

階で一番大切な部分の確認ができていません。このことから、本定例会追加提案での補正予算716万円に私は反対をいたします。

先ほどの久慈議員の発言にもありましたように、町民への説明責任を果たすためにも議員の皆様、良識ある判断をしていただきたいと同時に賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

佐々木君。

○13番（佐々木 和志君）

追加提案第48号、三戸町補正予算について賛成の立場から討論をいたします。

先ほどの質疑の中で、担当課長のほうから、このたびの合弁基本契約書の締結は法に抵触するものではない、瑕疵もないという説明がありました。課長の説明のとおりであるとするならば、この契約書の中にある認められた行動を履行するということは法的に認められたものとなります。道義的な理由を根拠にそれを拒否する、法的な確たる根拠のある理由がない中でそれを妨げるということは、法を遵守する議会議員としてあるべき姿ではないと私は考えます。また今回の件で、このことが公に町民に知られることになり、そのこと自体は問題はないですが、これからのSANNOWAの運営に関して多くの町民が不信を抱くことになり、今後の運営方針に大きな影響をもたらすものでもあると考えます。

以上のことから、本議案に関しては原案のとおり可決せざるを得ないというふうに考えております。議員各位におかれましては、何とぞ十分ご認識いただき、本議案に賛同していただけるようお願い申し上げます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

反対者の発言を許します。

千葉君。

○10番（千葉 有子君）

48号、追加議案の反対の発言をいたします。

出資者である読売広告社の撤退に伴う株式買取り資金716万1,000円の支払いについては契約条項から理解できますが、読売広告社撤退後は株主が三戸町だけになり、補助金の関係からも当町が影響を受けることがないのか、町からの説明では不透明です。当町の事業とは少し異なるかもしれませんが、今朝の新聞記事の中にも、ほかの自治体の議会の記事の中に返還金が発生していた文言も見られており、不安は拭えません。

3月の定例議会でのSANNOWAの経営についての議員の質問の中で、町長は商品開発や販路拡大などの取組に町として引き続き協力していくと答弁され、その文言は町民の方々の目にも留まっています。町民の方々からは、不信感の声も届いていま

す。担当課の皆さんも一生懸命向き合ってくださっていることは十分承知していますが、町民を代表する三戸町議会の議員として、町民の方に明確な説明をする責任があると考えます。

先ほど佐々木議員からの法律上のこともあり、賛成するのが妥当でないかという話もうなずけますが、ただ補助金の問題や、町として引き続き協力していくという今後の方向性が全く見えない今、性急に賛成と考えるには及びません。もう少し時間をいただき、見える化してから自分の考えを整理したく、追加議案48号の議案を可決することには反対です。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

賛成者の討論はありませんか。

（「賛成討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

ほかに討論はありませんか。

久慈君。

○11番（久慈 聡君）

賛成、反対という話で、ちょっと申し訳ないのですけれども、私は先ほど質問したとおり、明確になっていない状況の中で判断ができませんので、申し訳ないけれども、退出させていただきます。

（久慈 聡君 退場）

○議長（竹原 義人君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（竹原 義人君）

着席してよろしいです。

起立3名であります。よって、議案第48号は否決されました。

（久慈 聡君 入場）

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

第503回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る6月6日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案につきまして慎重なご審議をいただき、原案どおり議決をいただいたもの、また否決をされたものございましたが、本日閉会の運びに至りました。誠にありがとうございました。

会期中、議員の皆様から承りましたご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、今後も町行政の施策に反映させ、検討を加えながら町政運営に当たっていく所存であります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的にも感染者数が減少傾向となってきておりますが、いよいよ盛夏が近づき、人々がより活動的となる時期を迎えます。7月からは、4回目のワクチン接種も始まりますが、町民の皆様には引き続き感染予防対策に万全を期していただくとともに、議員の皆様におかれましては切にご自愛くださるようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第503回三戸町議会定例会を閉会します。

午後4時01分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

署名議員

署名議員
